

* 0042774001 *

0042774-001

256. 2-57

内外教育制度の調査



文部省調査部・編

文部省調査部

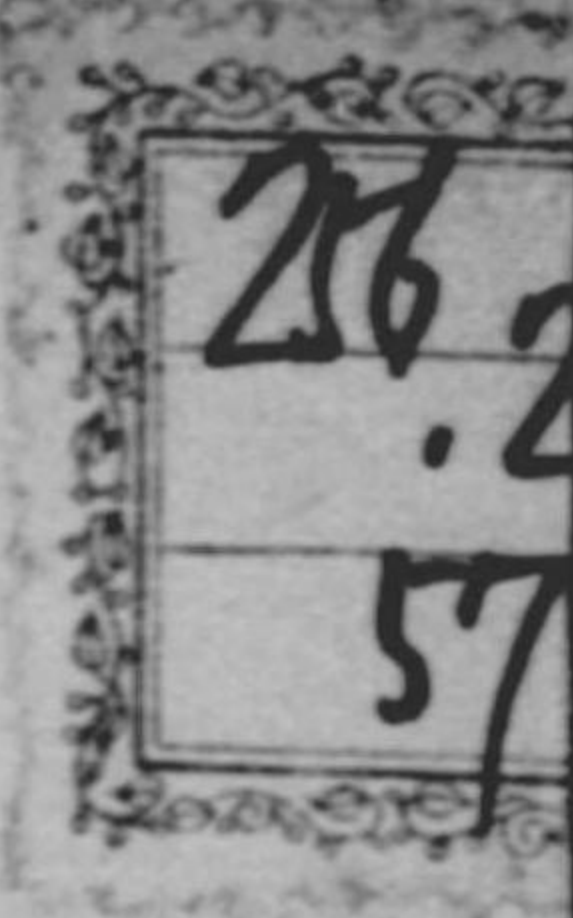
第3-4輯

昭和7

AHD



256



昭和七年四月

内外教育制度の調査 第三輯

文部省調査部

1. 2. 5. 7





外
教
育
制
度
の
調
査



發行所寄贈本

東京大学図書印

276-57
12

目次

教育制度

諸國總合比較

英、獨、佛、米に於ける教員俸給調

英國——教員俸給概況……………(一)	公立小學校教員俸給……………(三)	中等學校教員俸給……………(七)
(附)……加俸に關する調査……………(九)		
獨逸——概説……………(二)	國民學校の教員俸給(プロイセン國民學校教員俸給法、住宅手當、子供加俸、プロイセン以外の諸邦數例)……………(二)	中等教員俸給……………(七)
佛蘭西——大學教員俸給……………(一八)	中等教員俸給……………(一九)	初等教員俸給……………(二三)
米國——教員俸給變遷……………(二四)	現行俸給表概況……………(三〇)	最近設定にかゝる進歩的俸給表……………(三四)
我が國に於ける市町村立小學校教員年功加俸……………		四〇
(附) 公立學校職員年功加俸……………		五九
英、獨、佛、米に於ける給費制度……………		六一

英國——本年度英國教育費概況……(六二) 高等教育(中等教育以上の教育)に於ける奨學金……(六三)
 地方教育當局初等教育費と奨學金……(六五) 文部省國家奨學金……(六六) 師範學校國家補助
 ……(七一)

獨逸(プロイセン)——授業料免除及授業料減額に関する概説(高等學校の授業料(大ベルリン)實業學校の
 授業料(ビレフェルト)教育大學の學資補助)……(七三) (附)……獨逸國民の研究資金、獨逸共
 和國教育豫算……(七七)

佛蘭西——總 說……(八二) 師範學校に於ける給費……(八三) 高等小學校、下級實業學校並にリセー
 コレージュの第六級第五級に共通なる給費……(八三) リセー、コレージュの第四級以上に行は
 る、給費……(八六) 大學に於ける給費……(八九) (附)……一九三〇年豫算案に現はれたる給費
 額……(九一)

米 國——大學奨學金の數例(エール大學、コロムビア大學、ワシントン大學、ジョジワシントン大學)……(九三)

獨、英、佛、に於ける體操教員養成

獨逸……一〇三
 英國……一〇五
 佛蘭西……一〇六
 英、獨、米、小學校に於ける一學級の兒童數に関する調査……一〇九
 英國……一一〇
 獨逸……一一一

各國に於ける大學學校數及生徒數概況
世界各國の義務教育年限
英、米に於ける卒業生

米 國……一一三
 英國……一一五
 世界各國の義務教育年限……一二三
 英、米に於ける卒業生……一三〇

彙 錄

英國之部

中等學校入學に関する調査……一二四

獨逸之部

プロイセン、ギムナジウム高等學校教授時數……一三七
 プロイセン、ペタゴギツシュ●アカデミーの必修科目の教授時數……一三九
 プロイセンに於けるギムナジウムの教員試補に関する規定……一四三
 バイエルの小學校教則……一四九
 獨逸の新教員養成制度……一五九
 實業學校と補習學校との比較……一六三
 獨逸の經濟高等學校……一六六
 プロイセンの工業補習學校……一七三

プロイセン農村補習學校……………二二七
 プロイセンの財政節約案と農村補習學校……………二四二
 ベルリン市の實業教育……………二四五
 獨逸に於ける教員團體に就て……………二四八

佛蘭西之部

改正せられたる佛蘭西中等學校教授時數……………二五六
 佛蘭西高等師範學校規則……………二六二
 パツカローレア試験の科目改正……………二七一
 佛蘭西實業教育振興に就て……………二七六

北米合衆國之部

北米合衆國に於ける小學校、中學校の教授時數、休憩時間等に關する調査……………二九二
 北米合衆國の學校出席者に關する調査……………三〇二
 北米合衆國の教員俸給表作成に就て……………三〇四
 北米合衆國の教員俸給表作成上の新傾向……………三一
 北米合衆國に於けるカレッジ入學に關する會議……………三三五
 學校財政に於ける租稅輕減の問題……………三三九
 高等教育に於ける職業(専門)教育と普通教育の將來……………三五

露西亞之部

ソヴェエト聯合共和國の教育……………三五
 教育政策……………三五
 義務教育制度……………三八
 學校制度……………三五七
 學科課程及教授法……………三六一
 大學及專門教育……………三六四
 生徒自治及兒童運動……………三七四
 職業教育……………三八二
 露西亞の教育革新……………三九一

奧太利之部

奧太利の初等教育……………三九三

瑞典之部

瑞典の小學校教員養成制度……………四三

教育思潮

教育政策原理……………一
 デモクラシーと教育……………一
 國家と教會……………一〇

國家と家族……………	三
中央集權と地方分權……………	三四
少數民族……………	四三
教育的階梯……………	五四
特殊兒童教育の問題……………	六六
國民教育の新傾向……………	六八
郷土科……………	六八
家庭の機能……………	七三
職業選擇、職業相談……………	一〇〇
職業……………	一〇三
萬國實業教育會議報告……………	一〇七

教 育 制 度

諸國總合比較

英・獨・佛・米に於ける教員俸給

英 國

教員俸給概況



歐洲大戦前までは英國に於て教員と言ふ職は物質的待遇より見るも又社會的地位より見るも甚だ低き状態なりき。但しイリヤ等の如き有名なる中等學校及大學の教職に在る者は例外とす。随つて一般教員は其の俸給のみを以て十分に生活すること能はざりしを以て種々の内職をなせる者少からざりき。

小學校教員の如きは特に低き俸給なりしが其の養成も多くは中等學校又は生徒教師(教生)養成所にて行はれ修業も亦程度低かりしことに留意すべきなり。

然るに戦後教員の養成制度改善せられ又教員に對する物質的待遇大いに向上せられ今や文官方面にては最も優遇を受くるものの部類に入れり。

小學校教員及中等學校教員の俸給の増進は、戦後英國文部省が小學校教員並に中等學校教員標準俸給協定委員會を設け、該委員會協定の標準俸給表に依りて教員俸給を支出すべきことを實施せしめたるに基づくものなり。

該委員會は地方教育官廳側よりの代表者と教員側よりの代表者と各同數宛の委員を以て組織せられ其の委員長は兩方何れにも屬せざるバーナム卿 (Lord Burnham) なりしを以てバーナム裁定標準俸給表と稱せり。

而して該委員會協定の標準俸給表は文部省之を認容し一九二五年三月に公布せり。
 現在實施の標準俸給表に依れば公立小學校教員俸給は地方別に四種となり、四地方別に各最低年額と最高年額とを定められ且男女により俸給額を異にせり。最初の二ヶ年間は最低額にて勤務したる後増俸し、其の後は一年毎に規定額の増俸をなし、十八年（或場合には二十年）の後に最高額に達す。

小學校長の俸給は男女別、地方別の外出席兒童數に依る學校の大小により更に五種に分ちて大略の標準を示せり。
 小學校准教員に就ては男女別地方別に別表を以て定めらる。

中等學校教員標準俸給表は男女別、資格別及地方別（ロンドンと地方との二種のみ）により最低額と最高額とを定め、且毎年の増俸規定額を示せり。

中等學校長標準俸給表は單に男女別により最低限度の初任給を示したるのみなり。

標準俸給表の詳細は後に之を述べし。

次に歐洲大戰前と現在との教員俸給の實際を比較對照すべし。何れも年俸平均額を示す。

教職の種類	一九一四年度平均額	一九二五年度平均額	最低額	最高額
小學校教員	女男 七五〇 六〇〇	三九〇 三一〇	一〇八 一五〇	四〇八 三二四
中等學校教員	女男 一七四 一二六	三九〇 三一〇	二七六 二〇四	四八〇 三八四
中等學校長	女男 四五〇 三二四	七六三 五九八	六〇〇 五〇〇	一、〇〇〇 九〇〇
督學官	一、〇〇〇	一、五〇〇	—	—
大學教授	八〇〇	一、二〇〇	—	—

該表の小學校教員とあるは小學校長をも含むもの如し。

此の實際俸給額の調査は一九二九年發行の Dr. Z. U. Ahmad, Systems of Education, Chapter I. System of Education in England, Section 14. に據る。

特例として中等學校長にして年俸千五百磅又は其以上の者もあり。

尙該書に據れば英國に於ては教員の退職は六十五歳又は屢々六十五歳以上に至りて之をなす。而して滿四十年間勤続せる教員は凡て其の教職中の最高俸給額の半額に當る恩給 (Pension) と十五ヶ月分の俸給額に當る慰勞金 (Bonus) とを受く。

最後にバーナム裁定標準俸給表の實施期限につきて附言すべし。該俸給表は一九二五年三月二十七日公布せられ一九二六年四月一日より實施を見たるものなるが其の際に以後六ヶ年間に實施期間と定められたり。依つて最近教育當局より「バーナム卿裁定教員標準俸給表實施の期限は一九三二年三月三十一日の夜を以て終了す」と公表せられたり (The Times, Educational Supplement, March 28, 1931 に據る)

二、公立小學校教員俸給

一九二六年二月二日發令公立小學校教員俸給令に次の如く示されたり。

「一九二六年四月一日以降、地方教育官廳經營に係る公立小學校教員の俸給は、凡て一九二五年三月二十七日公布のバーナム裁定俸給表に依つて支出すべし。但し、文部省が特に該俸給表に依らざることを許可したる場合は此の限りにあらず」
 バーナム裁定俸給表は第一章に述べたるが如く地方教育官廳側の者と、教員側の者と同數宛の代表者が委員となり、バーナム卿が委員長として協定したる教員俸給標準表を文部省が認容したるものなり。

以下公立小學校教員標準俸給表 (The Standard Scales of Salaries for Teachers in Public Elementary Schools.) を掲ぐ。

1、正教員 Certificated Assistant Teachers. (二年制師範大學卒業以上 Two Years College Trained)

地方別	男 教員		女 教員	
	最低額	毎年増俸額	最低額	毎年増俸額
第一地方	一六八 <small>磅</small>	一一二 <small>磅</small>	一五〇 <small>磅</small>	九九 <small>磅</small>
第二地方	一六八 <small>磅</small>	一一二 <small>磅</small>	一五〇 <small>磅</small>	九九 <small>磅</small>
第三地方	一六八 <small>磅</small>	一一二 <small>磅</small>	一五〇 <small>磅</small>	九九 <small>磅</small>
第四地方	一九二 <small>磅</small>	一一二 <small>磅</small>	一六二 <small>磅</small>	九九 <small>磅</small>
最高額	三一二 <small>磅</small>	四〇八 <small>磅</small>	二四六 <small>磅</small>	三二四 <small>磅</small>

11. 校長 Certified Head Teachers

但し最初の増俸は二箇年間最低額俸給にて勤務したる後に支給せらる。

- 校長俸給は男女別、地方別の外に生徒數に依る學校の大小により五種に分たる。次に大小五級の學校の標準を示す。
- 第一級校 平均出席兒童數 百名以下
 - 第二級校 同 百名乃至二百名
 - 第三級校 同 二百名乃至三百五十名

地方別	男 校長		女 校長	
	最低額	毎年増俸額	最低額	毎年増俸額
第一地方及第二地方	一八 <small>磅</small>	二四 <small>磅</small>	一八 <small>磅</small>	二四 <small>磅</small>
第三地方及第四地方	一八 <small>磅</small>	二四 <small>磅</small>	一八 <small>磅</small>	二四 <small>磅</small>
最高額	一三〇 <small>磅</small>	一八 <small>磅</small>	一三〇 <small>磅</small>	一八 <small>磅</small>

第四級校 同 三百五十名乃至五百名
 第五級校 同 五百名以上

學校階級(第一級校乃至第五級校)毎に増俸額次の如し。

男校長 一二磅 女校長 九磅

校長最高俸給額

地方別	男 校長		女 校長	
	最低額	毎年増俸額	最低額	毎年増俸額
第一地方	三四八 <small>磅</small>	四〇八 <small>磅</small>	三四八 <small>磅</small>	四〇八 <small>磅</small>
第二地方	三六〇 <small>磅</small>	四二六 <small>磅</small>	三六〇 <small>磅</small>	四二六 <small>磅</small>
第三地方	四〇二 <small>磅</small>	四七四 <small>磅</small>	四〇二 <small>磅</small>	四七四 <small>磅</small>
第四地方	四五〇 <small>磅</small>	五二八 <small>磅</small>	四五〇 <small>磅</small>	五二八 <small>磅</small>
最高額	四六八 <small>磅</small>	五四六 <small>磅</small>	四六八 <small>磅</small>	五四六 <small>磅</small>

地方別	男 校長		女 校長	
	最低額	毎年増俸額	最低額	毎年増俸額
第一級校	二七六 <small>磅</small>	三〇〇 <small>磅</small>	二七六 <small>磅</small>	三〇〇 <small>磅</small>
第二級校	三〇〇 <small>磅</small>	三二四 <small>磅</small>	三〇〇 <small>磅</small>	三二四 <small>磅</small>
第三級校	三二四 <small>磅</small>	三四八 <small>磅</small>	三二四 <small>磅</small>	三四八 <small>磅</small>
第四級校	三四八 <small>磅</small>	三七二 <small>磅</small>	三四八 <small>磅</small>	三七二 <small>磅</small>

第 二 地 方	二八八 ^磅	三一五 ^磅	三四二 ^磅	三六八 ^磅	三九六 ^磅
第 三 地 方	三一八	三四八	三七八	四〇八	四三八
第 四 地 方	三六〇	三九〇	四二三	四五六	四八六

三、准教員 Uncertificated Assistant Teachers.

地 方 別	男 教 員		最 高 額	
	最 低 額	毎 年 増 俸 額	一九一四年四月一日又は其の後任命の者	一九一四年四月一日前任命の者
第 一 及 第 二 地 方	一〇二 ^磅	七 ^磅	一五六 ^磅	一九八 ^磅
第 三 地 方	一〇八	七	一七四	二二二
第 四 地 方	一一七	七	一九二	二四六

地 方 別	女 教 員		最 高 額	
	最 低 額	毎 年 増 俸 額	一九一四年四月一日又は其の後任命の者	一九一四年四月一日前任命の者
第 一 及 第 二 地 方	九三 ^磅	六 ^磅	一四四 ^磅	一五六 ^磅
第 三 地 方	九九	六	一五三	一七四
第 四 地 方	一〇八	六	一六二	一九八

但し最初の増俸は二箇年間最低額俸給にて勤務したる後に支給せらる。

以上掲げたる五種の「地方別」とは文部省が指定したる左の五種の標準地方 The Allocated Scales なり。

第一地方

Administrative Counties として、ケンブリッジシャー其の他二十一
Non-County Boroughs として、バンバリー其の他六

第二地方

Administrative Counties として、アングレゼー其の他二十六
County Boroughs として、バス其の他六
Non County Boroughs として、バインスタブル其の他三十四

第三地方

Administrative-Counties として、ダーラム其の他十一
County Boroughs として、マンチェスター其の他七十餘
Non-County Boroughs として、ドーバー其の他八十餘
Urban Districts として、アバーデア其の他二十六

第四地方

Administrative Counties として、ロンドン、ミッドハセツクス
County Boroughs として、クロイドン其の他二
Non-County Boroughs として、アクトン其の他八
Urban Districts として、バーキング其の他十三

以上掲げたる標準俸給表は英國の週刊教育時報の一たる The School Master の巻頭に常に掲載せらる。

三、中等學校教員俸給

英國に於ける現在の中等學校 (Secondary Schools) 教員俸給は大體に於て前述のバーナム卿裁定中等學校教員標準俸給表

に據りて支給せらる。但しイートン中學校ハロー中學校の如きグレート・パブリック・スクール (Great Public Schools) に於ては、例外にして一層多額の俸給を支給せらる。

該中等學校教員標準俸給表決定の由来を見るに、一九二〇年に文部省主催にて中等學校教員標準俸給協定委員會開設せられ、地方教育官廳聯合 Association of Local Education Authorities の代表者と、中等學校教員聯合 Association of Teachers in Secondary Schools の代表者と、各同數宛の委員を以て組織せられ、兩聯合に屬せざるバーナム卿其の委員長たりき。而して幾多の論議と考慮とを重ね、漸く一九二五年三月協定公布の運びに至れり。

現在市立地方立等の公立の中等學校は大體此の標準俸給表に據れども、此の標準以上に良き條件の學校も少からず。中等學校教員の部は小學校教員俸給表に比して極めて概略の標準を示せるのみなり。即ち左の如し。

一、教員 Assistant Masters and Mistresses

大學卒業の男教員			
地方別	最低額	毎年増俸額	最高額
ロンドン	二七六	一五	五二八
その他の地方	二三四	一五	四八〇
大學卒業せざる男教員			
ロンドン	二〇四	一二	四三二
その他の地方	一八六	一二	三八四

大學卒業の女教員			
地方別	最低額	毎年増俸額	最高額
ロンドン	二六四	一二	四二〇
その他の地方	二一六	一二	三八四
大學卒業せざる女教員			
ロンドン	一九二	九	三四二
その他の地方	一七四	九	三〇六

但し最初の増俸は二箇年間最低額俸給にて勤務したる後に支給せらる。
 二、校長 Head Teachers
 最低初任給

男校長 Headmasters 六〇〇磅
 女校長 Headmistresses 五〇〇磅

斯く校長に就ては單に初任の最低俸給額を掲ぐるのみなり。現在中等學校長俸給の實際を見るに年俸六百磅より千磅までに及び、特例として千五百磅又は其以上を支給せらるゝものあり。
 中等學校教員俸給の實際は第一項に掲げたるを以て此處に省く。

附、加俸に關する調査

英國中等學校教員聯合協會常務理事ダンカーレー氏及キングム氏著の『中等學校教員』(The Assistant Master: A Guide to the Profession of Secondary Teaching, by G. D. Dunkerley and W. R. Kingham, 1923.)の中の教員俸給の一節を見るに俸給以外の

加俸として左の如き數項を掲げたり。

該著書出版の一九二三年は未だバーナム裁定案公布以前なれども、既にバーナム卿を委員長とする教員標準俸給協定委員會の案成立し居たるを以て、該著者は此の案を標準として述べたり。

茲に加俸とは中等學校教員の場合のみなり。

加俸の一、

大學を卒業し、更に專攻學科目を研究し優秀成績を以て之を修了したる者は、優秀專攻學位 (Good Honours Degree) 此はドクトルの如き博士號にあらざる) を受く。之を受けたる者は年額二十磅乃至五十磅の加俸を支給せらる。標準俸給表の最低額俸給の者は二十磅にして最高額俸給の者は五十磅支給とせり。

加俸の二、

重く職責 (Position of Responsibility) に在る者は標準俸給表の最低額と最高額俸給を受くるとに拘らず年五十磅の加俸を支給せらる。

加俸の三、

大學卒業後更に一箇年間師範教育の專攻 (One year's post-graduate training) をなしたる者は、年額二十磅の加俸を支給せらる。但し之は大學を卒業したる教員に限り支給せらる。又標準俸給表の最高額を受くる者には支給せられず。

加俸の四、

大學を卒業せざる教員にて既に三箇年の教職的教育を修了せる者は、標準俸給表の最高額に達するまで年額十二磅十志の加俸を支給せらる。

尙ロンドン地方と其の他の地方とにより俸給に大差あることは既に之を示せり。

獨逸

一、概説

獨逸國民學校教員は戰前に於てギムナジウム教員に比して社會的地位著しく低く、其の待遇も他の上級教員より甚だしく低かりしが、大戰後國民教育の重大性を高潮するもの頗る多く從來の唯一の教員養成法たる師範學校は中等以下の家庭の子弟を集めたるものにして、學的修養の程度も低かりしを、憲法第四百四十三條に明示せる如く國民學校の教員を國家の官吏として以て其の地位を確保し、舊師範學校を廢して、ギムナジウム卒業を教職的に陶冶すべき師範大學を作り又、教員の修學の程度を向上せるを以て教員の待遇も之に準じて一層改善を加へらるゝに至れり。

而して獨逸に於ては聯邦俸給令なるものありて、勤むる公務の如何に拘はらず、官吏は總て俸給に關しては其の適用を受く、新俸給令に依れば、十二の主要範疇 (Kategorien) 即ち俸給群があり、凡ゆる官吏が此等の群の何れかに分類せらる。

官吏が俸給を受くるは、其の個人的事務遂行の報酬としてはあらずして、國家は其の任官中は一定の報酬として、其の屬する社會の標準に依り、國務の爲に其の全人格全時間を捧ぐるやう十分なる生活費を給するものとす。此の見地は凡ゆる種類の報酬に關する規定の根柢をなすものなり。

官吏は之により自己の恩給及死後に於ける家族扶助料を受くる權利を保障せらる。一面、教員たるものは教職に就くに於ては、凡そ教職の遂行を妨ぐる凡ゆる収益的活動は之を止めざるべからざると共に他面、國家は教員をして常に教員として相當の生活をなす事を保障し、其の死後も尙其の妻子が生前同様の生活をなし得る事を保障するなり。

今左に一例としてプロイセンを主として俸給法の要點を記述せん。

プロイセン國民學校教員俸給法 (抄録)

一九二八年
五月二日制定

基本俸給 (Grundgehalt)

第二條

- 一 基本俸給は確定的に任命せられたる教員(専任教員其他)に對して次の如く支給せらる。
年額二、八〇〇—三、〇五〇—三、三〇〇—三、八〇〇—四、〇〇〇—四、二〇〇—四、四〇〇—
四、六〇〇—四、八〇〇—五、〇〇〇(マーク)
- 二 基本俸給は勤務年數段階に従つて二年毎に上り最後の基本年俸に至る。
- 三 確定的に任命せられたる女教員 (Lehrerinnen) 及女教頭 (Konrektorinnen) は一般に男教員及女教員に對して同等の勤務割合を定めざる限り、基本俸給は一割減ぜらる。
- 四 基本俸給の昇進に對しては確定的に任命せられたる教員は法律上の請求權を有す。

職務加俸 (Stellungszulage)

第三條

- 一 基本俸給の外職務加俸を支給す。
- (イ) 一學級組織の國民學校の第一級教員 (die Ersten Lehrer) 及確定的任命以來五年を経過したる單級學校 (alleinstellende) 教員は年額—二〇〇マーク
- (ロ) 三學級組織にして少くとも三教員を有する國民學校の校長は年額—五〇〇マーク
- (ハ) 國民學校に併置せられたる高等なる學級 (Gehobene Klasse) に繼續的の完全なる服務を委託せられたる教員は年額—八〇〇マーク
- (ニ) 少くとも七學級を有する國民學校の教頭 (Konrektor) 及少くとも十四學級を有する國民學校の第二教頭 (die Zweiten) は年額—五〇〇マーク

- (ホ) 六學級或はそれ以上の學級を有する國民學校の校長は年額—一、二〇〇マーク
- (ヘ) 高等なる學級併置せられ合計少くとも七學級を有する國民學校の校長は年額—一、四〇〇マーク
- (ト) 身體的及精神的に異常なる兒童に對する國民學校の特殊なる施設に繼續的の完全なる服務を委託せられたる教員は年額—八〇〇マーク
- (チ) 少くとも七學級を有する國民學校の前記の特殊施設の教頭及少くとも十四學級を有する此の種の施設の第二教頭並に斯くの如き施設の主任教員は(ト)の項に於て述べたる八〇〇マークの加俸を含めて一年に—一、〇〇〇マーク
- (リ) 四年或はそれ以上の學年級を有する國民學校の特殊施設の校長は(ト)の項に於て述べたる八〇〇マークの加俸を含めて一年に—一、二〇〇マーク

プロイセンに於ける約一〇九、八〇〇の組織的國民學校教職員に對して職務加俸に對する種々な原則により一九二八年四月には凡そ次の如く分配せられたり。

第三條(一)の(イ)により	(二〇〇マーク)—受領者	一七、〇〇〇人
同 (ロ)により	(五〇〇マーク)—同	四、五〇〇人
同 (ハ)及(ト)により	(八〇〇マーク)—同	二、〇〇〇人
同 (ニ)により	(五〇〇マーク)—同	六、二〇〇人
同 (ホ)により	(一、二〇〇マーク)—同	五、二〇〇人
同 (ヘ)により	(一、四〇〇マーク)—同	二、〇〇〇人
同 (チ)により	(一、〇〇〇マーク)—同	四、〇〇〇人
同 (リ)により	(一、二〇〇マーク)—同	二五〇人

第五十二條の(一)により (三〇〇マーク)——同 八五〇人
 合計 同 三六、六〇〇人

獨逸の諸聯邦に於ては小學校教員に對して基本俸給以外に住宅手當と子供加俸とを支給す。

住宅手當 Ortzulage

ハンブルグ Hamburg, リューベック Lübeck, ブレーメン Bremen には住居手當を俸給中に加算して支給すれども他の諸邦に於ては Ortsklasse に依りて之を支給するを一般とす。但し Berlin は非常に高き家賃を要するが故に普通の Ortsklasse には異なりたる支給を受く Ortsklasse は一般に四階級に分る。

- Ortsklasse A. 家賃の高き都市
- Ortsklasse B. 家賃の稍高き都市
- Ortsklasse C. 家賃の高からざる地方
- Ortsklasse D. 家賃の低き地方
- 子供加俸 Kinderzulage

アンハルト Anhalt, バーデン Baden, ブラウンシュヴァイヒ Braunschweig, ブレーメン Bremen, ハンブルグ Hamburg, リューベック Lübeck, メクレンブルグ Mecklenburg, ウィルテンヘルヒ Württemberg, 等の諸邦に於ては子供一人當り一年二四〇マークの支給をなす。然れどもプロイセン Preussen, バーテン Bayern, ザクセン Sachsen, ヘッセン Hessen, リッペルトモールド Lippe-Deimold, シャウムヴルググリュッペ Schaumburg-Lippe, オルデンブルク Oldenburg, チューリンゲン Thüringen に於ける子供加俸は最初の子供と二番目の子供に對しては二四〇マーク、三番目、四番目の子供に對しては三〇〇マーク、次に生るる子供に對しては三六〇マーク、を支給す。

要するに基本俸給と住宅手當と子供加俸とは何れの邦に於ても支給せらるれどもプロイセンの如きは前述の如く其の外に職務加俸 Stellungszulage を支給し又ハンブルグの如きは特別加俸を支給する等の差あり。

プロイセン以外の諸邦數例

ハンブルグ (Hamburg) (Allgemeine Lehrerzeitung 19. März 1931) に據る。

勤続年數	基本俸給	住居手當	特別加俸	總額
一年	三、三三九	八六四	九七	四、二〇〇
二年	三、五三〇	八六四	一〇六	四、五〇〇
三年	三、八二一	八六四	一一五	四、八〇〇
四年	三、八二三	一、一五二	一一五	五、一〇〇
五年	四、一三四	一、一五二	一二四	五、四〇〇
六年	四、四一六	一、一五二	一三二	五、七〇〇
七年	四、七〇七	一、一五二	一四一	六、〇〇〇
八年	四、九九八	一、一五二	一五〇	六、三〇〇
九年	五、二八九	一、一五二	一五九	六、六〇〇
十年	五、五三二	一、一五二	一六六	六、八五〇
十一年	五、七七五	一、一五二	一七三	七、一〇〇
十二年	六、〇一七	一、一五二	一八一	七、二五〇
十三年	六、二六〇	一、一五二	一八八	七、六〇〇

ブレーメン (Bremen)

勤続年數	基本俸給	住居手當	總額
一年	二、八一八	七三二	三、五五〇
二年	三、一六八	七三二	三、九〇〇

勤続年数	基本俸給	住居手当	総額
一九七五年	三、四六八 ^マ	一、〇〇八 ^マ	四、四七六 ^マ
一九七四年	三、四九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	四、五〇〇 ^マ
一九七三年	三、七九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	四、八〇〇 ^マ
一九七二年	四、〇九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	五、一〇〇 ^マ
一九七一年	四、三九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	五、四〇〇 ^マ
一九七〇年	四、六九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	五、七〇〇 ^マ
一九六九年	四、九九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	六、〇〇〇 ^マ
一九六八年	五、二九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	六、三〇〇 ^マ
一九六七年	五、五九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	六、六〇〇 ^マ
一九六六年	五、八九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	六、九〇〇 ^マ
一九六五年	六、一九二 ^マ	一、〇〇八 ^マ	七、二〇〇 ^マ

リニールベック (Lilbeck)

勤続年数	基本俸給	住居手当	総額
一九七五年	二、七九四 ^マ	六〇六 ^マ	三、四〇〇 ^マ
一九七四年	三、〇九四 ^マ	六〇六 ^マ	三、七〇〇 ^マ
一九七三年	三、三九四 ^マ	六〇六 ^マ	四、〇〇〇 ^マ
一九七二年	三、五〇八 ^マ	七九二 ^マ	四、三〇〇 ^マ
一九七一年	三、八〇八 ^マ	七九二 ^マ	四、六〇〇 ^マ
一九七〇年	四、一〇八 ^マ	七九二 ^マ	四、九〇〇 ^マ
一九六九年	四、三〇八 ^マ	七九二 ^マ	五、一〇〇 ^マ
一九六八年	四、五〇八 ^マ	七九二 ^マ	五、三〇〇 ^マ
一九六七年	四、七〇八 ^マ	七九二 ^マ	五、五〇〇 ^マ
一九六六年	四、九〇八 ^マ	七九二 ^マ	五、七〇〇 ^マ

二一	五、一〇八	七九二	五、九〇〇
二三	五、三〇八	七九二	六、一〇〇
二五	五、五〇八	七九二	六、三〇〇

オルデンブルグ (Oldenburg) メクレンブルグ (Mecklenburg)
 基本俸給は Preussen と同様なれども加俸は次の如し。

1200 マーク	1000 マーク	800 マーク	700 マーク	500 マーク	300 マーク	200 マーク
	六學級以上を有する Hilfschule の校長	六學級及それ以上の學級を有する學校の校長、三學級を有する Hilfschule の校長	單級及三學級を有する補助學校 (Hilfschule) の校長	補助學校 (Hilfschule) の教員	單級及二學級を有する學校の校長 (勤続年数六—十年後) 三學級を有する學校の校長 (勤続年数少くとも七學級を有する學校の校長)	單級及二學級を有する學校の校長 (勤続年数五年後)
	六學級以上を有する Hilfschule の校長			三學級乃至五學級を有する學校の校長、十四學級を有する學校の教員		單級及二學級を有する學校の校長 (勤続年数五年)
	六學級以上を有する學校の校長					六學級以上を有する學校の校長
		Hilfschule の教員				

中等教員俸給(プロイセン)

ギムナジウムの教員は、四四〇〇——八四〇〇マーク。高等学校の校長は之に、一三〇〇マークを加ふ。
此の外に住宅手當——九〇〇——一八〇〇マークを支給せらる。俸給の進度は二〇年に最高俸給に達し得るやうに定めらる。

大學教授俸給(プロイセン)

大學の教授は一〇〇〇〇——一九〇〇〇マーク。
外に講座料として學生一人に付一週二時間の授業を一學期間分ニマーク五〇ペンニヒを受く。

佛 蘭 西

佛蘭西に於ける教員俸給額は物價の變動其の他の理由に依り屢々變更を加へられたり、以下に掲出するは一九三〇年四月一日現在の俸給額にして一九三〇年三月二十八日の大統領令 (Décret) に依りて規定せられたるものなり。

一 大學の職員

1・巴里大學

正教授 (Professeur titulaire)

一級九〇,〇〇〇フラン 二級七二,〇〇〇フラン 三級六二,〇〇〇フラン

講師 (Chargé de cours) 及補助講師 (Maître de conférences)

一級六二,〇〇〇フラン 二級四五,〇〇〇フラン 三級四九,〇〇〇フラン

アグレヂエ (Agrégé, 高等教員資格者) たる教員

一級四〇,〇〇〇フラン 二級三六,〇〇〇フラン 三級二〇,五〇〇フラン

研究所長 (醫、理、藥の三學部)

一級四六,〇〇〇フラン 二級四一,〇〇〇フラン 三級三六,〇〇〇フラン

助手 (醫藥の二學部)

一級三六,〇〇〇フラン 二級三二,〇〇〇フラン 三級二八,〇〇〇フラン 四級二四,〇〇〇フラン 五級二〇,〇〇〇フラン

其の他の職員俸給額 (略)

2・巴里大學以外の地方大學

正教授

一級七〇,〇〇〇フラン 二級六二,〇〇〇フラン 三級五五,〇〇〇フラン 四級四九,〇〇〇フラン

講師及補助講師

一級四九,〇〇〇フラン 二級四五,〇〇〇フラン 三級四二,〇〇〇フラン 見習三〇,〇〇〇フラン 以下略

二 中等學校職員 (日本の高等學校職員に相當するものを含む)

1・中等教育中央視學官 (教育の監督) 九〇,〇〇〇フラン

中央視學官 (事務及會計監督) 六八,〇〇〇フラン

2・巴里大學區視學 六二,〇〇〇フラン

3・中等學校教員

(1) 資格又は地位に依る加俸額

A・アグレヂエ (高等教員資格者)

男子又は女子のコレージュ (市町村立七年制高等學校) に奉職するアグレヂエは一九三〇年十月一日以後一〇,〇〇〇フランの加俸を受く。

B・リセー (Lycee, 官立七年制高等学校) 及コレージュ校長の加俸を一九三〇年十月一日以後次の如く定む。

(a) Seine 縣及 Seine-et-Oise 縣内の男女リセー校長に對する加俸 七、〇〇〇フラン乃至一〇、〇〇〇フラン

(b) 前記二縣を除く各縣所在のリセー校長に對する加俸五、〇〇〇乃至八、〇〇〇フラン

(c) コレージュ及中等級 (Cours secondaire) 校長に對する加俸 三、〇〇〇フラン乃至六、〇〇〇フラン

C・リセーの生徒監に對しては一九三〇年十月一日以後恩給積立金の形式にて加俸す。前掲二縣内のリセー生徒監に對しては四、〇〇〇フラン、それ以外のリセー生徒監に對しては二、五〇〇フラン

D・男子リセー又はコレージュの初等級の教育に従事する小學校教員に對しては、一九三〇年十月一日以後二、四〇〇フランを加俸す。但し二、〇〇〇フランは恩給積立金として控除す。

E・博士號 (Doctorat) (國家の附與せる文學博士及理學博士に限る) を有する者に對しては三、〇〇〇フランを加俸す。又アグレガシオン試験の第一部合格者に對しては一、〇〇〇フラン乃至三、〇〇〇フランの加俸をなす。

(2) 男女リセー教員

A・アグレジェたるリセー校長同生徒監同教員の俸給額

Seine 縣	Seine-et-Oise 縣	その他の縣内
級外六〇、〇〇〇フラン	級外	級外
一級五六、〇〇〇	一級四六、〇〇〇フラン	一級四六、〇〇〇フラン
二級五二、〇〇〇	二級四二、〇〇〇	二級四二、〇〇〇
三級四八、〇〇〇	三級三八、〇〇〇	三級三八、〇〇〇
四級四四、〇〇〇	四級三四、〇〇〇	四級三四、〇〇〇
五級四〇、〇〇〇	五級三〇、〇〇〇	五級三〇、〇〇〇

B・Licence (學士號) 又はCertificat (高等修學證書) を有するリセー校長、同生徒監、正教員、講師、會計員 (セーヌ・エ・オアズ縣)

六級三六、〇〇〇	六級二六、〇〇〇
一級四六、〇〇〇フラン	二級四二、〇〇〇フラン
四級三四、〇〇〇	五級三〇、〇〇〇
一級四二、〇〇〇フラン	二級三八、〇〇〇フラン
四級三〇、〇〇〇	五級二六、〇〇〇

C・圖畫教員 (上級免狀所有者) (セーヌ・エ・オアズ縣)

一級四二、〇〇〇フラン	二級三八、〇〇〇フラン	三級三四、〇〇〇フラン
四級三〇、〇〇〇	五級二六、〇〇〇	六級二二、〇〇〇

D・尋常科教員 (セーヌ・エ・オアズ縣)

一級三九、〇〇〇フラン	二級三五、〇〇〇フラン	三級三一、〇〇〇フラン
四級二七、〇〇〇	五級二三、〇〇〇	六級一九、〇〇〇

E・初等級小學校教員

一級一九、〇〇〇フラン	二級一七、五〇〇フラン	三級一六、〇〇〇フラン
四級一四、〇〇〇	五級一二、八〇〇	六級一一、五〇〇

(3) 男女コレージュ及女子中等級

其の他の職員俸給額 (略)

A・Licence 又は Certificat を有するコレージュの校長同教員

一級三六、〇〇〇フラン	二級三二、〇〇〇フラン	三級二八、〇〇〇フラン
四級二四、〇〇〇	五級二〇、〇〇〇	六級一六、〇〇〇

三 初等教育職員俸給額

- (1) 初等教育中央視學官 九〇、〇〇〇フラン
- (2) 大學區視學

一級六〇、〇〇〇フラン 二級五六、〇〇〇フラン 三級五二、〇〇〇フラン
 四級四八、〇〇〇 五級四四、〇〇〇 六級四〇、〇〇〇

(3) 初等視學

セーヌ縣

一級四九、〇〇〇フラン 二級四五、〇〇〇フラン 一級四二、〇〇〇フラン 二級三八、〇〇〇フラン
 三級四一、〇〇〇 四級三七、〇〇〇 三級三四、〇〇〇 四級三〇、〇〇〇
 五級三三、〇〇〇 六級二九、〇〇〇 五級二六、〇〇〇 六級二二、〇〇〇

他の縣

(4) 師範學校

校長加俸額

セーヌ縣 セーヌ・エ・オアズ縣

一等一〇、〇〇〇フラン 二等九、〇〇〇フラン 一等八、〇〇〇フラン 二等七、〇〇〇フラン
 三等八、〇〇〇 四等七、〇〇〇 三等六、〇〇〇 四等五、〇〇〇

他の縣

校長及教諭 (Professeur) の本俸

セーヌ縣 セーヌ・エ・オアズ縣

一級四六、〇〇〇フラン 二級四二、〇〇〇フラン 一級三六、〇〇〇フラン 二級三二、〇〇〇フラン
 三級三八、〇〇〇 四級三四、〇〇〇 三級二八、〇〇〇 四級二四、〇〇〇

他の縣

五級三〇、〇〇〇

六級二六、〇〇〇

五級二〇、〇〇〇

六級一六、〇〇〇

(5) 高等小學校

校長加俸額 (セーヌ縣)

一等一〇、〇〇〇フラン 二等九、〇〇〇フラン 三等八、〇〇〇フラン 四等七、〇〇〇フラン

校長及教諭本俸 (セーヌ縣)

一級四六、〇〇〇フラン 二級四二、〇〇〇フラン 三級三八、〇〇〇フラン 四級三四、〇〇〇フラン

五級三〇、〇〇〇 六級二六、〇〇〇

助教諭俸給 (セーヌ縣)

一級三六、〇〇〇フラン 二級三二、〇〇〇フラン 三級二八、〇〇〇フラン 四級二四、〇〇〇フラン

五級二〇、〇〇〇 六級一六、〇〇〇

(附) 資格に伴ふ加俸

A. アグレヂエたる初等視學及師範學校、高等小學校の校長、教諭は一九三〇年十月一日より一〇、〇〇〇フランの加俸を受くアグレガシオン試験第一合格者も一定の加俸を受く。

B. 博士號を有する者に對する加俸は一九三〇年十月一日以後三〇〇〇フランとす。

C. 初等視學にして教諭の資格を有する者は一九二九年七月一日以後一〇〇〇〇フランの加俸を受く。

(6) 男女小學教員 (Instituteur & institutrice)

一級一八、〇〇〇フラン 二級一六、六〇〇フラン 三級一五、〇〇〇フラン 四級一四、〇〇〇フラン

五級一二、八〇〇 六級一一、五〇〇 見習一〇、五〇〇

(附) 加俸

(地方)

(市)

States	Average Salaries of Country Teachers in 1924					Median Salaries of Elementary Teachers in Largest City Groups in 1924					Median Salaries
	Average Salaries	\$ 500	\$ 1000	\$ 1500	\$ 2000	\$ 2545	\$ 2000	\$ 1500	\$ 1000	\$ 500	
U. S.	\$ 875										\$ 1968
Ala.	517										1278
Ariz.	1398										1689
Ark.	532										1306
Calif.	1456										1922
Colo.	1068										2024
Conn.	1169										1642
Del.	919										1775
Fla.	634										852
Ga.	486										1230
Idaho	1061										1394
Ill.	898										2387
Ind.	988										1930
Iowa	897										1817
Kans.	862										1684
Ky.	581										1330
La.	887										1531
Me.	744										1512
Md.	1016										1613
Mass.	1159										1769
Mich.	894										1922
Minn.	853										1720
Miss.	534										978
Mo.	818										1871
Mont.	994										1804
Nebr.	893										1883
Nev.	1226										1700
N.H.	912										1527
N.J.	1258										1882
N.Mex.	919										1308
N.Y.	1051										2545
N.C.	577										1226
N.Dak.	857										1474
Ohio	1029										1895
Okla.	889										1802
Oreg.	1050										1759
Pa.	894										2005
R.I.	982										1662
S.C.	718										1255
S.Dak.	929										1454
Tenn.	582										1238
Tex.	694										1500
Utah	1055										1463
Vt.	771										1168
Va.	577										1209
Wash.	1241										1812
W.Va.	811										1383
Wis.	968										2401
Wyo.	943										1664

此の表は地方町村と市の小學校教員俸給とを比較し各州に就き一九二四年度に於ける平均額を示せるものなり。

(教育局統計に據る)

北米合衆國

一、教員俸給の變遷

此の國に於ける教員の俸給は甚だ區々にして一律に定められたるゝに非ず。以前に於ては一般の報酬賃銀等に比して低廉にして、殊に歐洲大戰當時物價上騰の際に於ける場合の如きは其の増額は他の低級智的労働者の場合に於けるよりも遅れ、教職の待遇甚だしかりしも、人々漸く教育の重要性及之が根源をなすものは教員にあること並に優良なる教員を招致し、又永く留まらしめんが爲には教員を優遇せざるべからざる事を覺知するに至り、教員の學力品質の向上と其の俸給の増進が企てられ俸給に就ての研究勃然として興り、新に俸給令の制定せらるゝもの枚舉に遑あらず。

A. 小學校長

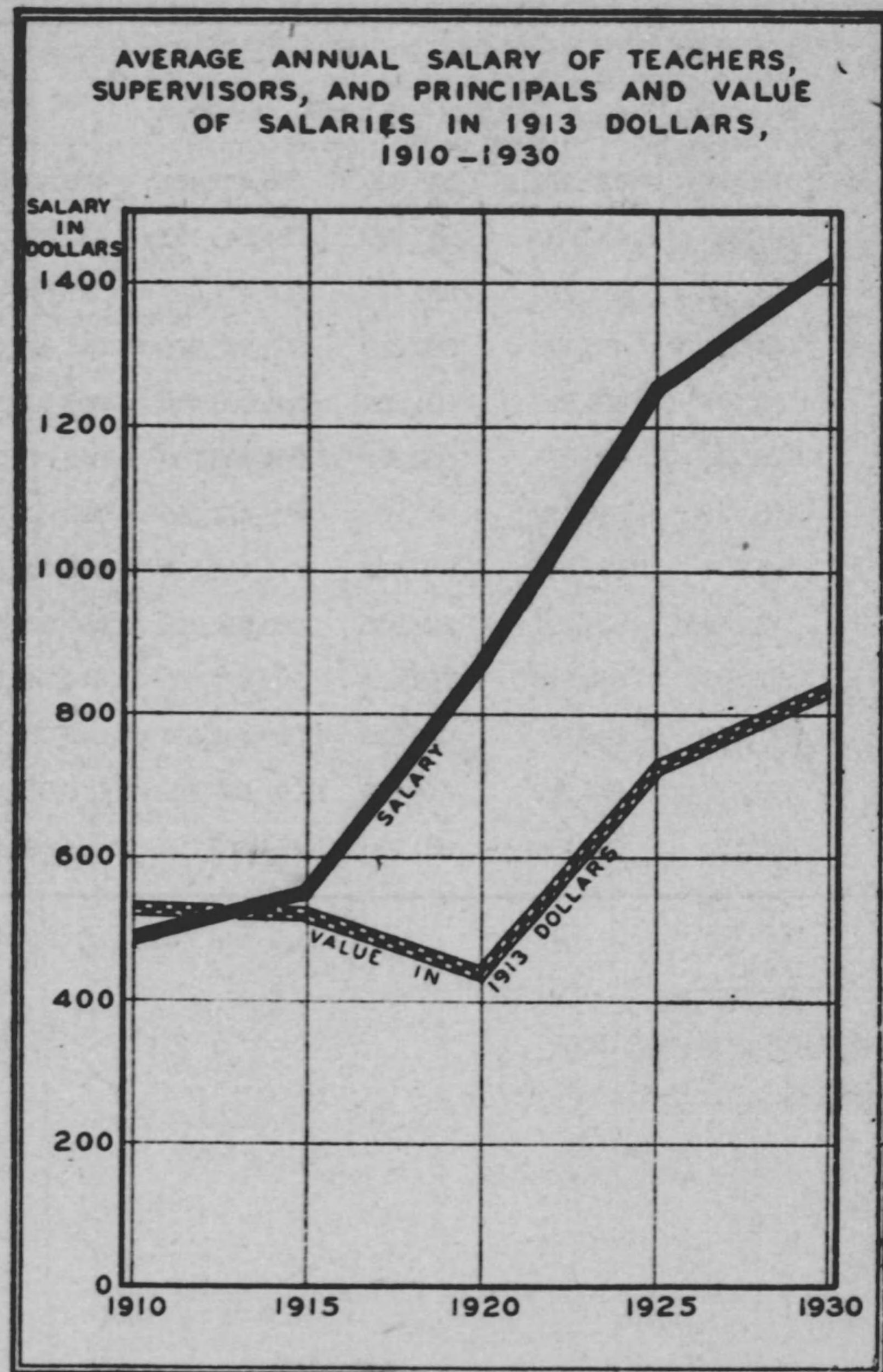
- 二學級を有する學校の校長 八〇〇フラン
- 三學級又は四學級を有する學校の校長 一、六〇〇
- 五學級以上九學級を有する學校の校長 二、八〇〇
- 十學級以上の學級を有する學校の校長 三、五〇〇

B. 補習科 (Cours complementaire) 擔任教員

通常一、五〇〇フランの加俸を受くれど、三年後二、〇〇〇フラン六年後二、五〇〇フラン十年後三、〇〇〇フラン十五年後三、五〇〇フランの加俸を受く。

C. 低能兒教育免狀を有するものは始、一五〇〇フランの加俸を受く。年功に依る加俸増額は補習科擔任教員の場合に同じ。

4.11



此表は一九一〇年より一九三〇年に亙る全国に於ける教職員平均俸給の増加を示し併せて一九一三年の弗の
 価値を標準とせる俸給の価値を示す。

教 員 の 種 類	平 均 俸 給 額	
	小 學 校 Elementary School	中 學 校 High Schools
地方町村の學校 (Rural Schools)		
教員一人の學校.....	748 弗	
教員二人の學校.....	759	
教員三人の學校.....	865	
統合學校 (Consolidated Schools).....	1,055	
郡立學校.....	1,186	
都市の學校 (City Schools)		
人口二千五百以上五千の都市の學校.....	1,129	1,491 弗
人口五千以上一萬の都市の學校.....	1,231	1,617
人口一萬以上三萬の都市の學校.....	1,354	1,738
人口三萬以上十萬の都市の學校.....	1,528	2,000.
人口十萬以上の都市の學校.....	1,943	2,531
國家の補助を受くる大學		
助教授 (Assistant Professors).....	2,600 弗	
准教授 (Associate Professors).....	3,150	
教 授 (Professors).....	3,900	
<p>校長の俸給は地方町村の小學校長の平均額 1,965 弗か ら Land-grant College の大學總長の平均額 9,000 弗 に至るまでの段階あり。</p>		

一九二五年に於ける全國の平均を示せば次の如し。(一九二七年米國教育局發行「米國の教育」に據る。)

State	現職教師の割合	平均出席生徒一人に付する費用	平均長年及視學官の平均出席生徒一人に付する費用
Alabama	27%	44 弗	46 弗
Arizona	3	8	8
Arkansas	44	48	45
California	32	5	4
Colorado	30	10	17
Connecticut	43	11	16
Delaware	12	9	13
District of Columbia	47	2	2
Florida	45	39	43
Georgia	23	49	49
Idaho	5	30	29
Illinois	19	14	10
Indiana	1	29	20
Iowa	38	17	28
Kansas	33	20	27
Kentucky	25	42	34
Louisiana	10	40	38
Maine	13	35	37
Maryland	20	26	15
Massachusetts	6	13	5
Michigan	11	12	9
Minnesota	41	22	25
Mississippi	21	47	48
Missouri	17	33	24
Montana	4	7	26
Nebraska	28	27	31
Nevada	39	3	16
New Hampshire	9	28	22
New Jersey	2	4	3
New Mexico	35	34	30
New York	46	1	1
North Carolina	18	41	40
North Dakota	24	25	42
Ohio	15	16	7
Oklahoma	26	38	33
Oregon	31	19	12
Pennsylvania	8	23	11
Rhode Island	48	15	19
South Carolina	49	46	47
South Dakota	36	24	36
Tennessee	22	45	44
Texas	29	37	39
Utah	40	31	21
Vermont	37	32	35
Virginia	34	43	41
Washington	7	18	14
West Virginia	14	36	32
Wisconsin	16	21	18
Wyoming	42	6	23

一九三〇年の各州の俸給費概況

米國に於ける公立學校の教員俸給變遷 (教育局發表)

學年度	教員		計	俸給	合計
	男	女			
1911	110,328	423,278	533,606	266,678,471 弗	446,726,929
1912	114,559	432,730	547,289	284,945,162	482,886,793
1913	113,213	452,270	565,483	304,431,681	521,546,375
1914	114,662	465,396	580,058	323,610,965	555,007,146
1915	118,449	485,852	604,001	345,006,445	605,460,785
1916	123,038	499,333	622,371	364,789,268	640,717,053
1918	105,194	545,515	650,709	436,477,090	763,978,089
1920	95,654	583,648	679,533	613,404,578	1,036,151,209
1922	118,085	604,891	722,976	860,952,724	1,580,671,296
1924	127,605	630,816	758,421	949,877,465	1,814,743,936
1925	131,164	646,781	777,945	1,009,408,536	1,946,096,912
1926	138,810	675,359	814,169	1,061,582,752	2,016,812,685
1928	138,193	693,741	831,934	1,164,583,062	2,184,336,638

而して

1929—30年に於ては

教員校長視學の數 885,739人

其の俸給額は 1,260,689,216 弗なり

然れども此の國は他の國に於けると事情を異にし、より高き金額及公平なる一律的俸給制設定に就て特別に困難なる障害あり。其は地方制度の活動上に制限あることにして即ち其の俸給支給の権限を有する單位としての地域の餘りに狭小なることなり。少くとも其の單位としての地域は郡、市、或は地方聯合團體の區域位ならんには其の解決も容易なるべけれども、事實は然らずして、殊に貧弱なる地方に於て困難の生ずる場合少からず。

現在一九二七年當時に於て此の國に於ける州中約三分の二の州は或形式の俸給法を定め、而して此等の中の過半數は教員の利益の爲に制定せられたるものにして、全國教員の三分の一以上は現に或形式の俸給規定に依りて保護せらる。尙、全教員に對する一般的俸給支給制の制定も教育法規の近き將來に於て實現を期せらるべし。

二 現行俸給表の概況

現在用ひらるる俸給表は略左の四種に分類することを得。

地位(勤務學校の種類)を標準として機械的に昇給するもの。

教員の學習閱歴を基礎として機械的に昇給するもの。

地位(勤務學校の種類)及成績に依りて昇給するもの。

學習及功績に依りて昇給するもの。

イ、地位を基礎として機械的に昇給するもの。

此の種の俸給表は最も一般に行はるゝものにして之は學校の種類に依り俸給額を異にし、初給は一年留り、其の後は自動的漸次最上級に昇給するものなり。通常最高級に達する年限は十年乃至十二年、最高給と最低給との差額五十弗乃至二百弗なり。

左に其の基本型を示す。

勤続年限	幼稚園	小学校	特殊學校	ジュニアハイスクール	シニヤハイスクール
一〇	一四〇	一四〇	一六〇	一六〇	一六〇
一	一五〇	一五〇	一七〇	一七〇	一七〇
二	一六〇	一六〇	一八〇	一八〇	一八〇
三	一七〇	一七〇	一九〇	一九〇	一九〇
四	一八〇	一八〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
五	一九〇	一九〇	二一〇	二一〇	二一〇
六	二〇〇	二〇〇	二二〇	二二〇	二二〇
七	二一〇	二一〇	二三〇	二三〇	二三〇
八	二二〇	二二〇	二四〇	二四〇	二四〇
九	二三〇	二三〇	二五〇	二五〇	二五〇
一〇	二四〇	二四〇	二六〇	二六〇	二六〇

ロ、教員の學習及閱歴を基礎として機械的に昇給するもの(又一名之を單一表とも言ふ)。

其の勤務せる學校の種類に依つて區別さるゝことなく教員の職業的訓練に要したる年限を以て定む。

此の形式は最近漸次採用せられんとする傾向あり、教員をして學問向上に付て刺戟する所大なるものなり。

左に其の基本型を示す。

中學校以上の學校に於ての修業年限

勤続年數	二年	三年	四年(バチエラー級)	五年(マスター級)	六年	七年(ドクター級)
一〇	一四〇	一五〇	一六〇	一七〇	一八〇	一九〇
一	一五〇	一六〇	一七〇	一八〇	一九〇	二〇〇

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇
二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇
三五〇	三三〇	三一〇	二九〇	二七〇	二五〇	二三〇	一九〇
三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇
三七〇	三五〇	三三〇	三一〇	二九〇	二七〇	二五〇	二三〇
三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇

ハ、地位及成績に依りて昇給するもの。

此は新らしき形式にして教員を奨励するに効果多けれども、其の功績の測定に就ての科學的基礎を見出すに困難なるもの多く未だ餘り廣く採用されずと雖も、最近盛んに研究せらるゝ形式なり。此の形式は學校種別に依りて分類し尙、就任後三年以後は其の成績のみに依りて昇給す。基本型を示すこと左の如し。

三	二	一	〇
一七〇	一六〇	一五〇	一四〇
一七〇	一六〇	一五〇	一四〇
一九〇	一八〇	一七〇	一五〇
一九〇	一八〇	一七〇	一五〇
二一〇	一九〇	一七〇	一五〇
二一〇	一九〇	一七〇	一五〇

功績に依る率

A	B	C	D	E
二四〇	二二〇	二〇〇	一九〇	一八〇
二四〇	二二〇	二〇〇	一九〇	一八〇
二六〇	二四〇	二二〇	二一〇	二〇〇
二六〇	二四〇	二二〇	二一〇	二〇〇
三〇〇	二九〇	二七〇	二五〇	二三〇
三〇〇	二九〇	二七〇	二五〇	二三〇

ニ、學習及功績に依り昇給するもの。

閱歴を最初に次に勤務成績を考慮す。基本型を示せば

三	二	一	〇
一八〇	一七〇	一六〇	一五〇
一九〇	一八〇	一七〇	一六〇
二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇
二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇
二二〇	二一〇	一九〇	一八〇
二二〇	二一〇	一九〇	一八〇

A	B	C	D	E
二七〇	二五〇	二三〇	二一〇	一九〇
二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇
二九〇	二七〇	二五〇	二三〇	二一〇
三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇
三一〇	二九〇	二七〇	二五〇	二三〇
三一〇	二九〇	二七〇	二五〇	二三〇

功績に依る率

最近設定にかゝる進歩的俸給表

次に教員を保護し少くとも其の生活を保障せんとする州の希望に従ひ二三の州にては過去十年間に全州に通ずる進歩的教員俸給表を作成し、一方に又、教員にもより進みたる學修を要求する法規を之と共に設定したり。州は俸給補助金を支給して俸給の支給を助成せり。

其の最適例としてペンシルバニアの場合を示さん。

ペンシルバニアの俸給表

一九二一年に於て全州に通ずる俸給表作製され、此と同時に一九二七年九月一日以後は教員としては、四ヶ年の中學を卒業し（又は之と同等の教育あるの證明を得て）其の後、尙、大學或は師範學校の課程を修了したるに非ざる者は採用すべからずとなし、尙、當日以後教員に在職せんとする者の爲には其の學問的及職業的訓練の補充の爲に、師範學校に於ける夏期講習の出席を要求せらる。又此の俸給表に依る必要を充す爲學校に對する州の支出金は一二、〇〇〇、〇〇〇弗を増加し、第四級地方には規定教員俸給の五十パーセントを其の他の級の地方には二五—三五パーセントを州に於て支給せり。茲に其の俸給表を示さん。

Pennsylvania の俸給表 (一九二二年制定)

第一級地方 (1st Class District) (人口五十萬及五十萬以上)	地 位	最低初任給	最低増俸額	年	數	最高級の最低限度
小 中 小 學 學 校 校 校 助 教 教 員 員 員 員 員 員	地	一、二〇〇	一〇〇	年	八	二、〇〇〇
	位	一、五〇〇	一〇〇	年	三	一、八〇〇
	員	一、八〇〇	一二五	年	八	二、八〇〇

第二級地方 (2nd Class District) (人口三萬—五十萬)

中 管 小 學 學 校 校 理 校 校 教 教 員 員 長 者 員 員	中 學 校 教 員	一、八〇〇	一七五	年	八	三、二〇〇
	管 理 校 教 員	一、八〇〇	一二五	年	八	二、八〇〇
	小 學 校 教 員	二、一〇〇	一三七・五	年	八	四、二〇〇
ジュニアハイスクール、及中學校長	四、〇〇〇	二五〇	年	四	五、〇〇〇	

第三級地方 (3rd Class District) (人口五千—三萬)

中 管 小 學 學 校 校 理 校 校 教 教 員 員 長 者 員 員	中 學 校 教 員	一、〇〇〇	一〇〇	年	四	一、四〇〇
	管 理 校 教 員	一、四〇〇	一〇〇	年	四	一、六〇〇
	小 學 校 教 員	一、六〇〇	一〇〇	年	四	一、六〇〇
視 察 官	五、〇〇〇	一二五	年	四	二、五〇〇	

第四級地方 (4th Class District) (人口五千以下)

中 管 小 學 學 校 校 理 校 校 教 教 員 員 長 者 員 員	中 學 校 教 員	一、〇〇〇	一〇〇	年	四	一、四〇〇
	管 理 校 教 員	一、二〇〇	一〇〇	年	四	一、六〇〇
	小 學 校 教 員	一、四〇〇	一〇〇	年	四	一、六〇〇
視 察 官	三、五〇〇	一二五	年	四	二、五〇〇	

初等教員

月一〇〇弗

中學教員

月一二五弗

郡視學官

年二五〇〇弗

—四〇〇〇弗



ロ、メリーランドの僻陞加俸

又、僻陞に在る教員を優遇する必要を認めその途を講ずるものあり。メリーランドは一學校に唯一人の教員を有する學校の教員に對しては俸給の外に特別の手当を支給するが之は適當なる施設として稱讃せらる。

ハ、ピッツバーグの新俸給表

一九二九年十二月ピッツバーグ教育委員會に依りて採用されたる俸給表は最も推薦に値するものなり而して自動的増俸と之に加ふるに成績に依る追加増俸とを含めて設定されたるものなり。此の追加増俸は教員を獎勵するに効果多し。然れども追加増俸を受領する者も其の失策に依りては之を剝奪せらるゝものとなす。今之を左に示す。

ピッツバーグの新俸給表

職別	最低俸給並に自動的昇給に依る最高俸給	職務上優秀なる成績を挙げたる者への追加増俸に依る最低俸給と最高俸給	全教員に對するもの、百分率	備考
Grade Teacher 小學校教員、幼稚園保母、エレメンタリー、センタリーに於ける諸教員を含む	(註一) 一、二〇〇弗— 二、二〇〇弗— 増俸、年一〇〇弗	(註二) 二、四〇〇弗 二、六〇〇弗 二、八〇〇弗 三、〇〇〇弗 三、二〇〇弗	一五% 一二% 九% 六% 三%	(註一)これは機械的に自動的に増俸され期間は十ヶ年、最小額から十ヶ年で最高額に達す (註二)これは最高額三、二〇〇弗の上の五段階の追加増俸で優秀なる成績を挙げたる者のみに支給さる。五ヶ年を一期とし五ヶ年内に三〇〇弗、四〇〇弗、六〇〇弗、八〇〇弗、一、〇〇〇弗となる
Junior High School Teacher 下級中學教員補習學校教員、エレメンタリー、センタリーに於ける諸教員を含む	(註三) 一、八〇〇弗— 二、八〇〇弗— 増俸、年一七五弗	(註四) 三、〇二五弗 三、二〇〇弗 三、四〇〇弗 三、六〇〇弗 三、八〇〇弗	一五% 一二% 九% 六% 三%	(註三)これは註一に準ずるが期間は六ヶ年 (註四)註二に同じ

職別	最低俸給並に自動的昇給に依る最高俸給	職務上優秀なる成績を挙げたる者への追加増俸に依る最低俸給と最高俸給	全教員に對するもの、百分率	備考
Senior High School Teacher 上級中學教員、師範學校教員、男子職業學校教員を含む	(註五) 一、八〇〇弗— 三、二〇〇弗— 増俸、年一七五弗	(註六) 三、四〇〇弗 三、六〇〇弗 三、八〇〇弗 四、〇〇〇弗 四、二〇〇弗	一五% 一二% 九% 六% 三%	(註五)註一と同じ、期間は八ヶ年 (註六)註二と同じ
Principal of Secondary Schools 上級、下級中學校長、師範學校長、女子職業學校長、補習學校長を含む	四、二五〇弗— 五、二五〇弗— 増俸、年二五〇弗 年四回	五、二五〇弗— 五、七五〇弗— 増俸、年二五〇弗 但しこれは七、五〇〇弗まで教育委員會の特別権限に依り昇給を許さる	二五%	
Principal of Elementary Schools 小學校長	二、三〇〇弗— 二、七五〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年二回	二、七五〇弗— 三、二〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年二回		
小学校長	(一)一六—九の學級數より成る學校長 二、六五〇弗— 三、二五〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年三回	三、二五〇弗— 三、六〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年二回		
小学校長	(二)一〇—一五の學級數より成る學校長 三、一〇〇弗— 三、五〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年三回	三、五〇〇弗— 三、九〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年二回		
小学校長	(三)一六—一九の學級數より成る學校長 三、一五〇弗— 三、五〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年三回	三、五〇〇弗— 三、九〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年二回		
小学校長	(四)三〇以上の學級數より成る學校長 三、五〇〇弗— 四、〇〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年六回	四、〇〇〇弗— 四、五〇〇弗— 増俸、年二〇〇弗 年二回		(但しこれは教育委員會の権限により昇給を許さる)

ニ、エールムハーストの改正俸給表

之は一九三〇年に設定されたるものにして次の目的を主眼點となせり。それは第一、最低俸給額が生活を維持し得ること。第二、退職賜金と併せて受領すべき最高俸給は長年教職に努めたるその價値の増加に對する報酬として相應のものたること。即ち結局の所を言へば十五年間教職に經驗したるものに對する報酬として相當なるべきこと。

イリノイス (Illinois) のエルムハースト (Elmhurst) に採用されたる教員俸給表

經驗年數	二年の師範教育	三年の職業訓練	學位を有する者
一〇	一、二〇〇	一、二六〇	一、三二〇
一一	一、三二〇	一、四一〇	一、五〇〇
一二	一、四一六	一、五三六	一、六五六
一三	一、四八八	一、六〇八	一、七二八
一四	一、五四八	一、六六八	一、七八八
一五	一、六〇八	一、七二八	一、八四八
一六	一、六六八	一、七八八	一、九〇八
一七	一、七二八	一、八四八	一、九六八
一八	一、七二八	一、九〇八	二、〇二八
一九	一、八四八	一、九六八	二、〇八八
二〇	一、九〇八	二、〇二八	二、一四八
二一	一、九六八	二、〇八八	二、二〇八
二二	二、〇二八	二、一四八	二、二六八
二三	二、〇七六	二、一九六	二、三二八
二四	二、一四八	二、二六八	二、三八八
二五	二、二〇八	二、三二八	二、四四八
二六	二、二〇八		
二七	二、二〇八		
二八	二、二〇八		
二九	二、二〇八		
三〇	二、二〇八		
三一	二、二〇八		
三二	二、二〇八		
三三	二、二〇八		
三四	二、二〇八		
三五	二、二〇八		
三六	二、二〇八		
三七	二、二〇八		
三八	二、二〇八		
三九	二、二〇八		
四〇	二、二〇八		

專門教員

經驗年數	二年の師範教育	三年の職業訓練	學位を有する者
一〇	一、五〇〇	一、五六〇	一、六二〇
一一	一、六二〇	一、七一〇	一、八〇〇
一二	一、七一六	一、八三六	一、九五六
一三	一、七八八	一、九〇八	二、〇二八
一四	一、八四八	一、九六八	二、〇八八
一五	一、九〇八	二、〇二八	二、一四八
一六	一、九六八	二、〇八八	二、二〇八
一七	二、〇二八	二、一四八	二、二六八
一八	二、〇八八	二、二〇八	二、三二八
一九	二、一四八	二、二六八	二、三八八
二〇	二、二〇八	二、三二八	二、四四八
二一	二、二〇八		
二二	二、二〇八		
二三	二、二〇八		
二四	二、二〇八		
二五	二、二〇八		
二六	二、二〇八		
二七	二、二〇八		
二八	二、二〇八		
二九	二、二〇八		
三〇	二、二〇八		
三一	二、二〇八		
三二	二、二〇八		
三三	二、二〇八		
三四	二、二〇八		
三五	二、二〇八		
三六	二、二〇八		
三七	二、二〇八		
三八	二、二〇八		
三九	二、二〇八		
四〇	二、二〇八		

我が國に於ける市町村立小學校教員年功加俸

市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法の成立に就て

明治二十年頃小學校の教育費は市町村の負擔となり居たるも、實際に於て市町村は小學校經費を補助するの程度に止り、其の主なる部分は之を兒童の授業料と有志の寄附金とに仰ぎたるが爲に授業料は遞次増加し、就學歩合は年々低下し、未就學者は全國にて三百萬を算し且教員の待遇菲薄にして正教員の不足は三萬人を告ぐるに至れり。又地方地方に依りて給料額に甚だしき差異ありしを以て教員は容易に待遇良き地に轉任し爲に同一校に五六年以上勤務する者は全數の三分の一にも達せず斯くして初等教育は茲に一大頓挫を來せり。

其の結果明治二十二年頃より民間に於ても此の情勢を憂慮し教育は國家的事業なるを以て全然自治體及個人に放任すべきに非ず、國庫は小學校教育費を補助するの要ありと論ずる者漸く多し。

同二十六年伊澤修二を會長とする國立教育期成同盟會を中心とする有志より右の趣旨に依る請願書を議會に提出せり、而して此の請願は議會の採擇する所となり政府は第五回帝國議會に「市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法」及「實業教育費國庫補助法」の二法案を提出せしが同議會は解散せられ第六回帝國議會も亦解散の厄を見、尋いで日清戰役起りて此の問題は一時中止せられしが第九回帝國議會に至りて遂に之を可決したり。(明治二十九年三月二十三日)

右法案提出理由書抄

現在國庫ノ補助ノ方法トシテ教員ノ俸給ヲ擧ゲテ之ヲ支辨スルコトハ經濟情況ノ許サマル所ナレバ今姑ク教員年功加俸ノ法ヲ設ケテ國庫支給トシ一ハ以テ優遇獎勵ノ意ヲ示シ一ハ以テ其地位ヲ繫持シ以テ教育ノ良果ヲ將來ニ期セムトス。

第九回帝國議會の議事録中、西園寺文部大臣の衆議院

に於ける右法案に關する説明を左に掲ぐ

諸君、小學校教員ニ年功ニ依リ加俸ヲ給スルト云フ事ノ法案ハ、既ニ第五回帝國議會ニ提出ニ相成ツテ居マシタモノデアリマスガ、不幸ニシテ當時議院解散ノ爲ニ議決ニ至ラズシテ止ミマシテゴザイマス。此法案ハ當時ノ當局者ガ深ク實際ニ鑑ミテ立案致シタモノデアリマシテ、今日ニ於テ最モ其必要ヲ感ジテキルノデアリマス。小學校教員ノ數ハ、正教員ガ三萬七千五百人程アリマスケレドモ、之ヲ全國ノ小學學級ニ配ツテ視マスト、尙二萬人ノ不足ヲ告ゲテ居ルデゴザイマス。然ルニ實際今日ニアツテハ、多クノ青年ハ教員ト爲ル事ヲ餘リ好マスト云フ傾ガアリマス。又舊來ヨリ既ニ教員ト爲ツテ居ル者モ、或ハ時機ヲ得テ他ノ職業ニ轉ゼン事ヲ希望シテ居ル者モ澤山アリマス。之ヲ過去ノ事實ニ徴シテ見マスト、正教員ニシテ五六箇年間モ同一學校ニ勤務シテ居ツタト云フ者ハ、總數ノ三分ノ一ニモ及バヌト云フ位ノモノデゴザイマス。斯ノ如キ有様デアリマスカラ、今日ニアツテ是ガ矯正ノ途ヲ講ズル事ハ最モ急務デシテ長ク同一學校ニ在ラシメント欲スルモノデアリマス。即チ小學教員ヲ優待シテ、國家ガ小學教育ニ重キヲ置クノ實ヲ示サント欲スルニ過ギヌノデアリマス。此法案ニアツテハ、年功ニ依リ給スベキ加俸ノ起算點ガ違ツテ居リマスノガ一ツ、ソレカラ現法案ニアツテハ、月額二十五圓以上ニ當ル所ノ俸給ヲ取ツテ居ル教員ニハ加俸ヲ給セヌト云フノ制度デアリマシタヲ改メマシタノガ一ツ、重ナル點ノ相違ハ此二點デゴザイマス。此法案ハ第五回帝國議會ニ提出致シマシタ以來、世間デモ往々問題ニナツテ居ル法案デゴザイマシテ、又教育社會ニ於テハ最モ渴望サレテ居ル法案ト考ヘマス。諸君ニモ既ニ御熟知ノ法案デアルト存ジマス。速ニ可決ニナリマシテ議場ヲ通過セラレンコトヲ冀ヒマス。

第九回帝國議會の議事録中、西園寺文部大臣の貴族院

に於ける右法案に關する説明を左に掲ぐ

諸君、此法案ハ第五回帝國議會ニ於キマシテ衆議院ニ提出ニナツタモノデアリマスルガ、當時不幸ニシテ議院解散ノタメ
遂ニ此貴族院ノ議場ニ現ル、ニ至ラズシテ止ミマシテゴザリマス。爾來此法案ヲ教育社會ニ在ツテ最モ熱望サレテアツタモ
ノト考ヘマス。本日ハ幸ニ衆議院ヲ通過致シマシテ本院ノ議場ニ現ハル、ノ時機ニ達シマシテ本大臣ノ甚ダ光榮ト致ス事デ
ゴザリマス。此法案ノ精神ハ小學校教員ヲ優待シテ國家ガ小學教育ニ重キヲ置クノ實ヲ示シ以テ良教員ヲ得ント欲スルノデ
アリマス。又小學教員ノ地位ヲ固クシテ永ク同一學校ニ勤績セシメント欲スルノデアリマス。抑モ教育事業ニ在ツテ殊ニ小
學教員ニ在ツテハ教員ガ永ク同一學校ニ在ルト云フ事ハ甚ダ必要デアルト云フ事ハ申スマデモナイコトデアリマスルガ、我
國ノ有様ハ既往ノ經驗ニ依リマス。教員ガ同一學校ニ五六箇年モ勤績シテ居ツタト云フノハ全數ノ三分ノ一ニモ上ツテ居ラ
ヌノデアリマス。又全國ノ小學學級ノ數ニ配ツテ見マスルト正教員ノ不足ガ今日二萬人程有ルト云フ有様デアアル。斯ノ如キ
ノ有様デアリマスカラ今日斯ノ如キ法ヲ設ケテ是ガ矯正ノ途ヲ講ズルト云フ事ハ最モ急務ノ事デアリマス。此法案ハ第五回
帝國議會ノ頃ニ現ハレマシタ以來世間デモ屢々問題ニナツテ居リマシテゴザイマシタ所ガ、此度出マシタ法案ト當時ノ法案
トハ少々相違ガアリマスカラ或ハ諸君ノ中ニハ御疑ヲ存シテ居ラル、方モ有ルカモ存ジマセヌデ一寸一言附ケテ申シテ置キ
マスガ元ノ法案デ見マス。ト其相違ノ重ナル點ハ加俸ヲ給スル所、年功ノ起算點ガ違ツテ居リマス。ソレカラ月額二十五圓以
上ヲ取ル所ノ教員ニハ加俸ヲ與ヘヌト云フ規定デアツタノヲ改メテ此度ハ矢張與フル事ニ致シマシタ。此二點ガ重モナル相
違デアリマス。初メ起算點ヲ變ヘタ所以ト云フモノハ當時第五回帝國議會ノ頃ニハ餘程溯ツテ起算點ヲ定メテ置カヌト此恩
典ニ浴スル者ガ無カツタト云フノデアリマスガ、今日ニ至ツテハ此法案ノ通ニ改メマシテ丁度適當ノ事ト考ヘマスカラ改メ
マシタ。ソレカラ二十五圓以上取ル教員ニ及ボスト云フ譯ハ元來此度ノ法案デ見マスルト是ハ獎勵ノ意味ヲ執リマシテ即チ
年功ニ酬ユルト云フ主義ヲ執ツタノデアリマス。薄給ナルガ故ニ之ヲ救助スルト云フ意味ニ取ラナカツタノデスカラ改メマ
シタ。一寸附ケ加ヘテ是ダケノ事ヲ申置キマス。此法案ハ餘程渴望サレテ居ル法案トモ考ヘマス。又追加豫算ノ都合モゴザ
リマスカラ速ニ議決ニナリマシテ本院ヲ通過セン事ヲ希望致シマス。

貴族院議事録第十八號
明治二十九年二月十二日

外山貴族院議員贊成演說(官報所載)

本員ハ此ノ法律案ノ委員デアリマシテ即チ此原案ノマ、可決シテヨカラウト云フ考ヲ持ツテキル者ノ一人デアリマス。簡單ニ其ノ贊成
致シマスル理由ヲ陳ベマス。此法律案ニ關シマシテハ初メカラ私共ノ承ハルコトニハ規模ガ小サイト云フコトデアアル。ソレデ此ノ如キ
規模ノ小イモノデハ到底満足スルコトガ出來ヌ、デモツト規模ヲ大キクシタモノデナケレバナラヌト斯ウ云フ其御議論ガ餘程多クアルヨ
ウデアリマス。デ本員杯モコノ案ノ規模ノアマリ大デナイト云フコトハ十分認メテ居リマスルデ其點ハ本員ニ於テモ之ヲ遺憾トスル所デ
アル。不満足トスル所デアアル。然ルニ本員杯ノ文部省ニ關係ノアルモノカラシテ見マスルト云フコト此文部省ノ此案ノ規模ノ小サイト言フ
コトヲ歎息シマスノミナラズ總テ其文部省ノ規模ガ小サイトイフコトヲ本員杯ハ其ノ認メテキルモノデアアル。ソレデ此ノ案ヲ規模ガ小サ
イト言フテ、否決スベキ様デアラナラバ文部省ノ豫算ト言フモノハ或ハ皆否決スベキモノデアツタカモ知レヌト思フ。ソレデ尤モ其文部
省ノ事業トシテ明白々々貴族院ニ於テモ衆議院ニ於テモ國家樞要ノモノデアツテ一日モ捨テオクベカラズト觀ル所ノ帝國圖書館ノ如キモ
ノ、豫算サヘニ出シ得ラレナカツタ所ノ文部省デアアルソレカラシマシテ、モツトソレヨリモ其小イコトデアアル。僅力數千圓ノ費用サ
ヘアレバ出來ル所ノ餘程大切ナル事業杯ヲ大學ナドカラ其文部省ノ豫算ニ出シテ貰ヒタイト云フテ其ノ請求シタモノガアル、内輪ノコト
ナドヲ御話申スノハ餘リ面白クナイ事デアリマスケレドモ、併シ私ガ此案ニ就テ持ツテキル所ノ考ノ能ク其御分リニナルタメニサウ云フ
コトモ御話スルノガ必要デアアルカト思フ。ソレハドウ言フコトデアアルト云フト譬ヘバ日本ノ今日ノ有様ニ於テハ日本語ト云フモノハ今日
ノ有様デドウモ捨テオクベキモノデハナイ、此ノ日本人ノ氣質ガ出來テ來ル日本國語ト云フモノ、確固ナル所ノ觀念ノ出來ルト云フノハ
到底其國語ガ確ナモノト爲テ、文學トイフモノハ發達スルト云フヤウナ事ハナカク、必要ナノデアアル。ソレデ國語ノ有様ヲ見マスルト云フ
ト實ニ今日ハ亂雜ニナツテキル。ソレデ字引ト言フヤウナモノ、完全ナモノモ無シ、總テ不完全ナルコトデアアルニ依ツテ是等ハ專門家ノ
方カラ見マスルト云フト實ニ一日モ捨置クベカラザル事デアアルニ依ツテ是等ノ研究ノタメニ數千圓ヲドウカ出シテ貰ヒタイト云フ請求ガ
アツテ、ソレデサウ云フヤウナ請求ヲシタノデアアル。所ガサウ云フヤウナ事モ此年度ニ於テハ出スコトガ出來ヌト云フヤウナコトデ否決
サレテ仕舞ツタノデアアル。僅力數千圓ノコトヲ否決サレマスルシ、ソレカラ又此實ニ國家ノ大切ナル機關タル所ノ帝國圖書館ノ如キモノ
モ此豫算ニ出シテナカツタト云フヤウナ有様デアアル。ソレハドウ云フ所ニ原因シテキルカト申スト詰リ文部省ニ勢力ガナイト云フコトナ
ンデアアル。文部省ト云フモノハ實ニ弱イ省デアアル。文部大臣ト云フモノハ弱イ大臣デアアル、次官モ弱イ次官デアアル。斯ウ云フヤウナコト
デ、併シソレニ諸君ニ御記憶ヲ願フノハ私ハ決シテ今日ノ文部大臣ハ弱イ今日ノ文部次官ガ弱イト云フテ責メルノデハナイ。文部大臣ノ

勢力ハ何時デモ弱イ又文部次官ノ勢力モ何時デモ弱イノテ恐ラク文部省ナルモノハ何時デモ大臣ガ弱イト云フコトニナル。ソレデ文部省ノ弱イト云フノハドウ云フコトデアルカト云フト詰リ歴史のニ弱イノデアル。歴史のニ昔カラサウ云フノデ以テ弱イ。ソレニハ私ハ大ニ輿論杯ガ矢張り其餘程責任ガアラウト思フ。偶然ニ弱イノデハナカラウト思フ。ナゼダト云フト文部省ノ事業ト云フモノハ成ルベク輿論ノ方デモソレ程接ケナイト云フヤウナコトデアル。軍備擴張デアルトカ商業デアルトカ農業デアルトカ、コウ言フヤウナモノハ頼リニワイノ唯シタテ、其ノ省ノ後押ヲスルヤウナ事ヲヤルノニ文部ノ教育ノ事業ニ對シテハ、輿論ト云フモノガ實ニ冷淡デ却テ其ノ文部ノ事業ヲ束縛シヤウ檢束シヤウ壓倒シヤウト云フヤウナコトガアツタノデアル。ソレハ先ヅドウ云フコトデ分リマスカト云フト茲ニ一ツ教育ト云フモノハ自由ガ宜シイ云フ論ガ頼リニ行ハレマシテ自由教育ト云フコトヲ頼リニ唱ヘタ。教育ハ自由ガ宜シイ自由教育自由教育ト云フコトヲ大變ニ云ヒマス。其自由教育ト云フモノヲ能ク見ルトドウ云フコトデアルト云フト、自由教育云ト云フモノハ放任教育ト云フノデアル官立ノ學校、公立ノ學校等デ教育ヲサセルノト云フノニ是ハイカニ事デアル。教育ハ各個人ノ自由ニ任シテ置クガ宜イト云フノデアル官立ノ學校、公立ノ學校等デ教育ヲサセルノト云フノニ是ハイカニ事デアル。教育ハ各個人ノ自由ニ任シテ置クガ宜イト云フ、斯ウ云フ説ヲ何ダカドコノ國カラ探ツテ來タンダカ又ハ自分ノ頭カラ自然ニソウ云フコトガ湧イテ來タノカモ知レヌケレドモ一般ニ概シテ文部省以外ノ人……サウ云フヤウナ民間ノ有力家杯ト云フモノモ經濟學者等モマンチエスタースクルト云フコトヲ頼リニ唱ヘテ……教育ノコトハ矢張りサウ言フコトヲ唱ヘタ。詰リ放任教育、自由教育……放任教育ト云フコトカラ自由教育ト云フ名稱ガ起ツタノデアル。ナゼナレバ自由教育ト云フモノハ放任教育ナノデアルト解シテキル。自由教育ト云フコトハ無月謝テ以テ如何ナル者ノ子弟ト雖モ教育ヲウケラル、ト云フノ實ニ國家的ノ教育ナノデアル。ソレデ無月謝テ誰レデモ教育ヲ受ケラレルト云フノガ自由教育デアル日本デ自由教育トイフト、コレハ放任教育ノコトデアル。官立ヤ公立デモ勝手放題ニヤラセルトイフ斯フ云フコトナシテ、ソコラノ言葉ガ間違ツテキルコトハ餘程面白イコトデ……日本杯自由教育ト云フコトハ何處テ唱ヘタカ一向私ハ知ラヌガソレハ日本ダケテ唱ヘタノデアル。西洋デハソウ言フ學者ハ無イノデアル。今一般ニ行ハレテキル自由教育ト云フモノハソウ云フ事デハナイ。無月謝テ誰レデモ國民タルモノハ教育ヲ受ケラル、斯フ云フコトデアル。ソレデ其文部省ノ官立教育トカ何ントカ云フコトヲ頼リニ攻撃スル者ガアルカラ文部省ト云フモノハ輿論ノ後援モ何モノイソレデアルカラ文部省ハ弱イ、内閣ニ出テ豫算會議ノ時ナドニモ餘程弱イト云フコトデアルマセウ。歴史上ニ文部省ト云フモノハ大體ニ弱カッタノデアル。決シテ今日ノ文部省ガ特ニ弱イト云フノデハアリマセヌ。又當局者モ其御積デオ聽ニナルコトヲ願ヒマス。決シテ誤解ノナカラシムコトヲ欲シマス。ソレデアリマスニ依ツテ今年ノ豫算ニツキマシテモ絶對的ニ文部省カラ何ヲ……定額ヲ考ヘルト云フト文部省ノ定額……經費ノ高ヲ考ヘルト云フト實ニ少イ他ノ省ニ比シテ割合ニ少イ、少イケレドモ併シナガラ今年ハ文部省ノ規模ヲ増シタ。比較的ニ割合ヲ考ヘルト云フト、率ヲ考ヘルト云フト、文部省ノ率ノ増シタノガナカノ多イノデアル。ナカノ文部省デハ率ヲ増シテキルノデアル。増シテモ頭デ少イ、本ガ少イノデアルカラソナ高ニハナラヌケレドモ、率ハ

ナカノ増シタノデアル。此弱イ省デコノ位デモ増スコトノ出來タト云フノハ戰後ノドサクサ紛レノオ蔭デアル。ソレニ又戰後ノ影響トシテ教育ナドノコトハ先日マデハ一種ノ放任教育主義ヲ唱ヘタ者ガ國家教育主義ヲ唱ヘルヤウニナツタ。ソレハ新聞ナドニ見エテキル教育ハドンノヤルガ良イ國庫デ補助シテモドシノヤルガ宜イト云フ權ニ教育風ガ吹イテ來タ。是ハ教育社會ノ方カラ云フト實ニ良イ風ノ吹過デアツテドウカコノ風ガ永ク變ラヌヤウニ尙益々吹イテ行クコトヲ私ハ希望スルノデアル。斯ノ如キ事情デアリマスニヨツテ今年ノ所ハ實ニ此小學校ノ教員年功加俸ノ高ノ如キハ少イケレドモ、併シコノ外ニマダ大切ナ事業ガ打ステラレテキルノデアル。例ヘバ高等學校ト云フモノガ出來マシタケレドモ高等學校ト云フノハ有名無實デアル。本當ニ専門ノ學科ノ置イテアル高等學校ト云フモノハ僅カニ京都ニアルダケ第一デモ第二デモソレカラ第四デモ第五デモ本科ト云フモノノアルノハナク、ヤハリ前日ノ如ク大學ノ豫科ダケガ備ツテキルト云フ有様デアル。文部省ガ直接ニ責任ヲ持ツテヤラナケレバナラヌ事ガ多クアルノデアル。或ハ天文臺ノ如キ、今日ノ天文臺ハ實ニ幾々タルモノデ日本帝國ノ萬般ノ事ガ盛ニナツテ種々ノ事ガ膨脹シテ來ル際ニハ適シタモノデナイト思ハレル事ガアル。色々ナ事ガアルノデアル。其ノ際デアルニヨツテ文部省ノ計畫ノ不満足ナコトヲ云ヒバ編リコノ事ノミデハナク他ノコトニモ不満足ナノデア。ソレ故ニコノ案ハ不満足ナモノデアケレドモ不満足ナモノノ中デハマダ宜イノデアル。ナゼナラバ年々六十萬圓出シテ一時ニ六十萬圓出シテ圖書館ヲ建築スルト云フヤウナコトデハナク年々六十萬圓ノ金ヲ之ニ對シテ支出スルノデアル。若シ公債デモ之ニアテ、ヤルト云フナラバ餘程莫大ナ公債ヲ募ツタコトニナル。餘程莫大ナ公債ヲ募ラナケレバ年々コレ丈ケ金ハ出テ來ナイ。是ハ少イモノデア。少イモノデアケレドモ先ヅ初メハ此位デ宜カラウ。私ハナカノコレニ満足シテハキナイガ他ノ文部省ノコトガ追々出來マスニ連レテ追々此ノ案ニ改正ヲ加ヘテ規模ヲ大ニスルコトヲ望ムノデ先ヅ今日ノ處ハコノ位デモヨカラウト思フ。此ノコト丈ケニエラク張リ込ムト云フ譯ニハ行カヌノデアル。又教育ノ事ニ付イテ責任ノ上カラ考ヘルト國家デ重ニヤラナケレバ出來ナイヤウナ教育事業ト、ソレカラ市町村ノ責任デアリ且父兄ノ責任デアル教育事業トガアル。小學校ノ教育ト云フ者ハ本員杯ノ見ル所デハ最モ責任アルモノハ父兄デアルト思フ。父兄ガ其教育ト云フモノハ專ラ擔任シテヤラナケレバナラヌノデアル。ソレラ小學校ノ兒童ノ月謝モ父兄ガ出サナイデ居ツテ全ク國庫カラ月謝ハ出シテ貰フト云フヤウナ事ハ本員ハ縱令出來テモ餘リ善イ事ト思ハヌノデアル。父兄ハ金ガ無イノデハナイ。ナゼナラバ如何ナル貧シイ父兄ト雖モ、多少煙草ヲ飲マナイト云フヤウナ父兄ハ無イ。本員ノヤウナ父兄ガ有ツテハ困ルガ……或ハ多少酒ヲ飲マナイ所ノ父兄ハ無イ。酒ハ飲ム金ガアル。煙草モ飲ム金ハアルガ子弟ノ教育費ト云フモノハ一文モ出シテ居ラヌト云フヤウナ事ハ私ハ大不賛成ナコトデアル。子弟ノ教育ニハ父兄ト云フ者ハ飲ミタイ所ノ煙草モ幾分飲マス。飲ミタイ所ノ酒モ幾分飲マスト云フヤウナコトニシテ教育ハ出來ルダケ善クシテヤルト云フヤウナコトデアツテコソ子弟モ父兄ノ有難イト云フ事ヲ感ズルノデアル。家庭ノ教育モ出來テ往クノデアル。親ハ唯産ンダダケデアツテ、學校ヘ遣ツテ機械的ニ學校デ教育シテ貰フト云フ事ニナルノデハ之ヲ段々ト擴張シテ往

ケバ、今ノ社會黨ノ主義見ダヤウニ爲ツテ仕舞フノデアル。教育ノ中デ小學ノ教育、普通教育ノ下ノ方杯トイフモノハ専ラ父兄ガ責任ヲ持ツテヤラナケレバナラヌ。ソレカラ段々ト金ノ掛カル教育、大學ノ教育杯ニナルトソレハ國庫デ以テ十分ヤルト云フ事ガ必要デアル。設備ヤ何カニ金ガ掛カルノデアルニ依ツテ國庫デヤルト、ソレデ私ハ主義ニ於テモ無闇ニ小學ノ教育ニ國家デ以テドコマデモ金ヲ出シテヤレバ宜イカト云フトサウ云フ意見トハ違ツテ見テ居ルノデアル。併シ地方ノ負擔ヲ輕クスル、地方デハ速モ出來ナイト云フ位ニ費用ガ掛カラナケレバ善良ナル教員ヲ得ルコトガ出來ヌトカ云フヤウナ事デアレバ、其タメニ國庫カラシテ補助ヲスルト云フ事ハ善イ事デアル。ソレカラシテ今日ノ有様デ見マスルト云フト、地方ノ小學教員ノ俸給杯ト云フモノハ實ニ僅ナモノデアリマシテ到底斯ノ如キ僅ナモノデハ善イ教員デモ惡イ教員デモ俸給ガ足ラヌノデアル。ソレ故ニ斯ノ如キ方法ヲ設ケテ幾分カ俸給ヲ増スト云フ事デアレバ先ヅ結構ナ事デアラウト思フノデス。ソレカラシテ昨日船越君カラ御心配ノ事ガアリマシテ此法案ガ行ハレルヤウニナレバ地方デ以テ從前教員ニ増俸シタヤウナ事ナ止メララウト、サウ云フ事ニナルデアラウト云フヤウナ御心配モアリマシタガ、其事ニ就テハ委員會ニ於テモ本員杯モ其心配ガアリマシタニ依ツテ政府委員ニ篤ト其事ヲ質シマシタ。所ガ政府委員ハ、ソレハドコマデモ文部省ニ於テ監督スル。決シテ心配ニナルヤウナ事ニハ立至ラシメヌト云フ事ガ政府委員ガ確ニ誓ハレタト私ハ認メテ居ル。ソレハ委員會ノ速記録ヲ御覽ニナレバ分ルガ政府委員ガ私ニ對シテ確ニ誓ハレタト思ツテ居ル。サウ云フ心配モナク唯今申シタヤウニ、此案ノ規模ハ少イケレドモ他ノ事ニ於テモマルデ規模モ無イ位ニ小イノガアルノデアル。故ニ此事ダケニ今サウ張込マナケレバナラヌト云フ事ハ私ハ全體ニ通ジテ觀察ヲ下シマスル者デアアルニ依ツテサウ云フ事ハ云ハヌ。地方官デモナサツタ方ハ全體ノ教育事業ノコトハ御目ニ入ラヌデ唯小學教育ノ事杯ヨリ外ハ餘リ直接ニ關係ガナイカラ、サウ云フ御心配ガアルヤウデアリマスガ私杯ハ地方官ヲシタ事モナシ、文部省ニ隨分永ク御世話ニナツテ居テ一般ノ教育事業ニ就テ觀察ヲ下シテ居ルカラ外ノ事トノ釣合ナドヲ見マスルト此事ハ先ヅ初ニ政府デ六十萬圓位動ケルト云フ位ノ事ヲヤツテ段々ト他ノ事モ擴張シテ往クニ連レテ段々規模ヲ大ニスルトイフ様ナ事テ宜カラウカト思フ。諸君モ別ニエライ御議論モゴザイマセヌケレバドウカ、コノ原案ヲ此儘速ニ決議アラシム事ヲ私ハ希望シマス。併シ私杯ノ氣ノ附カヌ事デ更ニ其重大ナ事ガ出テ來マスレバ、ソレハ其時ニハ私共モ其御説ヲ御尤トシマスカモシレマセヌ。今日マデノ所デハ段々諸君ノ反對ノ御意見ヲ何ツタ所ガ詰リ、權衡ニモ何ニモ構ハズ、唯此事ダケチ一筋ニ見テ入ラシツテソレデ御心配ニナル事ト思フノデス。

船越衛議員の再附託動議としての意見

私ハ昨日此案ニ對シマシテ文部省ノ趣旨ニ於テハ可ナレドモ方法ニ於テ宜シキヲ得ヌカラ、尙特別委員ニ再付託ニセラレンコトナ、希望ヲ述ベマシテゴザイマスガ、不幸ニシテ出席ノ諸君ガ定數ニ充チマセナシ故ニ採決ハアリマセヌ。然ル所唯今外山君ハ尙私ノ説ニ對シテモ御演説モゴザイマシタ旁々重ネテ意見ヲ陳述致シマス。此案ノ第一方法ノ宜シクナイト申スノハ年功加俸ハ一々國庫ヨリ支給スル

事ニナツテ居マス。如何サマ文部省ノ趣旨ハ是マデニ一府縣ニ於テ規則等モ設ケテ教員ノ俸給ヲ増ス等ノ事モゴザイマシタカラ尙ソレテ從來ノ如クニ實行サスノ趣旨ニハ無論相違ハゴザイマセヌ。併ナガラ法律ガ斯ク出マスルト町村ノ是マデ教員ニ加俸致シタ事ガ自然ニ消滅致スコトデアラウト甚ダ懸念ニ堪ヘマセヌ。ト申スノハ昨日モ述ベマシタ通ニ又此小學校ノ事ニ付キマシテハ町村ノ爲スベキ事モ爲サズト居ルコトモ少ナカラズ、校舍サヘモ狹隘ニシテ生徒ヲ悉ク入レルヤウナ事モ出來ナイ、何ニ付ケ、彼ニ付ケ費用ヲ要スル事ガ少ナカラヌ故ニ若シ之ヲ今出サレト云フト、年功加俸ハ早ヤ國庫デシテ貰フカラ安心デアル。然ラバ其凡ソ豫算シタ教員ノ年功加俸ハ他ノ費用ニ用ヒヤウト云フヤウナコトニナリマシテ遂ニ三年四年加俸シ來ツタノガ五年ニ一度動情ニ拘ラズ唯官ノ補助ヲ仰グト云フ事ニ爲リマスルト動勉スル教員杯ハ難有迷惑ヲ致シマス。ソレデ折角文部省ノ斯クマデ心配セラレタ趣旨モ水泡ノミナラズ却ツテ教育ノ害ニ爲ラウト云フ事ヲ恐レマスルノデゴザイマス。ソレデソレハ唯今ノ外山君ノ御演説デモ文部省ハ斷ジテサウ云フ事ノ無イヤウニスルト申シテモ法律ガ一旦出タ以上ハ仕ヤウガナイ。又文部省ノ趣旨モ其處ニ在ルカモ知レマセヌガマア理由書ニ於テモ昨日述ベマス通ニ「教員ノ俸給ヲ擧ゲテ之ヲ支辨スル事ハ經濟情況ノ許サル、所ナレバ今姑ク教員年功加俸ノ法ヲ設ケテ國庫支給トシ一ハ以テ優遇獎勵ノ意ヲ示シ一ハ以テ其地位ヲ繫持シ以テ教育ノ良果ヲ將來ニ期セムトス」斯ウアル以上ハ一ニ之ヲ國庫ヨリ加俸スルト外ニハドウモ思ハレナイ。

男爵小澤武雄議員の質問

本員ハ文部省政府委員ニ質問スルノデスガ、此船越君ガ再附託シタイト言フ事ハ此法案ガ行ハレルバ、是マデ地方ノ現今ヤツテキル所ノ年功加俸ハ或ハ無クナル、サウスルト却ツテ不都合ガ生ズルカラト言フ懸念デ御述ニナツタヤウニキコエタ。所ガ外山君ノ説デハ委員會ニ於テ確メタ所ガ決シテ不都合ハナイト言フヤウニ外山君ノ御演説ニアツタヤウデスガ、若シ其事ガ文部省デ實行ヲスルト云フコトデアレバ船越君ノ再附託ノ必要モナクナラウト考ヘル。最早議會ノ日數ト言フモノモ澤山ハナイ。又議案ハ澤山アルコトデゴザイマスカラ、同ジクナラバ成ルタケ議事ノ進行ニナルヤウニ致シタイ。再附託杯ト言フコトハ避ケタイノデゴザイマスガ其邊ハ文部省ハドウ言フオ考ヘデアルカ、少シモ差支ノナイコトデアラナラバ此處デ御明言ニナツタナラバ是デ済ムダラウト思ヒマス。文部省ノオ考ヘヲ承リタイ。

政府委員(牧野伸顯君)答辯

唯今、小澤男爵ノ御質問ニ御答致シマス。序ニ再調査ノ御希望ヲ以テ、船越君カラ昨日來、御陳述ニナツタ次第モアリマスカラ是ニ對シテ一二ノ點ヲ申上ゲタイト思ヒマス。船越君ノ再調査ノ第一理由トセラル、所ハ「地方ニ於キマシテ、現今行ハレテ居ル所ノ増俸ト云フモノガ止ムデアラウ。國庫ヨリ補助スル以上ハ地方デ増俸スル必要ハナイ。故ニ地方ハ國庫ニ依頼シテ、自ラソノ支出ヲ増サヌデアラウ」斯ウ云フ御論デアリマスルガ是ハ丁度其外山君カラ御話ノアツタ通、委員會ニ於テ既ニ委員ノ問題トナツタノデアリマス。其節政府

委員ヨリモ「是ハ監督上、十分ナ取締ヲスル」ト云フ事ヲ申述ベタノデアリマス。ソレハコノ凡ソ補助ト申シマス。其補助セラル、經濟ニ於テハ幾ラカ低減シヤウカト云フ憂ハ何レノ補助ニ於テモ有ルノデアリマス。併ナガラサウイフ傾ガアルカラト云フテソレヲ放任致シテ置キマシタナラバ、ソレハ何レ其弊ノ生ズル事ハ極ク自然ノ事デアリマセウ。併ナガラ既今日ノ制度ニ於テ此教育ハ地方ノ自治ノ義務ト爲ツテ居ルノデアリマス。地方ニ於テハ其教育上ノ……子弟ノ教育ニ力ヲ盡ス事ハ是ハ自然ノ事デアツテ今日ト雖モ此町村ノ教育費ト云フモノハ、段々ニ増シテ居ルノデアリマス。船越君ノ論ノ如クスレバ町村ト云フモノハ德義心モナイ、町村ト云フモノハ其子弟ノ教育ニ頗ル冷淡デアルト斯ウ云ハナクチャナリマス。船越君ノ論ノ如クスレバ町村ト云フモノハ德義心モナイ、町村ト云フモノハ其子弟ノ兄ハ子弟ノ教育ニ頗ル熱心致シテ居ツテ就學スル子弟モ段々増加シツ、アルノデアリマス。其上ニ此地方官ハ監督上ニ於テ若シ町村ガ其教員俸給ノ支給規則ヲ實行スルニ於テ町村會ガ不當ノ議決ヲ致シマシタラ地方長官ハ監督上ニ於テドウシテモ之ヲ取締ヲ致サナケレバナリマセヌ。果シテ町村ガ増修セヌト云フ事ヲ議決スル場合ニ於テハ、其町村ノ支出ニ對シテ相當ノ議決アルヤ否ヤト云フ事ハ觀シク其實情ニ就テ調査シテ、サウシテ認可ノ權ヲ與ヘナケレバナリマス。唯町村ガ削減シタカラト云フテ其儘決シテ棄テ置クベキモノデナカラウト思ヒマス。又決シテサウ自由ニ……サウ町村ニ於テモ一様ニ教育費ヲ削減スルト云フ事ハ決シテナイト思ヒマス。ソレハコレ迄ノ實情ニ於テ明カナ事デアリマス。左様ナ次第デアリマス。ナホ此取締上ノ實情ニ於テ、實績ニ於テ法令命令等ノ新ニ制定ヲ要シマス。事ガ有レバ新ニ法令ヲ制定シテモ此町村ノ相當ノ義務ヲ盡ストイフ事ハ取締ヲ致サナケレバナルマイト思ヒマス。ソレカラ此規模ガ小イ、モウ少シ國庫ノ補助額ヲ増加シタイト云フ御考モ段々アリマス。其論ニ就マシテ當局者ニ於テハ敢テ異論等ノアルベキ筈ハアリマセヌガ、併ナガラ之ハ、ドウシテモ經濟上ノ關係モアリマス。事デアリマス。唯其事柄ダケノ爲ニ輕々シク處置スル事ハ出來ヌノデアリマス。其點ニ就キマシテモ委員會ニ於テモ既ニ質問モアツテ御答モ致シテ居リマス。此日ノ場合ニ於テハ此法案ニ對スル豫算額以上ノ事ハ出來ナイ。是ハ財政當局者ニ於テ既ニ明言シテ居ルノデアリマシテ、其事ハ委員會ニ於テ明ニ述ベテ居ルノデアリマシテ若シ唯其ハ目的ノタメニ手續上ニ於テ此法案ガ妨ルヤウナ事ガゴザイマシテハ誠ニ遺憾ナコトデゴザイマス。ドウゾ此法案ハ自ラ一種ノ目的ガ有ツテ起シタモノデアリマシテ、即チ同一學校ニ勤務スル者ニ年功加俸ヲ與ヘル、今日ノ教員ノ動キガ甚ダシウゴザイマスカラ、少シニテモ教員ヲ補助シテ同所ニ永ク止ツテ此教育ニ從事スルヤウニト云フ一種ノ目的デアツテ決シテ金額ノ多寡ヲ以テ力ガアルト云フ精神デアリマセヌ。教員ヲ落着カセテサウシテ獎勵ヲ加ヘルト、斯ウ云フ精神デアリマス。レドウゾ此法案ノ目的ダケノコトニ御考ヲ御持チ下サツテ御贊成ニナル事ヲ希望致シマス。

中島永元議員の質問

諸君、私ハ此法案ニ就マシテハ特別委員ノ一人デアリマス。特別委員會ニ就マシテモ此法案ハ此儘贊成ノ出來ナイト云フ意見ヲモツテ

居リマシテ其節モ既ニ述ベマシタ。サウ致シマシテ意見ヲ述ベマシタトコロ速記録ニ載ツテ居リマシテ諸君ノ御手許ニ廻ツテ居ル筈デ御座イマス。カラ成ルベク委員會ニ述ベマシタ意見ト重複シナイヤウニ此處テ簡單ニ此案ニ意見ノアル所ヲ述ベルノデアリマス。而シテ幸ニ船越君ヨリ再付託ノ説ガ出テ居リマス。カラソレヲ贊成スル積デアリマス。本員ノ意見ト申シマスノハ先刻カラ段々御論ノアリマシタ。規模ノ大小ト云フヤウナ區別ヲ先づ本員ハ規模ヲ大キクセネバナラヌト云フ方ノ側デアリマシテ、全然此案ニ反對スルト云フ趣旨デアリマセヌ。此法案ハ一寸一見致シマシタ所デアリ。教員ノ職務ヲ安固ニシ市町村實力ノ幾分ヲ補助スルト云フヤウナ仕方ニナツテ居リマシテ一種ノ良法ノヤウニゴザイマス。ケレドモ將來ノ施行上結果如何ト考ヘテ見マスレバ當局者ノ注意美ナルニモ拘ラズ却ツテ意外ノ惡結果ヲ見ヤシナイカト甚ダ憂ヘマス。何故ト申シマスレバ先づ第一ニ此法案ノ出シ方ガ少シ前後シテ居ルト思ヒマス。何レ前後シナイ所ガマ少シ弊ノ在ル所ヲ救フ主意ノ加ハラネバナラヌト思ヒマス。ソレハ現今各地方ノ教員ノ給料額ト申シマスモノハ甚ダ不同ニナツテ居リマス。餘程此給料額ハ從來不平均ニナツテ居リマシテ地方ノ自由ニ任セテアリマスニ依ツテ大層違ヒマス。ソレハ既ニ文部省ノ年報ニモ載ツテ居リマシテ是モ諸君ノ御手許ニ廻ツテ居ル筈デ御承知ニモナツテ居リマセウカラ統計ニ關シマス。事ハ成ルベク管々數ナラヌヤウニ省キマス。マア、一寸例ヲ申上ゲマスレバ一縣内ノ給料額ヲ平均スルト二圓ノ所モ有リ七圓ノ所モ有ル。二圓ト七圓ノ違ガアリマス。又縣下縣上ノ間ニモ亦町村ト町村トニ依ツテ違ガアリマス。其違ガアルニモ拘ラズ直ニ年功加俸ヲ遣ラネバナラヌト云フ事ニ爲ルト前カラ多クシテアル所ノ教員ハ益々此率デ其割合ニ多ク年功加俸ヲ貰フ事ニナリマス。又少イ所ノ教員ハ其割合少ク貰ウト云フ事ニ爲リマシテ其懸隔ハ益々甚シク爲ル事デゴザイマス。ソレデ先以テ年功加俸ヲ遣ラネバ其邊ノ弊モ一ツ矯正セネバナラヌ。是ガ第一ニ教員ガ一校ニ落着カズ轉々シテ歩ルクノ原因ト爲ツテ居ラウト思フ。其事ハ尙後詳シク申シマセウガ第二ニハ先刻ヨリ政府委員カラモ申サル、通ニ地方ニ於テモ加俸ノ方法ハ規定シテアルニ相違アリマセヌ。現ニ年々増加シテ往キヨル所ノ數ト申シマス。モノハ、此法案ニ依ツテ増加スルヨリモ餘程増シテ居ル。是モ年報上明ニ分ツテ居リマス。ソレデ若シ此案ガ成立ツテ施行シマスレバ先刻カラ此弊ハナイト云フ事デゴザイマスガ、ドウモ本員ノ見ル所デアリ法律ニ依ツテ年功加俸ト云フモノヲ遣ラネバ此外ニ地方デ遣ラヌカ分カラヌ。先づ此法律ノ明文通り加俸ト云フモノハ國庫カラ遣ル事ニナリハセヌカト思フ。サウスルト是マデ遣ツテ往キヨツタ加俸ヨリモ却ツテ少ク爲ラウト云フ傾ガアリハシナイカト云フ心配ガアリマスガ、是ハ皆各地方トモニソウ云フコトハアリマス。マイケレドモ地方ニ依ツテハ能ク教員ヲ優遇シテ居ル所モアラウト思フ。然ルニコレガ一度ビ出マスレバ即チ標準トナリマシテ、却テ今マデヨリ優遇シナイコトニナツテ折角獎勵スル積リノガ此獎勵ノ效ガナイヤウニ爲リハシナイカト思ハレマス。ソレカラ教員ノ良否勤惰ヲ問ハズ一律平等ニ加俸ナスルト云フコトニナリマスレバ、是ハ却ツテ獎勵ヲナクテ懶惰ニ導クヤウニナリハシナイカト云フ斯フ言フ一ツノ弊ガ起リハシナイカト思フ。殊ニ一學校ニ勤務シナケレバナラヌト云フコトニナリマス。餘程東縛ナコトデ甚ダ酷薄ナ法律ト思ヒマス。其無理苛酷ナルコトハ委員會デ

既ニ述ベテ委シク速記録ニ出シテアリマスカラ最早此所デハ省キマシテ述ベマセヌ。其ノ他不都合ナ箇條ヲ擧ゲマスレバ、イクラモアリ
マスケレドモ瑣細ナコトハ申シマセヌ實ニコノ年功加俸ト云フモノハ要スルニ仁愛ノ意ニ出マシタル年功加俸デゴザイマスレドモ、
終ニハ苛酷ナル加俸ニ變ジハシナイカト心配ヲ致シマス。抑々此地方人民ガ學校ノ費用ヲ各ミマシテ教員ヲ優待致シマセヌデ教員ノ俸
給ヲ厚クシナイト云フヤウナコトハ我日本ノミナラズ各國モ殆ド其ノ弊ガアツテ各國ノ通弊トモ申シテ宜シイ位ナ状態デアリマシタト思
ヒマス。故ニ歐洲ノ大陸ノ各國ニ於キマシテハ此教員ノ給料ノ額ヲ定メ又細ニ其等級ナドヲ刻ミ附ケズニ置クヤウナ所ニ致シマシテモ
少クモ其給料ノ最下額ヲ定メテオキマシテサウシテ其ノ標準ヲ定メマス。ソレ故ニ漫ニ節減ヲシナイヤウニテヤウナ所ニ致シマシテモ
ス。ソレニヨツテ教員モ其ノ職ニ安ズルコトガ出來ルト云フヤウナワケ、格別各地方不同ノアルト云フコトモ無イヤウニゴザイマス。
例ヘバ佛蘭西デハ男子教員ハ八百ふらん以上、女子ノ教員ハ六百ふらん以上斯ウ云フヤウナ事ニ爲ツテ居リマス。獨逸聯邦ハ各々教育ノ
制度ヲ異ニシテ居リマスカラ一定ハ致シマセヌケレドモ、先ヅ右様ナ方法ヲ用イテ居ルコトト思ヒマス。又都鄙ニ依テ或ハ都會ノ場所又
村落ト云フヤウナ所ニハ又其ノ標準額モ違フコトニナツテ居リマス。是ハ人口ノ割合ニ依ルコトニ極ツテ居リマス。是ハ本員等ガ久イ以
前ニ彼ノ地ニ渡航致シマシテ實地ニ就テ取調ベマシタ所デゴザイマス。今尙襲用シテ居ルデアラウト考ヘマス。サウ致シマシテ此年功加
俸ノ如キモノハ一種特別ノ場合ニ是ハ應用スル獎勵法ニナツテ居リマシテ一般教員ノ俸給ヲ政府カラ加俸ヲシテヤルト云フヤウナ方法ハ
多分無イト考ヘマス。或ハ拔群ノ教員ノ有ル時ニソレニ加俸シテ遺ルトカ或ハ學校ノ事情ニ依リマシテ、ドウシテモ此上ノ加俸ハ出來
ナイト云フ場合ニ是ハ應用スル事ニナツテ居ルカト本員ハ考ヘマス。ソレ今一般ノ加俸ニ用ヒヤウトスルカラ色々不都合ナ事ガ出來テ
來ルデアラウト本員ハ考ヘマス。前申シマシタ通教員ノ職ニ落着カズ轉々甚ダ煩雜ニ爲ル此弊ニ一番困ツテ居ルト云フ事デアリマス。其
ガ、畢竟此教員ノ給料ト云フモノガ甚ダ薄イ、其上ニ各縣各郡又ハ各町村ノ間ニ給料ノ不同ガアリマス。ソレト教員ノ致ガ甚
ダマダ少アリマス。其ニ原因有リマシテ轉職又ハ轉校ト云フヤウナ弊ガ起ツテ來ルデアラウト思ヒマス。此弊ヲ矯正スルニハドウシテ
モ成ルタケ各地方給料ノ額ヲ同一ニシ、又此給料ノ額ヲ厚クシ、多ク致シマシテサウシテ成タケ從來少イ所ハ多クナルヤウニシナケレバ
ナラヌト思ヒマス。デ今勿論皆同一ニスルト云フ譯ニハ往キマセヌケレドモ、是マデ各地方ニ異同ノアツテ多寡一ナラヌ所ノ有様ヲ見マ
スルニ必シモ、土地ノ貧富ニ依ツテ、富ダ所ハ多イ貧シイ所ハ少イト云フ事ニナツテ居リマセヌ。是ハ色々歴史ノヤ何カノ事情カラ慣習
ニ爲ツテ來マシテ或ハ以前教育ノ事ニ厚ク意ヲ用ヒタ縣令ノ居ツタ處ハ給料ヲ多クシ、又地方ハ富デ居ツテモ教育據ナ縣令ノ居ツタ處ニ
ハ給料ノ額ヲ少クスルト云フヤウナ先ヅサウ云フヤウナ事カラ慣習ニ爲リマシテ、種々ニ違ツテ居ルヤウニアリマス。ソレデ先ヅ第一
ニ教員ノ能ク職ニ安ジテ居ルヤウニシ、又轉校ヲ容易ニシナイヤウニ致シマス。ハ出來ルダケ此給料ノ額ヲ同一ニシ其上ニ年功加俸ス
ベキ所ハシテモ、ソレハ差支ナイト思ヒマス。併ナガラ教員ノ給料ノ金額ヲ裕ニスルニ致シマシテモ地方ノ人民ニ此事ヲ望ミマシ

テモ到底現今ノ有様、民力ノ耐ユル所デハナイト思ヒマス。ソレ故ニマ少シ補助ノ額ヲ増シマシテ國庫ヨリ補助スル事ニ爲リマセヌト
其事モ行ハレマセヌノデアリマス。今ノ政府ハ戰後ノ經營トシテ種々ノ稅ヲ興シテ歲入ヲ増加スル事ニ爲リマシタ。〔簡單ニ願ヒマス〕
ト述ブル者アリ〕デ隨分武事ノ事ヤ外ノ事業ニハ澤山支出スル事ニ爲リマシテ、此教育ノ事ニ就テハ僅カ今ノ年功加俸ノ事ニ止マツテ居
ルト云フ事ハドウモ少シ權衡ヲ得ナイ事デアラウト思ヒマス。ソレデ本員等ノ望ミマス所ハサウ澤山ノ補助金ヲ支出シテ貰ヒタイト云フ
ノデハナイ。矢張此年功加俸ノ方法ニ依ツテ計畫シテアリスル通ニ十五年先キニナツテ六十萬圓ヲ支出スルト云フ事ニナツテ居リマス
ルノデ、初年即チ此二十九年度ヨリソレ位ノ金額ヲ支出シタナラバ凡ソ是マデ地方教育ノ事ニ差支ヘテ居ル教員ノ給料杯ノ事モ大概ハ
其弊ヲ救フ事ガ出來マセウト思ヒマス。又不就學ノ兒童ガ澤山アリマスケレドモ是モ亦就學シマスル事ガ出來マセウト思ヒマス。ソレデ
〔簡單ニ願ヒマス〕ト述ブル者アリ〕宜シウゴザイマス。是程ノ計畫ガ出來ナイト云フ事ハ本員等ハ甚ダ遺憾ニ思フノデゴザイマス。先
刻來文部省ノ強弱論杯モ出マシタケレドモ、強弱ハ少シモ關係シマセヌガ、唯教育ノ大切ナル事ヲ本員ハ見テ居リマス。依ツテ委員會以
來熱心ニ此事ヲ述ベマシタ次第デアリマス。ソレデ此法案ハ此儘デ賛成ガ出來マセヌニ依ツテ矢張船越君ノ委員再付託ニ賛成シマス。
マ少シ及ブダケ完全ナモノニシタイト思ヒマス。一言申上ゲテ置キマス。

市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法

(明治二十九年三月二十三日)

- 第一條 市町村立尋常小學校及高等小學校ノ正教員及准教員ニシテ五箇年以上同一學校ニ勤績スル者ニハ國庫ヨリ年功加俸ヲ給ス
- 第二條 年功加俸ハ五箇年勤績シタル者ニ本俸ノ百分ノ十五ヲ給シ後五箇年ヲ加フル毎ニ更ニ百分ノ十ヲ加ヘ百分ノ三十五ニ至リテ止ム
- 第三條 此ノ法律施行前ヨリ勤績スル者ニ對シテハ明治二十三年勅令第二百十五號小學校令發布後ニ於ケル勤務ノ月ヨリ其ノ勤績年數ヲ起算ス
- 第四條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令施行前又ハ同令ヲ施行セサル地方ニ於ケル訓導及訓導ノ資格アル學校長ハ

此法律ニ於ケル正教員トシ其ノ授業生及授業生ノ資格アル學校長ハ此ノ法律ニ於ケル准教員トス

第五條 學校ノ廢止若ハ學校編制ノ變更ニ因リ他ノ學校ニ轉任シ又ハ同一ノ事由ニ因リ退職シタル後六十日以内ニ他ノ學校ニ就職シタル者ハ仍勤績ノ例ニ依ル

第六條 兵役ニ服スル爲其ノ職ヲ去リタル者兵役ヲ終リタル後九十日以内ニ更ニ就職シタルトキハ前後ノ在職年數ニ通算ス
第七條 年功加俸ハ明治二十三年法律第九十號市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料ニ規定シタル諸給與及納金ノ關係ニ於テ本俸ニ加算ス

第八條 市町村、町村學校組合及區ハ寄附又ハ其ノ他ノ名義ヲ用キ實際ノ支給額ヲ本俸額ヨリ低減スルコトヲ得ス、但シ勅令又ハ省令ノ規定ニ依ルモノハ此限ニ在ラス

第九條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

市町村立小學校教育費國庫補助法の改正

市町村立小學校教育費國庫補助法(明治三十三年)

第一條 市町村立小學校教育費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年度金百萬圓ヲ支出ス

第二條 補助金ノ用途及補助ノ方法等ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

第四條 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法及小學校教育費國庫補助法ハ之ヲ廢止ス

奥田文部次官の衆議院にてなしたる説明を左に掲ぐ

本案ハ(中略)現行ノ小學校教員年功加俸國庫補助法ト昨年ノ發布ニナリマシタ所ノ小學校費國庫補助法トヲ合併致シマシテ一ツノ法案ト爲シタモノデアリマス。從ツテ其精神及目的ニ於テハ從來ノ此二ツノ法律ノ期シテ居リマス所ト少モ異

ナル所ハナイノデアリマス。唯此現行ノ小學校教員年功加俸國庫補助法ハ、多々不完全ナル點ガアリマス。ソレガ故ニ實施上ノ結果ハ、最初此法律ヲ制定致シマシタ目的ヲ十分ニスルコトガ出來ナイト云フヤウナ有様ニナツテ居リマス。又昨年發布ニナリマシタ小學校ノ國庫補助法モ、不完備ナル點ガアリマシテ實施上ニ頗ル困難ヲ感ズルノ恐ガアリマス。旁々以テ此二ツノ案ヲ合併致シマシテ一ノ法案トシテ提出ヲ致シマシタ譯デアリマス。所デ貴族院ニ於キマシテ段々修正ガ加リマシテ即チ政府ヨリ提出ノ案ノ第一條ニ於テハ金額ヲ百萬圓ト制限致シマシタノガ目下此普通ノ——普通教育ハ政府ニ於テ大ニ獎勵ヲ加ヘ、其普及ト其完全トヲ期シテ往カナケレバナラヌ際ニ當ツテ居ツテ金額ヲ制限スルト云フコトハ頗ル當ヲ得マイト云フ趣旨ヨリ致シマシテ、毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出スルト云フコトニ修正ニナリ、其他此補助金ノ使用及方法等ニ附キマシテハ、政府ハ勅令ヲ以テ定ムルノガ便宜デアルト信ジマシテ、法律案ノ中ニハ省イテ置キマシタガ、此目的ナリ或ハ方法ノ大要ハ、法律案ノ中ニナクテハ漠然ニ失スルノ恐レガアルト云フノ趣旨ヨリ致シマシテ第二條以下ニ於テソレ等ノコトヲ示スコトニ修正ニ相成リマシタ。孰モ政府ニ於テ同意ヲ表シテ置キマシタノデアリマス。云々

根本議員の質問

前議會ニ於テ通過サレマシタル小學校教育費補助法案ノ趣旨ハ小學校教育ハ皆無月謝ニシテ何人ノ子弟モ無月謝テ往クコトガ出來ルヤウニスルト云フ譯ノ意デアリマス。ソレ故ニ少クモ三百萬圓位ハナケレバナラヌ譯デアリマス。云々

奥田文部次官の答辯

目下財政モ頗ル困難ナ場合デアリマス。ソレ故ニ此國庫補助法ニ依ツテ支出スル所ノ金額ニ依リマシテ授業料免除ノタメニ要スル費額ヲ悉ク支辨スル譯ニハ參ルマイト思ヒマスガ、一方ニ於テ小學校令ノ改正ヲ計リマシテ授業料免除ヲスルト云フコトノ本則ニ立テ、往クコトニ當時改正案ヲ提出致シテ居ル譯デアリマス。

尙澤柳普通學務局長の答辯要旨を左に掲ぐ

此法律案ハ直接ニ此市町村ノ教育ニハ直チニ補助スルモノデアリマセヌガ、間接ニ市町村ノ教育ニ補助スルコトニナルノデアリマス。此補助ハ教員ノ年功加俸、ソレカラ、特別加俸ニ用フルノデアリマシテ年功加俸ト申シマス。モノハ其學校ニ永イ間奉職シテ居ル其年功

ニ依ツテ加俸スルノデアル。市町村カラシテ得ル所ノ俸給ガ適當デアリマシテモ更ニ數年ヲ經過致シタラバ相當ノ加俸ヲスルト云フコトハ適當ト認メテ府縣知事ハ之ヲ支給スルノデアリマス。尤モ現行ノ方法ト違ヒマシテ必要ニ應ジテ與ヘルト云フ所ヘ將來改メタイト云フノデアリマス。若シ其人ガ市町村ヨリシテ得ル所ノ俸給ヲ以テ適當デアル、其以上ハ縱令年數ヲ經過致シテモ増加ヲ要シナイト云フ場合ニハ之ニ給與ヲ致サヌノデアリマス。ソレカラ特別加俸ト申マスルノハ實際市町村ガ出來ルダケノ俸給ヲ出シテ居ルケレドモ市町村ノ負擔力ニ堪ヘズシテ十分ノ正教員ヲ聘スルコトガ出來ナイト云フヤウナ場合ニ於テハ特別ノ加俸ヲ支給致シマシテ縱令遠ノ地ニ於テモ正教員ヲ得ルヤウニシタイト云フ積デアリマス。現在年功加俸國庫補助法ニ依リマスト、同一ノ學校ニ五年以上又ハ十年以上勤績セシムルベシト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス。改正ノ案ニ於キマシテハ其支給方法等ハ勅令ヲ以テ規定致ス積デアリマスガ、同一ノ學校デナクトモ或ル年限勤績致シマスレバ、ソレノ年功加俸ヲ與ヘルト云フ趣旨デアリマス。ソレ故ニ將來ニ於テ此法ニ依ツテ、新年功加俸ヲ與ヘマスル時分ニハ、同一ノ學校デナクトモ勤績年數ニ應ジテ與ヘルト云フノデアリマス。云々

市町村立小學校教育費國庫補助法

(明治三十三年三月十六日)

第一條 市町村立小學校教育費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二條 前條ノ補助金ハ市町村立小學校教員ノ年功加俸及市町村立尋常小學校教員ノ特別加俸ニ充ツ其ノ加俸ニ關スル方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一條ノ補助金ハ學齡兒童數及就學兒童數ノ和ニ比例シテ之ヲ北海道廳及府縣ニ配賦ス

北海道廳及沖繩縣ノ配賦金ハ文部大臣之ヲ管理シ其他ハ之ヲ府縣ニ下付スヘシ

附 則

第四條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

第五條 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法及小學校教育費國庫補助法ハ之ヲ廢止ス

第六條 本法施行ノ際市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法ニ依リ現ニ年功加俸ヲ受ケタル者ニハ同一學校ニ勤績スル間仍

其ノ加俸ニ相當スル金額ヲ支給ス、但シ本法ニ依リ年功加俸ヲ受ケタル者ハ此限ニ在ラス
前項ニ依リ支給スル金額ハ第三條ノ配賦金ヨリ支出ス

市町村立小學校教員加俸令

(明治三十三年三月三十日)

第一條 沖繩縣ヲ除クノ外府縣ハ市町村立小學校教育費國庫補助法第三條第二項ノ下附金ヲ以テ市町村立小學校教員加俸資
金トナシ特別會計ヲ設置スヘシ

前項ノ資金ハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得

第二條 市町村立小學校教員加俸資金ヨリ生スル收入ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ

第三條 市町村立小學校本科教員ニシテ五箇年以上同一府縣内ノ市町村立小學校ニ勤績シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認
メタル者ニハ年功加俸ヲ給ス

年功加俸ハ正教員ニ在リテハ年額二十四圓トシ准教員ニ在リテハ年額十八圓トス、但シ年功加俸ヲ受ケタル勤績年數五箇
年ヲ加フル毎ニ正教員ニ在リテハ年額十八圓ヲ加ヘ准教員ニ在リテハ年額十二圓ヲ加フルコトヲ得

第四條 兵役ニ服スル爲其ノ職ヲ去リタル者兵役ヲ終リタル後九十日以内更ニ就職シタルトキハ前後ノ在職年數ヲ勤績年數
ニ通算ス學校ノ廢止若ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日以内更ニ就職シタルトキ亦同シ

第五條 師範學校訓導ニ在職シタル年數ハ之ヲ勤績年數ニ通算ス

第六條 年功加俸ヲ受ケタル者懲戒處分ヲ受ケタルトキ又ハ地方長官ニ於テ成績佳良ナラスト認メタルトキハ年功加俸ヲ支給
セズ

第七條 市町村立尋常小學校本科正教員ニシテ單級學校ニ勤務スル者ニハ年額二十四圓以下ノ特別加俸ヲ給ス其ノ僻陬ノ地

ニ在ル多級學校ニ勤務スル者ニハ地方長官ニ於テ必要ト認メタルトキハ年額十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得
第八條 小學校令ヲ施行セサル地方ニ於ケル訓導及訓導ノ資格アル學校長ハ本令ニ於テハ本科正教員ト看做ス
第九條 市町村立小學校教員加俸給與ニ關スル細則ハ地方長官之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

附 則

第十條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十一條 市町村立小學校教育費國庫補助法第六條第一項ニ依リ支給ヲ受クル者ニシテ本令第三條第一項ニ依リ年功加俸ヲ受ケ其ノ額同法ニ依リ受クル額ヨリ寡キトキハ同一學校ニ勤績スル間其ノ差額ヲ加給ス

(現。行。)

市町村立小學校教育費國庫補助法

明治三十三年三月十六日
法律第六十三號

改正 明治四二年五號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル市町村立小學校教育費國庫補助法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

市町村立小學校教育費國庫補助法

第一條 市町村立小學校教育費ヲ補助スル爲メ國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス
第二條 前條ノ補助金ハ市町村立小學校教員ノ年功加俸及市町村立尋常小學校教員ノ特別加俸ニ充ツ其ノ加俸ニ關スル方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條 第一條ノ補助金ハ其ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤績スル者ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道及府縣ニ配賦ス

附 則

第四條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第五條 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法及小學校教育費國庫補助法ハ之ヲ廢止ス
第六條 本法施行ノ際市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法ニ依リ現ニ年功加俸ヲ受クル者ニハ同一學校ニ勤績スル間仍其ノ加俸ニ相當スル金額ヲ支給ス、但シ本法ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ニ依リ支給スル金額ハ第三條ノ配賦金ヨリ支出ス

(現。行。)

市町村立小學校教員加俸令

明治三十三年三月三十一日
勅令第三百三十三號

改正 明治四二年一二號、四四年四九號、大正二年二八七號

朕市町村立小學校教員加俸令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

市町村立小學校教員加俸令

第一條 府縣ハ市町村立小學校教育費國庫補助法第三條ノ下付金ヲ以テ市町村立小學校教員加俸資金トナシ特別會計ヲ設置スベシ
前項ノ資金ハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得
第二條 市町村立小學校教員加俸資金ヨリ生ズル收入ハ之ヲ資金ニ編入スベシ
第三條 小學校教員ニシテ五年以上同一府縣内ノ市町村立小學校ニ勤績シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認メタル者ニハ年功加俸ヲ給ス

年功加俸ハ本科正教員ニ在リテ八年額二十四圓乃至六十圓トシ専科正教員及准教員ニアリテ八年額十二圓乃至二十四圓トス、但シ年功加俸ヲ受ケタル後勤績五年ヲ加フル毎ニ本科正教員ニ在リテ八年額十八圓乃至三十六圓専科正教員及准教員ニ在リテ八年額十二圓乃至十八圓ヲ加フルコトヲ得

第四條 兵役ニ服スル爲其ノ職ヲ去リタル者兵役ヲ終リタル後九十日以内更ニ就職シタルトキハ前後ノ在職年數ヲ勤績年數ニ通算ス學校ノ廢止若ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日以内更ニ就職シタルトキ亦同シ

第五條 道府縣視學、島廳郡視學及師範學校訓導ニ在職シタル年數ハ之ヲ勤績年數ニ通算ス

第六條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ年功加俸ノ一部又ハ全部ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

年功加俸ヲ受クル者ニシテ地方長官ニ於テ成績佳良ナラズト認メタルトキハ年功加俸ノ支給ヲ止ム

第七條 市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ單級學校ニ勤務スル者ニハ八年額六十圓以下ノ特別加俸ヲ給ス

市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ多級學校ノ一學年ヨリ四學年、五學年又ハ六學年ニ至ル兒童ヲ以テ編制シタル學級ヲ擔任スル者ニハ八年額四十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得

僻陬地ノ市町村立尋常小學校ニ勤務スル本科正教員ニハ八年額三十六圓以下ノ特別加俸及准教員ニハ八年額十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得、但シ前二項ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラズ

同一府縣内ニ於テ僻陬地ノ市町村立尋常小學校ニ五年以上勤績スル者ニハ前三項ニ依ル特別加俸ノ外本科正教員ニ在リテ八年額三十六圓以下ノ特別加俸及准教員ニ在リテ八年額十八圓以下ヲ加給ス

第八條 小學校令ヲ施行セザル地方ニ於ケル訓導及訓導ノ資格アル學校長ハ本令ニ於テハ本科正教員ト看做ス

第九條 市町村立小學校教員加俸給與ニ關スル細則ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

第十條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 市町村立小學校教育費國庫補助法第六條第一項ニ依リ支給ヲ受クル者ニシテ本令第三條第一項ニ依リ年功加俸ヲ受ケ其ノ額同法ニ依リ受クル額ヨリ寡キトキハ同一學校ニ勤績スル間其ノ差額ヲ加給ス

附 公立學校職員年功加俸

公立學校職員年功加俸國庫補助法(大正九)

理 山 書

中等教育及實業補習教育ノ内容ヲ改善シ其ノ效果ヲ完カラシメンガ爲ニハ斯教育界ニ有爲ノ人材ヲ招致スルト共ニ優良教員ノ轉職ヲ防止スルヲ急務トス依テ新ニ公立中等諸學校及實業補習學校ノ校長及教員ニ對シ年功加俸ヲ支給スルノ制ヲ設ケ國庫ニ於テ之ニ要スル經費ヲ分擔ス

公立學校職員年功加俸國庫補助法

法律第三十一號
大正九年八月三日官報

第一條 師範學校並公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ職員ノ年功加俸ニ要スル經費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ補助スベキ金額ハ前年六月一日現在ニ於テ五年以上勤績スル學校職員ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道府縣ニ交付ス

第三條 學校職員ノ範圍及勤績ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 第一條ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ包含セズ

(現行) 公立學校職員年功加俸國庫補助法

大正九年八月三日
法律第三十二號

改正 大正一四年一二號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル公立學校職員年功加俸國庫補助法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

公立學校職員年功加俸國庫補助法

第一條 師範學校並公立ノ高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校及實業補習學校教員養成所ノ職員ノ年功加俸ニ要スル經費ヲ補助スル爲メ國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ補助スベキ金額ハ前年六月一日現在ニ於テ五年以上勤続スル學校職員ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道府縣ニ交付ス

第三條 學校職員ノ範圍及勤績ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 第一條ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ包含セズ

英・獨・佛・米に於ける給費制度

英國

(一) 一九三二年度英國教育費豫算

	一九三二年度	一九三〇年度と比較して増額	一九三〇年度と比較して減額
一、文部省	四八、三六二、三七七	二、八六六、七二四	一五、〇六三
二、英國博物館	一八一、四七一	一、六二二	一、三〇一
三、英國博物館 (Natural History)	一〇三、七七一	一、六二二	一、三〇一
四、皇室戰事博物館	一一、九五九	七九九	二、八〇三
五、ロンドン博物館	五、七五七	七九九	九〇
六、國民陳列館	三二、六八〇	八、三八一	六三三
七、國民育係陳列館	八、〇八八		
八、ワレリス蒐集館	一〇、五八五		
九、科學研究等	二四〇、六八四		
一〇、大學(グレートブリテン)	一、八三〇、〇〇〇		
スコットランド			
一、公教育	七、五八二、〇二六	三八四、六〇四	九八〇
二、國民陳列館	九、九九九		〇〇〇
三、國民圖書館	一、二〇一		

計	五八、三八〇、五九八	三、二六二、一三〇	二〇、九七〇
前年度より三、二四一、一六〇磅増額			

前表英國教育費豫算第一項の文部省豫算四八、三六二、三七七磅の内譯次の如し(前年度豫算と比較して増減を示す)

地方教育當局に對する補助金	一九三〇年度		一九三一年度		増減
	初等教育	高等教育	初等教育	高等教育	
計	三四、八七〇、〇〇〇	七、七五六、〇〇〇	三六、五三〇、〇〇〇	八、六四六、〇〇〇	増
非地方教育當局に對する補助金	四二、六二六、〇〇〇	七九、〇〇〇	四五、一七六、〇〇〇	八一、五五〇	増
計	七九、〇〇〇	七九、〇〇〇	八一、五五〇	八一、五五〇	増
教員計	一、七六八、三八五	一、八四七、三八五	一、八三四、二一九	一、九一五、七六九	増
その他の文部省費	五、三五三、七〇〇	九一九、四六八	五、七〇四、〇〇〇	八七八、四七八	増
計	七、一〇二、〇八五	九、〇〇七、二五三	七、五四八、一九九	九、〇〇七、二五三	増
差引金	二、六一〇、〇〇〇	二、六一〇、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇	減
恩給積立金	二、六一〇、〇〇〇	二、六一〇、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇	減
その他の収入	五、二五〇、九〇〇	三〇、九〇〇	五、三一、八七〇	三、一八七〇	減
計	七、三六〇、九〇〇	二、六七〇、九〇〇	五、三六二、三七七	二、八六六、七二四	増

差引總計	四五、四九五、六五三	四八、三六二、三七七	増	二、八六六、七二四
------	------------	------------	---	-----------

(二) 高等教育(中等教育以上の教育)に於ける奨學金

英國に於ては中等教育即ち中學校實業學校の教育及其の以上の専門學校大學の教育を一括して高等教育(Higher Education)と總稱す、教育法令に於て用ふるハイヤー・エジュケーションの語は又此の意味なり。

以下高等教育の語は凡て此の意義に従ふ。

先づ英國に於ける高等教育費總額及其の内譯を掲げ其の中の奨學金に就て述べん。

茲に掲ぐる高等教育費は地方教育當局(Local Education Authorities)の高等教育費にして、これ即ち英國に於ける文部省所管の高等教育費なり。

一、教員養成	一九二八年度		一九二九年度		一九三〇年度		一九三一年度	
	千磅	千磅	千磅	千磅	千磅	千磅	千磅	千磅
二、中學校	二八八	二八八	六、四七一	六、五〇〇	三、一〇〇	三、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇
三、實業學校	六、一七六	三、七三三	三、九六七	四、〇七〇	四、〇七〇	四、三〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇
四、技術學校	一、一〇〇	一、一〇〇	一、二五〇	一、四四〇	一、四四〇	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇
五、行政及督學費	七〇三	七〇三	七一二	七二〇	七二〇	七五〇	七五〇	七五〇
六、學生補助費	一、九八二	二、〇九二	二、〇九九	二、一九〇	二、一九〇	二、三二〇	二、三二〇	二、三二〇
七、其の他の經費	二六一	二六一	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
計	一四、二五三	一四、二五三	一五、〇三三	一五、〇三三	一五、〇三三	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
職員恩給積立金	二七六	二七六	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一
計	四、四〇三	四、四〇三	四、四〇三	四、四〇三	四、四〇三	四、四〇三	四、四〇三	四、四〇三

總計	四、四〇三	一四、五二九	一五、三〇四	一五、九七〇	一七、四〇〇
----	-------	--------	--------	--------	--------

此の表中の第六項學生補助費 (Aid to students) は次の二種の補助費を含む。
 (1) 授業料徴収の學校に於ける學生の爲に授業料を拂ひ與へる授業料補助金
 (2) 學生自身に補助する奨學金 (Maintenance Allowances)
 此等の補助金、奨學金は地方教育當局 (或は地方教育官廳とも譯す) に依りて其を受くる候補者を決定して與ふるものなり。高等教育に於ける奨學金に關する新規定は文部省より一九二九年に公布したる "Higher Education (Substantive Grant) Amending-Regulations, No. 1" を参照すべし。
 次に最近七年間に於ける學生補助費を示すべし。

年 度	授 業 料	奨 學 金	計
一九二四—二五年	七九九、七四六	八二〇、八八〇	一、六二〇、六二六
一九二五—二六年	八三六、六三九	八五八、一五三	一、六九四、七九二
一九二六	九一〇、四〇九	八五八、八四四	一、七六九、二五三
一九二七	九六九、七九〇	八九九、九三二	一、八六九、七二二
一九二八	一、〇二三、五七一	九五八、三三一	一、九八一、九〇二
一九二九	一、〇八九、八八六	一、〇〇九、三八九	二、〇九九、二七五
一九三〇	(文部省推定)		二、一九〇、〇〇〇
一九三一	(文部省推定)		二、三二〇、〇〇〇

而して一九二九年度に於ける學生補助費即ち廣義の奨學金を内譯すれば大略左の如し。
 中學校 (Secondary School) の學生に對し 一、四二七、〇〇〇磅

大學 (Universities) の學生に對し 二七六、〇〇〇磅
 實業學校及技術學校 (Technical Schools) の學生に對し 二一六、〇〇〇磅
 師範學校 (Training Colleges) の學生に對し 一八〇、〇〇〇磅
 尙一九二九年度に於ける直接の奨學金 (Maintenance allowances) を受くる件數及一ヶ年一件當り平均額を示せば左の如し。

學 校 の 種 類	件 數	一 件 の 年 額
大 學	三、五七一	四七磅 二志
中 學	六六、四〇一	八磅 七志
實業學校及技術學校	一四、七三七	八磅 一八志
計	八四、七〇九	一〇磅 三志

師範學校の分に就ては記載なし。
 (以上一九三一年發表)

(三) 一九三一年度地方教育當局初等教育費と奨學金

一九三〇年度及一九三一年度に於ける文部省推定の地方教育當局 (Local Education Authorities) の初等教育費次の如し。
 表中第五項は奨學金なり。

	一九三〇年度	一九三一年度	前年度より増額
一、教 員 俸 給	四二、一〇〇、〇〇〇	四二、九〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
二、債 務 費	三、四〇〇、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
三、行 政 費	二、八〇〇、〇〇〇	二、九五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
四、其 他 の 學 校 費	九、二〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇

五、獎學費	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
六、調令一四〇四號に依る經費	二四〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
七、特別事務費	三、八二五、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	四七五、〇〇〇
計	六一、六一五、〇〇〇	六四、一七〇、〇〇〇	二、五五五、〇〇〇
雇員恩給積立金	二、〇七五、〇〇〇	二、一二〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
總計	六三、六九〇、〇〇〇	六六、二九〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇

右教育費中の獎學金 (Maintenance Allowances) とは小學校に於て年齢少くとも十四歳に達したる兒童にして尙所定の學業を完了するまで經濟上の助力を要する者に交付せらるゝものを言ふ。

此の獎學金は一九二九年度以前には設定なし。

次に一九三一年發行の英國文部省教育年報に依り該獎學金に關する報告を示さん。

豫算

一九二九—三〇年

五七、〇五二磅

一九三〇—三一年

六八、〇一四磅

決算

一九二九—三〇年

五二、〇八九磅

一九三〇—三一年

精算未了

獎學金を受くる件數は一九二九年三月三十一日現在にて約四千百なり。

(四) 文部省國家獎學金

文部省より交付する國家獎學金 (State Scholarships) の制度は一九二〇年に初めて實施せられたるものにして國庫補助を

受くる中學校 (Grant-aided Secondary Schools) を經て大學に進む學生に對する國家獎學金なり。

國庫補助を受くる中學校とは補助金交付の目的の爲に文部省に依りて學校の内容設備等十分なりと公認せられたるイングランド及ウェールズの中學校を言ふ。

國家獎學金を受けて在學すべき大學もイングランド及ウェールズの大學なり。

此の國學獎學金受領者となる爲の志願者は文部省の要求する試験に合格するを要す。

國家獎學金受領者に選定せられたる者は大學にて三箇年間額八十磅を越ざる金額を文部省より交付せらるゝものとす。尙之と同時に大學の授業料をも免除せらるゝものなり。但し必要と認められたる場合には更に一箇年延長せらるゝことを得。

國家獎學金を受くる候補者の具備すべき條件を擧ぐれば次の如し。

(a) 英國臣民たること。

(b) 第二次試験 (The Second Examination 中學校の高等科修了程度の試験にして大學入學資格となるものなり) に合格し所定の手續に従ひ優等學位 (Honours degree 專攻學位とも譯す、此は大學の普通の學士號の上に位するものにして特に或學科を優秀なる成績を以て專攻したる者に授けらるゝものなり) を得ることにつき十分見込ありと試験本部より推薦せらるゝこと。

(c) 受験の年の七月三十一日に男子は十九歳以下女子は二十歳以下たること等。

尙此の獎學金の享有は満足なる學校出席と品行善良及學術の優秀なることを條件とするものにして、文部省は此等の件に就きて學校當局又は其の他より絶えず必要なる報告書を提出することを要求す。

獎學金の決定に當り文部省は當該學生の家庭の經濟狀態及他に教育費を援助し得る事情なきや等に付考慮を拂ふものなり。若し該獎學金の候補者が文部省の理科學獎學金の受領者として、又は文部省より補助せられたる教員養成所或は師範學校の認定學生として補助を受くるか、或は文部省其の他の英國の官廳より同一性質の補助を受くるが爲に國家獎學金受領候

補者たることを得ずと文部省が決定したる場合には該候補者たることを得ざるものとす。

最近の改正

國家獎學金の件数は該制度實施の一九二〇年以來一九二九年まで二百件なりしが一九三〇年度より更に百件を増加し三百件とせり（此の三百件とは毎年新たに選定せらるゝ數なり）

一九三〇年度に於ける國家獎學金受領者數

國家獎學金候補志願者		合格受領者	
男	二、七四四人	男	一八五人
女	一、五八八人	女	一一五人
計	四、三三二人	計	三〇〇人

一九二九—三〇年の學年度に於ける大學別國家獎學金受領者數

大學名	男	女	計
オックスフォード大學	九七人	八〇人	一七七人
ケンブリッジ大學	一七一人	六一人	二三二人
ダートマス大學	七人	六人	一三人
ロンドン大學	三三人	八二人	一一五人
マンチェスター大學	一〇人	二八人	三八人
バートンガム大學	五人	四人	九人
リバプール大學	三人	一人	四人
計	三六八人	四八八人	八五六人

大學名	男	女	計
リヒトホルト大學	四人	五人	九人
シエフイールト大學	二人	四人	六人
ブリュッセル大學	一人	二人	三人
ウエーリングス大學	一人	一人	二人
計	三四人	二九六人	六四〇人

一九二九—三〇年度に於ける專攻學科目に依る國家獎學金受領者數

學科目	男	女	計
一、古	六〇人	三二人	九二人
二、現	三九人	七七人	一一六人
三、國語(英語)	一二人	六一人	七三人
四、ウエールス語	一人	一人	二人
五、歴史	三〇人	四四人	七四人
六、經濟	七人	一人	八人
七、法律	七人	二人	九人
八、地法	二人	六人	八人
九、商業	一人	一人	二人
一〇、數學	七人	一人	八人
科(サイエンス)	七九人	一七人	九六人
科(工学)	七九人	三四人	一一三人
一、工學	九人	一人	十人
二、醫學	八人	一人	九人
三、神學	二人	一人	三人
四、倫理	一人	一人	二人
計	三六八人	四八八人	八五六人

一六、人類學及古物學

計 一人
三四六八

二九六八

一人
六四二八

一九三〇年度國家獎學金總額次の如し。

九〇、七七五磅（一九三一年三月報告に據る）

（以上一九三〇年度英國文部省年報に據る）

（附） 其の他の文部省所管獎學金

一、理科學獎學金 (Awards in Science)

理工科大學 (The Imperial College of Science and Technology) にて研究せんとする者が文部省所定の試験合格の上年額八十磅を超えざる額の獎學金を受くるものと言ふ。

二、工藝美術獎學金 (Awards in Art)

工藝美術專門學校 (The Royal College of Art) にて研究せんとする者は文部省試験又は之に代るべき試験合格の上工藝美術獎學金を受く、但し年額六十五磅を最高とす。

此の獎學金には金額を異にせる數種類あり。

三、ホワイトワース獎學金 (Whitworth Scholarships)

此の獎學金はジョセフ・ホワイトワース卿の獎學基金より支出するものにして機械工學研究者に對して選定の上文部省より交付するものなり。二人を限り一人年額二百五十磅を二箇年交付するものと六人を限り一人年額百二十五磅を三箇年交付するものとの二種あり。

(70)

（五） 英國師範學校國庫補助

本調査は一九二六年に改正せられたる英國教員養成令 (Regulations for the Training of Teachers, 1926. England and Wales) の第二十條「師範學校國庫補助」規定の全譯なり。

師範學校國庫補助 (Training College grants)

第二十條

(a) 師範學校に於ける認定學生 (Recognised Students) の爲に毎學年の一人當り補助金は次の如く文部省より交付す。

(註) 認定 (Recognised) とは國庫補助交付の目的を以て文部省が公認決定したることを意味す。

(1) 地方教育當局の設立にあらざる師範學校の通學生又は寄宿生の授業料に對しては本條の(b)項及(c)項に依る補助を除き二十磅を學校當局に交付す、尙男子に對し十磅女子に對し八磅まで増給することを得。

(2) 地方教育當局の設立にあらざる教員養成所の寄宿生の支給に關しては男子に對し三十五磅女子に對し二十八磅交付せられ尙其の三分の一まで増給することを得。此は學校當局に交付せらるゝものなれども文部省に於て適當と認めるときは當該學生に交付することあるべし。

(3) 地方教育當局設立の師範學校又は其の設立にあらざる師範學校の何れに於ても通學生の支給に關しては、男子に對し二十六磅女子に對し二十磅を該師範學校當局を通じて學生に交付せらる。

右(1)及(2)の規定の下に種々の補助金が師範學校の試験或は寄宿舎の會計書又は他の調査に依りて算定せらる、而して(3)の規定の補助金は學生が其を要すると言ふ學校當局の證明に依り文部省が十分理由ありと認めたる場合に限り交付せらる。

(b) 大學の學位を受くる課程をも含む四年制師範大學の認定學生の爲該課程の最初の三ヶ年間(a)項の(1)の規定の授業料

(71)

- に對する補助金の代りに (1) 學位課程のため支拂ふべき大學授業費 (Composition fee) 又は他學校費に就て文部省が承認したる範圍内にてそれと同額の補助金が交付せらる。 (2) 是迄交付せられたるものよりも高率にあらざれば一年五磅までの補助金が學生の一般監督を掌る當局者に交付せらる。若し學生が該課程の二年目、三年目、四年目までに認定せられざる場合には補助金はそれに従つて減ぜられ又は差控へらる。此の (b) 項が大學師範部 (University Training Department) 以外の師範學校に於て授業を受くる期間に適用せられざる場合には次の (c) 項及 (d) 項に依る。
- (c) 四年制大學師範部の第四學年又は一箇年の教職的陶冶の専攻科 (a post-graduate year of Professional Training) の認定學生たる者の爲に (a) 項の (1) に規定したる補助金の代りに三十五磅を超えざる割合を以て學校當局に交付す。此の交付金は大學師範部の會計書を検して文部省が決定するものなり。
- (d) 一箇年に足らざる課程に就ては本條 (a) 項の補助金は當學年の三分之一を一學期としたる期間に比例して減額せらるゝものとす。

獨逸 (プロイセン)

授業料免除及授業料減額 (Schulgeldbefreiung und Schulgeldermässigung) に関する概説

授業料免除及授業料減額に就きては詳細なる規定あり。これ一面には無資産者に對し他面には子澤山の家庭に對して援助を與へんが爲なり。

同一の教育権利者 (Erziehungsberechtigten) の多くの子供が公立或は私立の學校乃至は大學に入學するときは、第二子に對して二十五パーセントの授業料減額が許容せらる。尙第三子に對しては五十パーセントに減額し、それ以上の子供の場合には授業料を免除す。

授業料減額許可の場合は單にプロイセンに於ける高等學校に就學せる兒童のみに限定せず、獨逸共和國の中學校、高等學校、實業學校、及大學の學生生徒總てが顧慮せらる。此の場合其の學校が公立たると私立たるとは問ふ所にあらず⁽¹⁾。或兒童が第一子に相當するか或は第二子等々に相當するか⁽²⁾の點に就きては年齢順に従ふ⁽³⁾。特別に順調なる資産状態の兩親には彼等が此の減額を利用せざることを期待せらる。

註 (1) プロイセン全教育行政中央新聞、一九二四年、二四二頁。

註 (2) 同前紙、一九二三年、三八一頁。

給費 (Freistelle) の許可は唯無資産者に對してのみ許さる。中學校に關しては一九一〇年の新規定の機會に於て大臣は次の如く述べたり。

「中學校が與へんと欲する所のより善き教育を單に兩親の經濟狀態のみに依らずして行はんが爲に、各中學校に於ては此の學校の就學に適當にして且勉強と才能との優れたる兒童に對し適當員數の給費 (Friselle) を定む。」⁽¹⁾
高等學校に關しては一九一七年六月三十日に一般的原则が制定せられたり。⁽²⁾其の原则は次の如し。

註 (1) プロイセン全教育行政中央新聞、一九一〇年、三四九頁。

註 (2) 同前紙一九一七年、五〇〇頁。

一、授業料免除 (Schulgeldfreiheit) は資産少き家庭出身の有能なる青少年に對して高等の學校を前提とする職業に對する通路を容易ならしむるを旨とす。

故に給費を與ふる際には生徒の價値と困窮の程度とを嚴密に検査せざるべからず。

學校は當該生徒が才能及品行より見て、高等學校に成績良く就學する爲の保證を有するや否やといふ點に對する判斷を二、三の觀察に依りて確立することに重きを置くべし。然れども原則として新たに入學し來る生徒或は下級の凡ての生徒をも其の恩惠より除外せらるゝが如き結果に陥らざるやう注意せんことを要す。寧ろ新たに入學し來る生徒に對し深く此の點を考慮し、特に彼等の教員の判斷に従つて非常に優秀なる自然的素質、非常なる勉強心、及優れたる品行を有する國民學校生徒に對しても亦、給費を得るの可能性は機會均等ならしむべきなり。但し學校制度上豫備學校 (Vorschule) の占むる特別な地位を顧慮し、此の學校に於ては授業料免除の許さるべからざることは是認せらるべし。(豫備學校は高等學校に附設したる豫備校なり)。

困窮の検査に際しては父の收入の外其の他彼の經濟的地位に依つて條件づけらるる關係、殊に澤山の兒童數及其の子供を他邦の學校 (auswärtige Schule) に入れる必要等の事情を顧慮すべし。

二、給費の授與に際しては、各學年の始に當つて、給費の前提たるべき條件の尙存するや否やを新に検査するのみにては十分ならず。給費生の成績乃至其の品行が異議の理由を與へたるときには、其の生徒を訓戒せんことを要す。又其の生徒が

給費を失ふ危險あることを兩親に通知せんことを要す。第二級下 (Unter-Secunda) の終に當つて特に給費生の才能並に其の科學的成績が、上級に入らしむるやう激勵する程の價値ありや否や、又既に達せられたる學校教育にて足れりとするが如き實際的職業に向はしむるを可とするや否やを調査せざるべからず。

三、授業料免除の許可の際には邦内 (inheimische) の生徒と他邦 (auswärtige) の生徒との間に差別を設くるは不可なり。邦立にあらずして、邦より補助を受くる學校の場合に、此の差別の從來設けられぬ處にては此の次の國家補助の許可の際に適當なる條件を設定せらるべし。若し邦外の者が給費の授與に當りて常に除外されるときは、保護者 (Patronaten) に對する打撃は自明的なり。即ち才能ある生徒に對して學問ある職業に入ることを容易ならしむる爲の努力が損害を被らざるべからざる事是なり。

四、學務會議 (Schulkollegium) は次の義務を有す。即ち授業料免除の授與に對して提言を爲すことは是なり。而して其の決定は邦立高等學校の場合には校長之を爲し、邦立にあらずる學校の場合には其の地方の學校規則に依つて權限ある役所之を爲す。學務會議 (教員團體) の提議せざりし生徒の顧慮せられざるべからざるときは之に對して豫め鑑定的表示の機會を與へんことを要す。

五、地方學務會議 (Provinzialschulkollegium) は前述の原則の守られるやう注意せざるべからず。特に官廳の役員にして學校を訪問する際には、給費生の名簿を當事者より提出せしめて再審査をなすことを怠るべからず⁽¹⁾。

註 (1) 同前一九一七年、五〇〇頁。

尙此處に一九二三年九月十二日附省令 (Ministeriallass) 中の二、三の指針を以下に引用すべし。

「給費の現在有するところの大いなる價値は考慮すべき男生徒及女生徒の注意深き選擇にあり。實際に困窮する者のみを考慮すべし。屢々完全なる給費の代りに授業料減額 (1/2, 1/3, 1/4 の給費で足ることあり) を與へて可なる場合あり。給費は秩序ある生徒選擇に依らざるべからず。随つて唯其の人格及成績が公の費用の支出を實際に正當と認めらるゝ如き男生徒及女生



徒に對してのみ與へられんことを要す。其の際一面的に智力的才能或は外部的品行のみを重んずることなくして、全人格を評價せざるべからず。一般に第一學年に於ては其の才能を確定すること困難なるを以て此の學年に於ては給費は與へざるか或は専ら注意深く與ふるの要あり。^{註(1)}

註(1) 同前一九二三年、三三八頁。

兒童に對する授業料免除の許可は其の兄弟姉妹に對する前述の減額の許可には何等の影響を與へず。尙貧窮者に對する保護の爲には給費の外に尙特殊なる教育補助 (Erlaubungsbefreiungen) あり。これは共和國憲法第四百十六條第三項の原則に依り、共和國、プロイセン國家、及市の手段 (資力) より準備せらる。^{註(1)}

註(1) 同前紙、一九二五年、三八四頁參照。

共和國憲法第四百十六條中教育費補助に關係ある部分を再録すれば次の如し。

教育權利者 (Erziehungsberechtigten) の意志は出来る限り之を顧慮すべし。詳細は共和國法律の原則に基づき聯合各邦立法之を規定す。

貧困者が中等及高等の學校に行く爲には、共和國、邦及市町村に於て公的手段 (資力) の準備を要す。殊に中學及高等の學校に於ける教育に適すと認めらるゝ兒童の兩親に對して其の教育を終了するまで教育補助 (Erlaubungsbefreiungen) を準備すべし。

尙一層詳しく教育補助の規定は同前、一九二四年、二二二頁及一九二四年、二二二頁にあり。(Walter Kühn: Schulrecht in Preussen, 1926. に據る)

次は一九二六年二月二十九日の省令 (Ministerialerlass) の原則に依りて實施せらるゝ大ベルリンに於ける一例なり。

(一) 高等學校の授業料 (大ベルリン)

一九二六年二月二十九日付省令の「公立高等學校の授業料」に於て次の如き規定あり。

一、授業料は毎年二百マークとす^{註(1)}。

註(1) 同前紙、一九二六年、一一四頁。

教育義務者の申出に依り授業料は一樣ならず。其の申出には前年度の租税額査定或は租税受取證を添付せざるべからず。二千五百マーク以下の収入の場合には何れの兒童も授業料は免除せらる。

二千五百マークより三千三百マークまで (但し三千三百マークを除く) の収入の場合には第一子は全授業料の半額、第二子は其の四分の一とし、第三、第四及それ以下の兒童は免除せらる。

三千三百マークより五千マークまでの年收の場合には第一子は全授業料の四分の三、第二子は二分の一とし、それ以下の兒童は免除せらる。

五千マークより第二等(a)級の給料 (一萬一千四百七十二マーク) までの収入の場合には第一子は授業料全額を拂はざるべからず。而して第二子は其の四分の三、第三子は其の二分の一としそれ以下の兒童は免除せらる。

授業料は全額を拂ふ場合には、各四分の一年の第一月及第二月には各十七マーク、第三月には常に十六マークを拂ふ (一年を四期に分つ)。

全額の四分の三に減額したる場合には、各四分の一年の最初の二箇月には各十二マーク七五、第三月には十二マークを拂ふ。

全額の二分の一に減額したる場合には最初の二箇月に各八マーク五〇、第三月に八マークを拂ひ、四分の一に減額したる場合には最初の二箇月に各四マーク二五、第三月に四マークを拂ふことを一般の定とす。

(二) 實業學校の授業料 (ビーレフェルト)

實業學校（商業學校）に於ては授業料は両親の負擔にあらずして、公の役所之を負擔す。
 下級官吏（Beamte）は其の子供の學校に在學せる間は教育補助（Erziehungsbefehle）を受く。部分的には年金受領者（Rentempfänger）の場合も亦同様とす。

（三） 教育大學の學資補助

學生の授業料は之を徴收せず、學資補助として學生一人一ヶ月四十マークを支給す。

（附一） 獨逸國民の研究資金

(Die Studienstiftung des deutschen Volkes)

此の研究資金制度は、一九二五年に獨逸學生の經濟的補助の爲に設けられたるものなり。其の目的は一般社會の利益に資し得る特定職業に對して望ましき研究に従事する所の優秀なる卒業生及學生を援助することにある。

給與の申込は、高等學校の校長及大學教授の手を経て行はれ、其の決定は委員會の決議に依る。

該委員會は約三十名より成る大學教授、高等學校の代表者、州の教育行政官及經濟界の代表者等に依りて組織せらる。其の決定に就ては、能力及人格のみが参考せられ、決して政治的、宗派的及世界觀等の相異に依りて取捨せらるゝことなし給與は最初の一年間は、試みのものとして與へられ、其の翌年より大學教授の詳細なる觀察を経て決定的給與となる。

毎年約一五〇名より二〇〇名を採用し、總數にて約一、一〇〇名に限定せらる。給與せらるゝ研究資金は、全研究費を含むのみならず、生活の維持にも充當するに足る額を與へらるゝものなり。

（附二） 獨逸共和國教育豫算

(Allgemeine Deutsche Lehrerzeitung, 1. Jan. 1931, に據る)

繼續費	單位千マーク (端數略)			
	一九三一年度	一九三〇年度	一九三〇年度に對する増減	一九二九年費用 (參考)
(a) 科學、教育及學校				
一、科學的及藝術的目的の獎勵	五七〇	七三〇	一六〇	九三八
二、文化的公益的施設の獎勵	二〇〇	二三〇	三〇	二五〇
三、「研究の維持及獎勵に對する獨逸協會」への共和國補助	六〇五〇	七〇一〇	九六〇	七〇〇〇
四、科學獎勵に對するカイザー・ウイルヘルム協會の費用補助	二六五〇	三一〇〇	四五〇	二六五一
五、Monumenta Germaniae historica の編纂及出版費への出資	六〇	七〇	一〇	七〇
六、ボンのアレキサンダー・ケーニツヒ博物館管理費に對して	六五	六五	—	四六
七、ミュンヘン獨逸博物館に對して	二二六・五	二三五・七	九・二	二三五
八、ニュルンベルクのゲルマン博物館に對して	二四六・五	二五七・一	一〇・六	二五三
九、マインツのローマ・ゲルマン中央博物館に對して	九三	九三	—	一一三
一〇、ライプツィヒの獨逸圖書館に對して	二二三	二三〇・七	七・七	二二二
一一、フローレンスの美術史研究所に對して	三〇	二〇	一〇	二〇
一二、共和國行政監督の職務上の藝術的評議に對して	四七	五五	八	六四
一三、パリの國際度量衡局に對して	一二	一二	—	一二

佛 蘭 西

總 說

佛蘭西にては、學生、生徒に對する給費 (Bourses) は學校の凡ゆる段階を通じて行はる。給費の目的とする所も、貧困にして學費の負擔を困難とする父兄を補助するもの、一定の職員を養成する爲の學校に對して國家より學費を給するもの、研究を奨励する爲に與ふるもの等雜多なり。給費者の點より見るも、國家より支給する場合の外に縣、市町村より支給する場合、私人の出資に依る場合等あり。縣、市町村よりする給費は大體國家よりする給費の規定に依り、私人の出資に依る場合は法規に反せざる限り其の出資者の定むる所に依りて給費せらる。

特殊なる學校 (主に實業學校) の生徒に對する給費、又は特殊なる出資者に依る給費を除き國家の豫算に依りて定めらるる所謂國家給費に就きて略述すべし。便宜上之を(一)師範學校、(二)高等小學校、下級實業學校並にリセー、コレージュの第六級、第五級に共通なる給費、(三)リセー、コレージュの第四級以上に行はるる給費、(四)大學に於ける給費に分つ。

(一) 師範學校に於ける給費

師範學校 (並に尋常高等師範學校) は寄宿生、通學生共に官費生にして、寄宿費、食費、洗濯費、學用品費を標準として毎年文部大臣其の給費金額を決定す。

(二) 高等小學校、下級實業學校 (Ecoles pratiques de commerce et d'industrie, Ecoles de métiers) 並に中學校 (リセー、コレージュ) の第六級、第五級に共通なる給費制

(一九二六年二月十二日の大統領令及同年二月十五日の文部省令に於て之を定む)

毎年度に掲ぐる三種の學校の生徒に共通なる國家給費生資格試験行はる。

イ、リセー、コレージュの第六級、第五級。

ロ、公立高等小學校、補習科及其等の豫科。

ハ、實科商工學校 (Ecole pratique de commerce et d'industrie) 及實務學校 (Ecole de métiers) 並に其等の豫科受験者は第一類、第二類に分たる。第一類に屬する者はリセー、コレージュの第六級、高等小學校、實科商工學校の豫科に於ける給費生希望者にして、其の年の十二月末日に於て満十三歳未滿たることを要す。第二類に屬する者はリセー、コレージュの第五級、高等小學校、補習科の第一學年、實科學校、實務學校第一學年に於ける給費生志望者にして、其の年の十二月末日に於て満十四歳未滿たることを要す。

何れの場合に於ても年齢に關する制限は嚴守せられ、又受験したる類以外にて給費生たることは之を許さず。

願書は一月五日より三月十四日までの間に大學區視學に出さざるべからず。試験は各縣の首邑又は省令にて指定せられたる土地にて行はる。其の試験委員は大學區長之を任命し左記の九名より成る。

1 知事又は代理 (委員長)

- 2 大學區視學(副委員長)
- 3 國家孤兒事務所長
- 4 中學校、高等小學校、實業學校を代表する委員三人
- 5 父兄代表者三人

試験問題は文部大臣選定して之を大學區視學に送付す。

試験科目は第一類に於て尋常小學校中級の學科程度にて筆記、口頭の兩試験を課し、第二類に於ては尋常小學校上級、中學校第六級の學科程度に於て筆記、口頭の兩試験を課す。

委員会は試験の成績の外、家庭の資産、家庭の負擔、特に子供の數を考慮し、又其の家の人々の國家に對する文武の勤務關係をも参考とし、給費生たるの適否を定めざるべからず。

縣委員會の報告は各大學區毎に集められて、其の間の統一を圖る爲に各大學區にて地方委員會を開き大學區長主宰の下に大臣に報告すべき給費生の適否を決す。

文部省にては此の報告を最終的に審査する爲國家給費高等委員會を設く。其の委員は次の人々より成る。

- 1 中等教育局長
- 2 初等教育局長
- 3 實業教育局長
- 4 會計課長
- 5 中學校、小學校、實業學校を代表する中央視學官各々二人
- 6 同じく學校長二人づつ
- 7 同じく教員二人づつ

- 8 公教育高等評議會議員にして中等教育を代表する者と初等教育を代表する者各々二人づつ、實業教育高等評議會議員一人
- 9 中等教育局、初等教育局、實業教育局の課長一人づつ
- 10 同課次長一人づつ
- 11 同課員一人づつ

給費生資格者の決定は大臣之をなし、官報に公告す。給費生資格者が全部給費生となり得ず。これ豫算の制限を受くるが爲なり。此の點に關して一九三一年四月十五日の文部省布告は次の如く定む。

イ、合格者の五割に對して給費すること。

ロ、寄宿生に對する給費は寄宿費の半額たること。

ハ、通學生に對する給費は三百フラン乃至千二百フランとし平均六百フランとなるやうにすること。

ニ、家庭の資力及負擔を最も深く考慮して選定すること。

中學校、高等小學校、實業學校相互の間に於て給費生の轉籍は大臣の許可ある場合に於てなし得べし。

給費生となりたる者にも、習慣的怠惰、不従順、重大なる過失をなしたる場合には大學區視學の上申に基づき縣評議會の同意を得て縣知事は給費生の資格を剝奪す。

高等小學校、師範學校にては前掲以外の種類に屬する二三の給費あり。

イ、外國留學給費

高等小學を了へたる生徒に對して一定の試験を課したる後、外國に留學する爲の給費をなす場合と、高等小學校の教諭に對して外國留學の爲の給費をなす場合との二あり。

ロ、休暇給費

此は試験も無く、一定の条件も無く、高等小學校、師範學校の教諭、小學校の教員に一定の人員を限りて休暇中の研究の爲に給費をなす。

ハ、第四年、第五年、第六年給費

此は尋常高等師範學校に入學せんとし、又は同種の上級試験を受けんとして準備中の者に對して試験を課したる後に許さる。

(三) リセー、コレージュの第四級、第三級、第二級、第一級に在學する生徒に對する給費制

(一九二六年七月十七日の省令にて之を定む)

リセー、コレージュの上級四學年(第四級より第一級に至る)に在學する生徒に對する給費生試験は第六級、第五級に於けると異り、全然別箇の委員に依りて行はる。其の委員は次の人々より成る。

1 大學區視學

2 大學、リセー、コレージュの現教員又は元教員中より大學區長の選びたる四名の委員。但し外國語が試験科目中にある場合には外國語の教員をも加ふ。

試験は各縣の首邑に於て三月下旬又は四月初旬に行はる。

受験生は年齢に應じて各類に分けらる。即ち

- | | |
|-----|-------|
| 第三類 | 十五歳未滿 |
| 第四類 | 十六歳未滿 |
| 第五類 | 十七歳未滿 |

第六類 十八歳未滿

但し、國家孤兒に對しては年齢を一年づつ繰下ぐ。

試験問題は第三類はリセー、コレージュ第四級の學科程度とし第四類は同第三級の學科程度とす。以下之に倣ふ。

試験は口頭、筆記の二種に分れ、筆記試験は大體に於て國語、科學、ラテン語(又は外國語)の三科目とし、口頭試験も亦之に準ず。筆記試験は二十點を滿點とし、口頭試験は十點を滿點とす。而して兩試験に依りて得たる點數の合計が各科目滿點の合計の半分に達せざる者は資格證書を與へられず。

試験後、委員長は受験者の得點を記したる人名簿を作製して之を大臣に送る。大臣は國家給費生高等委員會に附議して給費生を決定す。

給費生資格證書を有する者は當然に給費生となり得るものにあらず。其の年の豫算額に依りて其の數の制限せらるること
は高等小學校に於ける場合と同じ。但し、國家孤兒は其の家庭が國家の扶助を必要とせざる場合を除き資格證書を有する者は當然給費せらるるの權利を有す。

給費生の選定標準は高等小學校、リセー、コレージュの下級に於ける場合と同じ。

給費生の資格を剝奪せらるる場合あることは高等小學校に於けると同じ。給費生の種類は總ての國家給費生を通じて通學生給費、半寄宿生給費、寄宿生給費に分れ、夫々給費金額を異にす。

(附) 月 謝 免 除

リセー、コレージュにては月謝免除(Benise)の制度あり。而して之を三大別することを得べし。

1、Remise universitaire と呼ばるるもの

A 高等諸學校職員の子に對する月謝免除

一九二八年三月十九日法第五十七條に依りて次の如く定めらる。「男子及女子のリセー、コレージュ、女子の中等級に

於ける通學生に對する月謝免除は大學及公立高等諸學校の教員、職長、助手、圖書館員にして其の俸給が地方の大學（バ
リ大學を除く）の三級正教授の俸給額以下なる場合は其の子又は孤兒に對して之を許す。但し二兒を有する場合は前記
二級正教授の俸給、三兒を有する場合は一級正教授の俸給以下の者の子又は孤兒に對して之を許す。四兒以上を有する
場合は俸給に制限なく之を許す。』

B 中學校の職員の子に對する月謝免除

一九一一年七月十三日法第百十三條に依りて、リセー、コレージュ、中等級に其の子、孫又は其の扶養にかかる孤兒を
通學生として在學せしむる所のリセー、コレージュ、中等級に奉職する職員の子に之を認む。

C 小學校の教員の子に對する月謝免除

リセー、コレージュに於ける通學生の月謝免除は小學教員、高等小學校、師範學校の教諭、初等視學其の他凡ての初等
教育に従事する職員の子に對して之を許す。（一九〇一年二月二十五日法）

II. Remise de Principe と呼ばれるもの

一家より一校又は數校のリセー、コレージュ、中等級に數人の佛蘭西人を同時に在學せしむる場合には月謝減額を許す
其の率は次の如く定めらる。

- 二人の場合 百分の十二半
- 三人の場合 百分の十五
- 四人の場合 百分の二十
- 五人以上の場合 百分の二十五

III. Remise d'ordre と呼ばれるもの

これは生徒が死亡したる場合、又は退學した場合に月謝を整理する意味に於て軽減さるるものを言ふ。

（一九〇一年十月二日及一九二六年十二月四日の通牒）

（四） 大學に於ける給費

大學に於ける給費は、高等小學校、中等學校に於けると同じく國家の外、縣、市町村又は私人に依りて行はれ、凡ての大
學に存す。一般のものとして次の種類を擧ぐることを得。

一、文科大學及理科學大學に於ける給費

a. 學士給費 (bourses de licence)

これは高等師範學校 (Ecole Normale Supérieure) 入學試験と共通に行はれる試験の合格者に與へらるるものなり。大抵
成績の優良なる者より順次に一定數を選びて高等師範學校學生となし、それ以下の者は巴里大學又は地方の大學の學士
給費となすの定なり。即ち主として高等教員の養成を目的とす。

b. 高等教員給費 (bourses d'agrégation)

此の種の給費は志願者の有する學士號を調査したる上に於て公教育諮問委員會の意見に基づき試験を用ひずして之を與
ふ。而してアグレガシオン試験を受けんとする者のみに限らず、其の前提たる高等修學證書 (Diplome d'études supérieures)
を得んとして準備中なる者にも之を與ふ。

c. 研究給費 (bourses d'études)

これは多くの人々の興味を有せざる方面の研究を奨励する爲に與へらる。而してこれは一定の限度に於て免狀又は、學
位の條件を要せず公教育諮問委員會の意見を聴き大學にて自由に與ふることを得るものなり。

二、醫科大學其他に於ける給費

醫學給費は試験を経て與へらる。但し第一學年給費はバックローレア試験及理化博物修學證書試験に優良なる成績を得

たる者に對して無試験にて許さる。
藥學給費も醫學給費と同様の條件にて與へらる。凡て給費生は勤勉の義務あり。之を缺く時、又は不行跡の事ある場合には給費を停止す。

三、法科大學に於ける給費 學士給費

第一年度は中等教育バツカローレア試験の兩部を通じて稍良 (Assez bien) の成績を得たる者及同第一部に可 (passable) 第二部に良 (bien) の成績を得たる者に對し無試験にて與へらる。

第二年、第三年にては其の年度末の試験に平均點十三點以上を得たる者のみに對し試験を行ひ一年間之を許す。
博士給費

第一年度は高等修業證書試験に少くとも可 (bien) の成績にて合格したる者に對し上述と同様の試験を課したる後一年間之を許す。

給費は更新することを得。

給費は今迄給費生たりしものと無差別にて與へらる。

上述の中、學士給費が最も主要なるものなるを以て之に關する規定の概略を掲ぐ。

毎年、文科大學及理科大學に於て高等師範學校入學並に學士給費生選抜に關する共通の試験行はる。

高等師範に入學せしむる學生數は毎年省令にて定めらる。其の數は大概五十名以内なり。此の數にては高等教員の養成に不足するを以て、共通試験に於て高等師範に入學し得ざりし學生に對して『學士給費』なるものを認め、毎年の豫算の範圍内にて學費の全額、又は一部の支給をなすこととし、パリ大學及地方大學に之を配置す。

受験者は願書に、合格したる場合に高等師範に入學することを希望するか、學士給費生となることを希望するかを明かに

するの必要あり。但し兩者を同時に希望することを得。試験の成績及本人の希望を參酌して文部大臣は合格者を高等師範に入學する者と、學士給費生となる者とに分ち、省令を以て發表す。合格者にして高等師範にも入學することを得ず、又學士給費生ともなり得ざりし者は大學、縣、市町村又は個人の給費生となることを得。

給費の期間は文科學士給費にては、文學、哲學、歴史の三科目は一年間、外國語科は二年間とし、理科學士給費にては普通は二年間とし、例外として三年となすことあり。

學士給費生にして學士試験に合格した者は其の大學及公教育諮問委員會の意見に基づき高等修業證書試験準備の爲一年間の給費を受くることを得。

更に此の高等修業證書試験に合格したる者は一年間のアグレガシオン試験給費生となることを得。

高等修業證書試験給費又はアグレガシオン試験給費は必ずしも學士給費を受けらるる者のみに與ふるにあらず、資格を有する者には大學及公教育諮問委員會の意見に基づきて一般的に與へらるることは前に述べたるが如し。

以上三種の給費は何れも最後に受験すべきアグレガシオン (高等教員資格) 試験に合格して高等教員たらんとする者の爲に高等師範學校以外に其の途を開きたるものなり。

(附) 一九三〇年度豫算案に現はれたる給費額

單位フラン

- 一、大學其他高等諸學校に於ける給費生費 五、五六〇、八〇〇
- 二、大戰に因る孤兒の爲にする給費額 三〇、六二〇、〇〇〇
- 三、其の他の國家給費生費 五一、六一六、六六六

一九二八年度給費生數 (判明せる分)

一、高等小學校に於ける給費生數

A 男子高等小學校

學校數 三〇四校
生徒數 四〇、五〇九人

國家給費生數 九、八六三人

B 女子高等小學校

學校數 一二〇校
生徒數 三九、一五八人

國家給費生數 一一、四〇一人

二、中學校に於ける給費生數

A 男子リセー

學校數 一三五校
生徒數 七八、二一四人

給費生數 一三、七四六人

B 女子リセー

學校數 七二校
生徒數 三三、五六三人

給費生數 三、五六二人

北 米 合 衆 國

北米合衆國にては國として學生、生徒に獎學金を與ふるの制度存せざれども多くの大學にては各種の基金に依りて學生の修學を助けつつあり。今左に二三の例を擧ぐべし。

(一) エール大學獎學金制度

エール大學に於て獎勵金を司る者は授職部 (The Bureau of Appointments) である。授職部は學生相談部 (The Department of personal study) の一部にして、自治學生に對し職業を與へ獎學金及貸與金を許し、教職に對し學生及卒業生の推薦をなす。本部はカレッジ、ストリート一四五番地のバイヤ記念館内に在り。學生聯合會は、其の監督の下に自治學生に依り維持せられ、最少限の費用を以て諸種の施設及奉仕をなす。

大學を通じて、其の生活費の一部を得んが爲に、雇傭を欲する者は授職部に申込みを要す。授職部長は各學部學校長と共に在學生に獎學金及貸與金を與ふ。

特殊なる獎學金は授職部を通じ學生獎學金授與特別委員會に依つて與へらる。各學部、學校の貸與獎學金は、補助の必要より一時的に學生に與ふる短期貸與金も亦、共に授職部に依つて管理せられ、各種の補助に對する申込は總て授職部宛に申込みを要す。新入學年度に於ける獎學金補助の申出は大學開校以前九月一日に締切る。或年度より次年度に引續き獎學金を得んが爲には五月一日以前に新しき缺員が授職部に於て得られたる時に限り、載録せらるべし。獎學金及獎學貸與金は次年度に對し引續き使用し得る基金の範圍内に於て五月一日後間もなく授與せらるるを以て、申込に後るゝ時は好意ある考慮を受くることを得ず。使用し得る基金の總てが與へられたる後は、獎學金は後れて申込みたる者に對して一切之を與へざ

ること明なるを以て學生は特に獎學金の申込並に更新に對し規定せられたる時に後れざる様注意するを要す。

教職的地位を求むる上級生は授職部の記録簿に記録し置くを可とす。大學々部、學校、有望なる雇傭主よりの申込は永久的地位を求むる卒業生なるか、夏期の職業を求むる學生なるかに關して授職部宛詳細申込まざるべからず。學生自助(Student Self-Support)なるパンフレットは學生が自活する手段に就て記述し、又獎學金及貸與金の形式に於て彼等に利用せらるる補助に就て記載し且必要なる大學々費の分析をも載せたるものにして、授職部へ申込次第直ちに之を送付すべし。學生相談部は職業及教職に就て報告を集め之を學生に利用せしむることに依り將來の職業を選ぶ上に於て在學生に助力せんことを期す。

獎學金並に貸與金

學生に利用せらるる、經濟的援助は其の種類に於ても、特別な基金使用規定に於ても、種々異なり、獎學金及貸與金の金額は相當多額に上るものなるが、年々申込者の數は遙かに之を利用し得る基金の高を超過するが故に此の補助を得る特權學生の選擇は周到なる注意の下に行はれざるべからず。選擇の要素は、獎學金の異なるに隨つて幾分相違すれども、一般には斯かる授與は各委員會に依り學生の性格、人物、一般的見込、學業成績、經濟的必要の程度に基づきて決定せらるるものと云ふを得べし。各種の獎學金或は貸與金の補助を求むる學生は事務所に於て與ふる一定形式の申込書に依りて其の希望を授職部に申出ざるべからず。學生は學期々間中及夏期の職業に依り經費の相當額を得るに非ざれば、獎學金補助を受くる資格を有せず。獎學金は之を分ちて大體次の四となすことを得。

一、授業料獎學金及貸與金

此は凡ゆる獎學金補助の大部分を占む。入學許可後直ちに利用し得るは新入生に對する獎學金にして此は辨償の責任を有せず。他の獎學金は第一學年の後に利用せらるるが故に正規の授業料援助は一部は貸與金に依り一部は贈與に依る。

二、地域的獎學金

此は或地域より來れる學生補助の爲にエール・アラムニ・アソシエーション(Yale Alumni Association)エール同窓會に依つて維持せらるる、獎學金及貸與金並に特定の地方に制限せられたる大學獎學金を含む。

三、家族獎學金及學級獎學金

家族獎學金は其の財團の規定に依り優先權は一定の家族又は一定の姓名を有する申込者に與へらるべき旨を規定す。エール大學の諸學級に依つて設けられたる基金は、只單に授與の優先權が各學級成員の子孫親族の援助に與へらる旨規定するに止る。

四、特別獎學金或は優等獎學金

之を與ふる場合には學業の優秀なることが強調せらる。優等獎學金の大部分は、學部獎學委員會に依つて(授職部作成の獎學金申込者名簿より選ばれたる學生に對し)與へらる。尙一般に平均點八十點以上を有する上位學生のみが此の補助を受くる資格を有す。

級長(監督生)等

監督生として又、チャペルクワイヤ(Chapel choir 教會合唱團)の成員として大學に奉仕する學生にして補助を要する者に對しては各種の機會あり。此の方法に依るときは年約千五百弗を支給せらる。監督生に對する申込は記録係又は授職部に對してなさざるべからず。

貸與圖書

ニューヨーク州のウイリアム、エル、アンドリウス(William L. Andrews)其の子息、ロリング、ダブリユ、アンドリウス(Loring W. Andrews)の記念の爲に設けられたるアンドリウス圖書館は教科書及參考書を有して、之を書籍を購ふこと能はざる新入學生及エールカレッジの學生に貸與す。此の圖書館使用の許可は授職部より與へらる。

同様な貸與圖書館は經濟學部、社會學部、管理部に依り及シェフィールド科學院(Sheffield Scientific School)に於て維持

せらる。

(二) コロンビヤ大學獎學金規定

次の規定を特に反対の敘述なき限り凡ゆる校友獎學金 (Fellowships) 及學生獎學金 (Scholarships) に對して適用す。

凡ゆる場合に此の目的の爲に用意せられたる用紙に記載したる申込者は大學秘書課に提出載録せらるゝを要す。申込の時期は校友獎學金並に大學々生獎學金に對しては三月一日以前、其の他の獎學金に對しては五月一日以前とす。此の期日より後れたるとき、或は其の申込たる獎學金及候補者の氏名を明記せざるときは考慮せられざることあるべし。

期間は凡ゆる場合に七月一日より一ケ年なり。校友獎學金及學生獎學金は夏季講習又は「大學擴張」に對しては、適用せられず。何時にても若し學生が満足なる學業成績を維持し得ざるときは除名せらるゝことあり。候補者に對しては出來得る限り速に其の申出の採否を決定す。

校友及學生は大學カレンダーに特記せる日附以前に記録せらるゝことを要す。然らざるときは校友獎學金又は學生獎學金を要せざるものと認めらる。

大學校友獎學金

大學校友獎學金として認めらるゝ校友獎學金は十二ありて年々四月の大學委員會に依つてカレージ及理學部の卒業生に對し特に彼等が高等深遠なる研究をなし又は獨特なる研究をなすに適するものと認められたる時之を與ふ。候補者は次の如きものゝ證明を要す。

A 自由學科に就き——評判の優良なる大學又は理學院の免狀の如きもの。

B 研究の特殊方面に對し長ずることに就て——既になしたる科學的、文學的著作論文の如きもの。

C 純正なる性格に就て——教員よりの證明書の如きもの。

各大學校友は一年千五百弗を受け、規定の大學費用及授業料を支拂ふことを要す。

其の他特別校友獎學金なるものありて、大學校友獎學金と同様なる方法及條件に依りて授與せらる。

大學學生獎學金

大學々生獎學金として認めらるゝ學生獎學金は二十八ありて年齢は七月一日に於て滿三十歳以下の政治、哲學、純粹科學の各學部學生に對して左の規定の下に授與せらる。

一、是等學生獎學金は優秀なるカレージ及理學部の總ての卒業者に對して解放せらる。

二、其の期間は一箇年間にして更に一箇年間を更新することを得。

三、申込は三月一日以前に書面を以て載録せらるゝを要す。

四、獎學金授與の際に於ける優先權は學部の推薦を受けたる校友にして、校友獎學金を受けざりし者の更に學生獎學金に對して申込みたる者。

五、大學生はより高き學位の候補者として大學に在籍し所定の研究をなすを要す。

尙特殊なる獎學金あり、約五十に及ぶ。其の條件は大體前述の一般獎學金と同様なり。

(三) ワシントン大學獎學金

1. 校友獎學金 (Fellowships)

Loretta Denny Fellowships 大學各部の大學院學生に對し校友獎學金としてそれぞれ五百弗を與ふるもの三。授與の標準は學業成績優秀且一般の單位数の多き者に對し特に經濟的援助を要する者に限り學部より之を與ふ。此の獎學金に對する申込は學年末二月十五日までに大學院長の手許に差出さるべからず。

Arthur A. Denny Fellowships

土木、教育、英語、歴史、鑛業、藥學の以上各部の大學院學生に對し五百弗宛六口、條件は

前項に同じく、申込者はワシントン州の住民たることを要す。

National Research Fellowships 物理、化学の校友奨學金にして、全國研究委員會より、既に博士號を有するもの又は同資格の前途有爲の研究學生に對して與へらる。候補者は其の選べる認定大學又は研究所に於て、其の研究を進むることを得。俸給として初年度に於て千八百弗を受くるを原則とす。次年度尙再選せらるゝときは俸給は増加するを常とす。

University Honorary Fellowships 三つの名譽校友奨學金が大學に依り設定せらる。條件は、略々ローレターデンニイ校友奨學金の場合と同じきも、ローレターデンニイ又はアーサー、エ、デンニイ校友奨學金を受くる資格無き者（經濟的助力の必要無く其の全部の時間大學の課業に捧げざる者）に與へらる。

Research Fellowships 合衆國鑛山局と協同して石炭粘土の研究をなす者に對し、鑛業大學は校友奨學金五口を備ふ。本校友獎學會は専ら其の研究を試むることを得る大學及工業大學卒業生に對して解放せらる。額は七月一日より向ふ十二ヶ月間に對して七百二十弗なり。

Du Pont Fellowships 化學部を通しデュ、ボン、ツヌモウール (Du Pont de Nemours) 會社は化學研究に七百五十弗の校友奨學金を與ふ。此の奨學金は化學又は化學工業を學ぶ上級生又は大學院學生に解放せらるゝものなり。

The Bonnarche Industrial Fellowships シヤトルボンマルシユは家政科卒業生一名に年額六百弗の奨學金を提供す。本奨學金受領者は十一ヶ月間は、その四分の一の時間を提供者の爲に捧ぐるを要す。

The Skagit Valley Goldenseal farm Fellowship in Pharmacy 本奨學金は年五百弗にして藥用植物の栽培をなす大學院生徒に與へらる。

Nakata Research Fellowship in Oriental Studies. 本奨學金はシヤトルのエム、ナカタ氏の提供するものにして、東洋研究部の大學院學生に對し年三百弗宛を與ふ。申込者の資格は更に高き學位の候補者又は東洋につき教授又は研究準備中の者。

The Agnes Healy Anderson Research Fellowships in Forestry. アグネス、ヒーリイ、アングラスン研究奨學基金の收入を以て

之に充つ。競争に依り、大學院學生に與ふ。The Mars Fellowship 天文学の研究奨學金にして、故パーシバルローベル博士の提供するところ。年額六百弗。

Columbia University Fellowship. コロンビヤ大學は毎年二百五十弗の奨學金を鑛山、工業、化學の學生一名に與ふ。

University Teaching Fellowship. 助教奨學金とも稱すべきものにして、相當多數の席あり。本奨學金を受くる大學院學生は其の在席する部の教務を自己の研究の傍ら助くるを要す。年額五百四十弗乃至七百二十弗。

Graduate Scholarships 卒業生奨學金は多數ありて實驗室助手、研究助手に與ふ。百八十弗乃至三百六十弗。

Isabella Austin Scholarships. イザベラ、オーステン奨學金は年額百弗にして學業成績及經濟的必要に基づき前途有爲の新入女學生に與ふ。

The P. E. O. Scholarship 本奨學金は學業成績、性格、經濟的必要に應じて第二學年に進級せる女學生に與ふ。年額百弗。

The Gamma Phi Beta Scholarship 年額百弗。條件は全額又は一部分經濟的に自立せる者、成績優良なる者の人格優秀且有爲なる婦人。

The Frederick and Nelson Scholarship 男女各一人宛とし、第一學年及第二學年を通じ年二百五十弗を與ふ。學業成績、人物、事務的才能に基づきて與へらる。

The A. F. Venino Scholarship. 其の初學年に於てピアノ演奏に優良なる成績を示し前途有爲と認めたる者に對し與ふ。

Beecher Kiefer Memorial Scholarship. 本奨學金はヴァイオリンの才能優れたる男子學生に對し與へらる。

Mu Phi Epsilon Scholarship. ミュー、ファイ、エプシロン奨學金は聲樂、ヴァイオリン、セロ、オルガンに就て一學年の間一週一課分宛の奨學金を女學生に對して與ふ。

The Fontainebleau Scholarship. 建築部學生に對し年千弗一名。

The Walker Cut Stone Company Scholarship. 建築部學生に對する旅行奨學金にして年額五百弗、本奨學金を受くる學生は

更に五百弗を加へ千弗となして佛蘭西のフォンテンブロー美術學校に夏期三ヶ月間入學するを要す。

The Paul Karshner Memorial Scholarship. フヤロップ (Puyallup) 中學卒業の男女學生各一名に對しそれぞれ百弗を提供す。

Phi Mu Gamma Scholarship. 第一學年の終に於て成績優秀人格優れ經濟的必要ある演劇科の男子又は女子に年百弗の奨學金一つを提供す。

The William Mackay Scholarship in Mining. 性格、學業成績及補助必要に應じ年二百五十弗を與ふ鑛業大學生たることを要す。Phi Sigma Biological Research Award. 研究は出版を容易ならしむる爲、優秀なる植物科の學生に對し年額五十弗を與ふ。

The West Coast Lumber Bureau Scholarship. 西部海岸木材局提供の木材建築研究奨學金にして年額千弗一名、但し之を受領したる學生は二ヶ月間佛蘭西のフォンテンブロー美術學校に於て研究するを條件とす。

(四)、ジョージワシントン大學奨學金制度

一、校友奨學金 本大學の校友奨學金として使用し得る者は次の如きものなり。此の校友奨學金に對する申込の形式は要求に依り大學の記録部より與ふ。九月以降の次年度に對する校友奨學金の申込は三月一日以前たるを要す。

Isabella King Research Fellowship. 此の校友奨學金は毎年一人金千二百弗を植物研究者に對して提供す。候補者はバチエラの學位を有せざるべからず。

Thomas Bradford Sanders. Fellowships. 此の校友奨學金は次の各部の學生に對し授業料の外一人年六百弗宛を給す。建築一名、化學四名、經濟學一名、英語一名、歴史三名、物理二名、心理學二名。

奨學金

學生奨學金は學生貸與金及奨學金委員會の管理するところにして、奨學金に對する申込は、次學年度に對し全學年の五月十五日までに記録係に申込むを要す。奨學金は特別の規定無き限り一箇年間を限り與へらるゝも時に更新せらるゝことあり。

Byron Andrews Scholarships. 百弗二名に對し英語、拉丁語、新聞、歴史、文學、政治等の學科を研究せんとする大望ある貧窮學生に與へらる。

Henry Harding Carter Scholarships. 本奨學金は各五十弗宛四名の土木研究學生に與へらるゝものなり。

Maria M. Carter Scholarship. 年額四十弗男子青年一名に對して與ふ。

Citizens' Military Training Camps Scholarship. 大學學生一名に對し授業料を負擔するものにして公民軍事教練團長の推薦に依つて給與せらる。

Isaac Davis Scholarship. 年額四十弗一名、大學より與へらる。

Robert Farnham Scholarship. 年額四十弗一名。

Elma Lewis Harvey Scholarship. 年額二百弗、四年目毎に給與せらる。資格としては年若の女子學生にして新教を信するコ
ーカシヤ人種たること。

High School Scholarships. 中學校奨學金は大學に入學せんとする卒業生に對し各中學校の教員會の推薦に基づき毎年與へらるゝものにして此の奨學金を與へらるゝ學生は成績優良なることを要す。本奨學金の特典は授業料を免除せらるゝにあり。

Amos Kendall Scholarship. (セントラル中學校卒業生一名に)

University Scholarship. (フレキシカンドリヤ其他中學校卒業生五名に)

John Hitz Mezerott Scholarship. 此の奨學金は授業料を拂ふに足る金額を與ふるものにして、醫者たらんとするものに與へらる。

A. Morehouse Scholarship. 將來基督傳導をなさんとする生徒に對し年額六十弗を給す。

The David Spencer Scholarship. ダビッド及エレザ、スペンサーの子孫に對し一定の條件の下に四百五十弗を與ふるものなり。

The Mary Lowell Stone Scholarship. 年額八十弗をコロンビヤ大學の女子理學部學生に給す。

William Walker Scholarship. 將來基督教傳導に入らんとする學生に、年百弗を與ふ。

John Withington Scholarship. 年額六十弗。

Ellen Woodhule Scholarship. 年額二十五弗コロンビヤ大學の學生に對して與ふ。

コロンビヤ女子獎學基金

コロンビヤ女子獎學金は本資金より與へらるゝものにして、之に對する申込は五月十五日迄とす。

Nellie Maynard Knapp Scholarship Fund. 五千弗の基金を以て女子に對し獎學金を給與せんとするものなり。

Founders of Columbian Woman Scholarship Fund. 五千弗よりの収入を獎學金として與ふことを得。

Third Columbian Woman Scholarship Fund. 四千三百十弗の収入は之を獎學金に用ふることを得。

Elizabeth V. Brown Scholarship Fund. 千二百弗の基金が教育學校の女學生に與へらる。

College Women's' Scholarship Fund. 五百弗の基金よりの収入が獎學金に充當せらる。

Lewes P. und Myrtle H. Wilson Memorial Scholarship Fund. 千弗の基金より生ずる収入が醫學校の生徒に給せらる。

獨・英・佛に於ける體操教員養成 獨逸に於ける體操教員の養成

獨逸體操大學の規則

第一條 目的。

獨逸體操大學の任務は次の如きものである。即ち教員に凡ゆる種類の體操を教育すること。

身體的教育の範圍を科學的且實際的に研究し獨逸國民の凡ゆる社會に於ける體操に關する理解を深めんとするにある。

第二條 設立。

獨逸體操大學は獨逸共和國體操委員會 (Der Deutsche Reichsausschuss für Leibesübungen) が之を設立する。

設立に關する協力者は獨逸共和國委員會に加入してゐる組合、並にスポーツ及體育中央委員會である。

大學の所在地は柏林である。此の大學の作用範圍は全共和國に亘つてゐる。凡ての同種の施設 (學校) や事業と共に此の

大學は共同的な活動及相互の促進を爲さんとする。

第三條 機關。

獨逸體操大學の機關は次の如きものである。

- 一、管理者
- 二、學長
- 三、評議員會
- 四、教員
- 五、書記
- 六、學生及聽講生

第四條 管理者。

管理者は大學の全經營に對する最高の監督を爲し一般的なる訓辭をなし研究の指針を與へ評議員會の報告を受け且學長を

確認 (裁可) する。

第五條 學長。

獨逸體操大學の直接の管理は三ヶ年の任期を持つた學長に從屬してゐる。學長は正講師及正教員の中より選ばれて管理者

から確認される。再選することも出来る。其の退職後は學長は副學長となる。副學長は學長の代理である。

第六條 評議員會。

評議員會は次の任務を持つ、即ち管理者に依つて建てられた指針に従つて行政を行ひ且、教授及研究プランの實施を監督することである。

第七條 教員。

本大學教員は正講師、員外講師、正教員、員外教員、助教員、巡回教員及時々授業を委嘱される女子及男子より成る出張講師である。

第八條 書記。

書記は獨逸體操大學の事務的行政に従事する。

第九條 學生及聽講生

一、正學生。

正學生たる爲には大學入學資格 (Universitätsreife) が必要である。定評ある體操家及スポーツマンであつて此の條件に相應しないものは、卓越した才能と偉大なる實地の技能を持つてゐる時に限り評議員會の決議に依つて臨機應變に正學生たることが許される。正學生は大學入學許可の際に握手の誓約に依つて規則に對して義務を負はされる。

二、聽講生。

正學生としての許可の前提を持たない人は聽講生として許可されることが出来る。

三、補習課程の参加者。

本大學に依つて催される體操の凡ゆる範圍に對する補習の爲の講習には誰にても之に對して決定されたる條件の下に参加する事が出来る。

第十條 學習年限、試験。

正學生の學習は六學期である。

正學生は學習の修了後ディプロム試験を受ける資格がある。此の試験は管理者の裁可したる試験規定に基づいて行はれる。卒業證書の公的承認は共和國及邦官廳に申請する。

第十一條 手数料及給費。

講義及實地練習、入學及退學 (Austritt) に對する手数料、並に、其他の手數料は評議員會に依つて決定される。學生に對する給費の配當及其他の給費は評議員會が給費規定に基づいて臨機應變に決定する。

第十二條 懲戒。(略)

第十三條 大學の組織。

本大學は次の四學科より成る。

即ち實習學科、衛生學科、教育學科及管理學科。本大學と連絡して、研究所、體操文庫及圖書館がある。

英國に於ける體操教員の養成

(Lance Jones, The Training of Teachers 1924. 2 據る)

體操教員養成の専門學校は一八八五年に創設され其後増加して今日は十二校に及べり。各學校は何れも寄宿制度にして五十乃至百人の生徒を收容せり。十二校の中、二校を除く外は何れも私立學校なり。

而して師範大學 (Training College) の中の一科即ち體育科 (Physical Training Department) となれるもの多し。學科課程次の如し。

體育の理論及實際(學說及實習)

體育教授法

解剖學、生理學、衛生學、治療救護法

各種のスポーツ研究

教育學及教育學說の研究

卒業生は師範學校教員、中等學校教員、私立學校教員、公私立體育所等各方面に就職す。

體育教員免許狀は文部省より與へずして體育協會が試験完了者に與へるものなり。

此の教員免許狀試験に應ずる者の資格は大體大學教育或は師範大學教育の三ヶ年間修了程度とせり。

從つて修業年限は大體に於て師範大學と同じ。

尙修業年限、學科課程は學校に依りて多少の差あり。

又短期養成所もあり。

佛蘭西の體操教員養成

體操教員免許狀は下級、上級の二種あり。

下級免許狀試験を受くるものは特別の養成機關を経るに非ずして師範學校卒業生が師範學校の學科(體操)に則りて試験を受くるものゝ如し。

上級免許狀は其を受験する爲に巴里醫科大學附屬の體育研究所にて研究するもの多し。

體操教員免許狀試験規則 (一八八七年一月十八日の省令第二百十五條以下)

第二百十五條 下級免許狀試験委員會は大學區視學の意見に基づき大學區總長毎年之を任命す。

第二百十六條 受験者は、試験期日二週間前に、巴里にては大學區事務室、地方にては大學區視學事務室に願書を提出すべし。尙、

一、從來居住したる場所及職業。 二、所有する免許狀又は免許狀を添附すべし。

第二百十七條 試験は大學區視學の定める期日に縣の首邑に於て之を行ふ。

試験は口頭試験と實地試験に分る。

口頭試験

一八八七年一月十八日の省令に添附されたる細目に従ひ體育に直接に適用さるゝ科學に關する質問をなし、時間は二十分間とす。

實地試験

一、文部省の公表せる體操要典に定められ且師範學校體操科の教授要目に含まるゝ體操實演五種を行はしむ。

二、生徒の集團に依つてなさるゝ體操の指揮時間は三十分とす。

第二百十八條 上級免許狀試験委員會は毎年文部大臣之を任命す。

第二百十九條 受験者は試験二週間前に、巴里に於ては大學區事務室、地方にては大學區視學事務所に願書を提出し、且下級免許狀を所有することの證明をなすべし。

第二百二十條 試験は豫備試験と本試験とに分る。

一、豫備試験は

(a) 體育、體操、初歩解剖學、初歩生理學及衛生學に關する筆記試験。

(b) 文部省の「體操、遊戯要典」に定められたる實演、運動の一つに關する一人別の實地試験、尙受験者の希望に依り他の一種の運動又は實演を附加することを妨げず。

二、本試験

- (a) 上述の問題に關する質問
- (b) 文部省要典中より選びたる三種以上の實演の實地試験
- (c) 教授方法の試験

- (1) 生徒の集團に對する體操教授
- (2) 遊戯又は戶外遊戯の指揮

豫備試験は大學區事務所所在地、本試験は巴里に於て之を行ふ。

第二百二十一條 下級免狀試験、上級免狀試験共に二十點滿點とす。

平均點十點以下の者は不合格とす。(下略)

免狀は大臣之を交付す。

小學校に於ける一學級の兒童數に關する調査

(英・獨・米)

英國に於ける小學校の一學級の兒童數

第一、法規上の規定

英國に於ける小學校の一學級の大きさ即ち一學級の兒童數に關する規定は英國小學校令 (Elementary Education Provisional Code, 1922) 第十四條に掲げらる。

第十四條 「一人の教員の教授する一學級の在籍兒童數は六十人を超過すべからず。

家事、手藝、園藝及其他の實習科目に於ける一學級の兒童數は二十名を超過すべからず。但し手藝科目に於て二十名以上に達し少くとも二教員が其の教授に當る場合は四十名まで増加することを得。」

更に一九二六年度の公立小學校規定 (Code of Regulations for Public Elementary Schools, 1926) の第六條に於て學級内の兒童數を多からしめざる様注意せり。

第二、一學級兒童數の實際

茲に一九三一年英國文部省發行教育年報 (Education in England and Wales-Report and Statistics) に依り小學校の學級の大きさに關する調査を掲ぐ。此等の小學校は何れも地方教育當局の維持に依る公立小學校なり。

一學級の兒童數二十人以下の學級數……………一三、八九六

二十人以上三十人以下の學級數……………三〇、五六二

〃 三十人以上四十人以下の學級數……………四六、六三二
 〃 四十人以上五十人以下の學級數……………五〇、四八〇
 〃 五十人以上六十人以下の學級數……………九、九二八
 一學級の兒童數六十人以上の學級數……………八九
 學級數合計……………一五一、五八七
 一學級平均……………三十六人
 四十人以上の學級數の百分比……………三九・九パーセント
 五十人以上の學級數の百分比……………六・六パーセント
 尙、四十人以上の學級を、程度別にすれば

上級 (Senior)	四〇人—五〇人	一、〇六四級	五〇人以上
下級 (Junior)		七、九一五	二四級
全體 (All-age)		二八、〇〇二	一、八〇〇
幼兒 (Infant)		一三、四九九	四、三二三
計		五〇、四八〇	三、八七〇

(尙参考の爲に一九二八年及一九二九年の一學級兒童數を示し漸次一學級兒童數が減少せることを左に示す)

一九二八年三月三十一日	四〇人以下	四〇人—五〇人	五〇人—六〇人	六〇人以上	四〇人以上の計	合	計	平	均
一九二九年三月三十一日	八八、一五六級	四九、四七九級	一〇、七九八級	一六九級	八五級	六二、二八八級	一五〇、四四四級	一五〇、九三二	三七人

右の中ロンドンの公立小學校のみに就て學級の大きを示せば左の如し

一學級兒童數二十人以下の學級數……………二六九
 〃 二十人以上三十人以下の學級數……………一、三九九
 〃 三十人以上四十人以下の學級數……………五、四四六
 〃 四十人以上五十人以下の學級數……………六、五〇五
 〃 五十人以上六十人以下の學級數……………一、四一〇
 〃 六十人以上の學級數……………〇
 學級數合計……………一五、〇二九
 五十人以下の學級數百分比……………九〇・六パーセント
 五十人以上の學級數百分比……………九・四パーセント
 尙、全小學校を通じて教員一人當りの兒童數を示せば左の如し。
 地方教育當局維持に依る小學校に於ては……………三十三人
 地方教育當局維持に依らざる小學校に於ては……………二十九人
 全小學校に於ける平均……………三二・九人

獨逸に於ける小學校の一學級の兒童數

一、プロイセンの國民學校の組織課題及目的に關する規定 (年十月十五日)
 第二項——單級國民學校に於ける生徒數は八〇名を超ゆべからず。
 第三項——生徒數八〇名を超え、而も教室の設備少く教員二名就任不可能なる時には當局の認可を受けて、二部教授制

を設けることを得。

第四項——二學級國民學校に於て生徒數一二〇名を越ゆる時には、三學級に編成さるべし。
Preussen, 公立國民學校(一九二六—二七年)

各學級三〇人以下の學校 三一人以上四〇人までの學級 を含む學校	學校數	學級					
		三〇以下	三一—四〇	四一—五〇	五一—六〇	六一—七〇	七〇以上
七、五八二	七、五八二	一二、二一四	一一、七九三	一七、一〇六	八、四一一	一、七三八	二四六
八、五八一	八、五八一	六、一九四	一一、七九三	一四、三四八	一、七三八	一、七三八	二四六
九、五一一	九、五一一	八、〇六二	一四、三四八	一七、一〇六	八、四一一	一、七三八	二四六
五、九七六	五、九七六	三、八一二	一〇、一五〇	一一、〇一四	一、三九七	一、三九七	二四六
一、五二一	一、五二一	六、三三九	二、一三九	二、三三三	一、三九七	一、三九七	二四六
二、四二二	二、四二二	九、四	二、六二	三、〇六	一、八〇	一、八〇	二四六
三、四一三	三、四一三	三一、〇一五	三八、六九二	三〇、七四九	九、九八八	一、八一八	二四六
總數	三四、四一三	二八%	三四%	二七%	八%	二%	二四六

獨逸全國を通じての一學級生徒平均數は三六・一人である。

二、ザクセン國民學校制度に關する規定 (年七月二十二日)

第四條 第九項——事情の許す限り普通國民學校の學級は四〇名を越ゆべからず。

Sachsen, 公立國民學校(一九二六—二七年)

各學級三〇人以下の學校 三一人以上四〇人までの學級 を含む學校	學校數	學級					
		三〇以下	三一—四〇	四一—五〇	五一—六〇	六一—七〇	七〇以上
七五六	七五六	二、六八九	五、八二六	二、二二五	四	四	七〇以上
一、一七〇	一、一七〇	七、四二五	五、八二六	二、二二五	四	四	七〇以上
一九九	一九九	一、〇七一	一、〇三九	二、二二五	四	四	七〇以上
四一人以上五〇人までの	四	一四	三	三	四	四	七〇以上
五一人以上六〇人までの	四	一四	三	三	四	四	七〇以上
六一人以上七〇人までの	四	一四	三	三	四	四	七〇以上
七一人以上	四	一四	三	三	四	四	七〇以上
總數	二、一二九	六一%	三八%	一%	四	四	七〇以上

北米合衆國に於ける小學校の一學級の兒童數

北米合衆國は州、郡に依り又市の大小に依り小學校の一學級の兒童數は千差萬別なれども大體に於て一學級五十人以上のもの無し。次に一九二八年米國內務省教育局發行の教育年報 (Biennial Survey of Education, Bulletin, 1926 No. 27) の中より參考資料二項を擧ぐ。

- (一) 百十七の都市に於ける小學校(八年制)の一教員平均受持兒童數左の如し。
- 第一學年に於ては平均……………三二・七人
- 第二學年……………三三・二人
- 第三學年……………三三・三人

第六學年 ……………三三・四人
 第八學年 ……………二九・二人

總平均(各學年平均) ……三二・四人

(二) 百九十四の都市を其の人口數により第一級より第三級に分ち各其の小學校に於ける教員一人當り平均兒童數を擧ぐれば左の如し。

(一九二六年現在)

第一級都市(人口十萬以上)	教員一人當り	三九人
第二級都市(人口三萬以上十萬まで)	教員一人當り	三四人
第三級都市(人口一萬以上三萬まで)	教員一人當り	三四・八人
總平均	教員一人當り	三七・七人

(附) 中等學校に於ける一學校生徒數

英國(中學校令第五條) 一時に教授すべき生徒數は三十人を超ゆべからず。但し文部省の許可を得て三十五人迄増すことを得。

獨逸(一八六七年文部大臣訓令) 一學級生徒數は下級(三年)に在りては五十人、中級(三年)に在りては四十人、上級(三年)に在りては三十人を超ゆることを得ず。

佛蘭西(「リセー」及「コレージュ」の建築に關する訓令) 通常一學級に生徒三十人乃至三十五人を收容す。大都會の「リセー」又は上級(第三級以上)にては四十人に達することを得。但し科學及歴史の授業をなす場合には四十人乃至五十人とす。

各國に於ける大學學校數及學生數概況

獨逸 (一九二八年)

人口(但し人口は一九二五年)	六三、一七八、六一九人
綜合大學 二三三	學生數 八三、一七二人
單科大學	
工業大學 一〇	學生數 二〇、四九五
他の單科大學 四三 (教育大學を除く)	學生數 一三、四五一
神學大學 八	學生數 九四二人
綜合大學中	
最大	學生數 一〇、六九一人 (ベルリン大學)
中	學生數 三、六五七人 (フランクフルト大學)
最小	學生數 一、四〇五人 (ローストック大學)

佛蘭西 (一九二八年)

人口	四一、〇二〇、〇〇〇人
綜合大學 一七	學生數 六四、五三一
最大	學生數 一六、八八九人 (パリ大學)
中	學生數 二、二七三人 (エックス、マルセーユ大學)
最小	學生數 四九〇人 (ブザンソン大學)

英國(大ブリテン)(一九二八年)

人口

綜合大學 一六

學位授與の資格なき大學 五

(農業大學を除く)

綜合大學中

最大

中

最小

北米合衆國(一九二八年)

人口

大學數 一、〇七一

學生數

四四、三七五、〇〇〇人

四八、六四五人

一、九三二人

九、九五八人(ロンドン大學)

二、六五三人(マンチエスター大學)

八五四人(セントアンドリュース大學)

一一〇、〇一三、〇〇〇人

九二〇、二七〇人

三六、五八七人(コロンビア綜合大學)

二七、八八一一人(ニューヨーク綜合大學)

一八、六五二人(カリフォルニア綜合大學)

一七、九三〇人(ニューヨーク市大學)

一四、三二一人(ボストン綜合大學)

一四、一八三人(イリノイ単科大學)

五、五六九人(コネル綜合大學)

(中)

(大)

(小)

白耳義(一九二八年)

人口

綜合大學 四

三、四一三人(ワシントン綜合大學)

二、五六三人(ハーバート大學)

一、八二五人(ジョンズホプキンス綜合大學)

一、二九六人(シカゴ綜合大學)

一、一六二人(ミツソリー大學)

四七四人(リンカーン、メソリアル綜合大學)

四四六人(パーカー綜合大學)

三二八人(シャウ綜合大學)

三〇〇人(オグレスルベール綜合大學)

二二五人(パシフィック綜合大學)

二二五人(セントジョンズ綜合大學)

一七八人(セントエドワード綜合大學)

一五〇人(シモンズ綜合大學)

七三人(アラスカ農業大學)

二十七人(ダニエルパーカー單科大學)

二十三人(ドロブシイ單科大學)

七、九九五、五五八人

官立 二
私立 二
單科 一五
綜合大學中

學生數
六、二一三人
三、七〇六人
三、三五三人

最大
最小
和蘭 (一九二八年)

學生數
三、七五五人 (ルーバン大學)
一、六五五人 (ガーン大學)

人口
綜合大學 四
工業大學 一
農業大學 一
私立大學 二

學生數
七、七三〇、五七七人
六、七五五人
一、六九四人
三二三人
六七五人

伊太利 (一九二七—一九二八年)

人口
官立 二二
綜合大學 自治立 四
計
最大
中

四〇、七八三、〇〇〇人
三四、四一九人
一、九七二人
三六、三九一人
五、八六六人 (Napoli 官立)
二、二二一人 (Bologna 官立)

最小
奧太利 (一九二七年)
人口 (但し人口は一九二八年)
綜合大學 官立三

二四一人 (Sassari 官立)
二〇二人 (Ferrara 自治立)
六、六七五、二八三人
一三、五三〇人
九、九〇七人 (Vienna)
一、八七一人 (Graz)
一、七五二人 (Innsbruck)
四、八〇五人

師範大學 三五
外に宗教大學 一三校
匈牙利 (一九二八年)

人口
綜合大學 四
大
中
小
八、六〇三、九二二人
八、八五五人
五、四二九人 (Budapest)
一、二六八人 (Szeged)
一、〇二五人 (Debrecen)
一、一九四人
七二六人

單科大學 一
神學大學 一七
瑞西 (一九二九年)
人口

四、〇一八、五〇〇人

波蘭 (一九二九年)

綜合大學 七
最大 六、六一五人 (Zürich)
中 一、五六五人 (Zürich)
最小 八八七人 (Genève)
二四九人 (Newchâtel)

人口 三〇、四〇八、二四七人

綜合大學 六 二九、四三五人

自治綜合大學 一 六四〇人

他の大學 一三 一三、一七四人

綜合大學中

最大 九、一八一人 (Warsaw)

中 四、一二六人 (Posen)

最小 四四八人 (Lublin)

葡萄牙 (一九二八年)

人口 (但し人口は一九二〇年) 六、〇三二、九九一人

綜合大學 三 五、〇一三人

大 二、一九二人 (Lisbon)

中 一、七五〇人 (Coimbra)

小 一、〇七二人 (Oporto)

チエッコスロバキヤ (一九二八年)

人口 一四、五三五、四二九人

綜合大學 四 一六、六六三人

最大 八、七五四人 (Prague, Czech)

中 四、〇七三人 (Prague, German)

最小 二、三八五人 (Brno, Czech)

工業大學 四 一、四五一人 (Bratislava, Slovak)

一〇、七三四人

丁 抹 (一九二八年)

人口 (但し人口は一九三〇年) 三、五四二、二一〇人

綜合大學 一 四、五〇〇人

單科大學 二 (獸醫、農業及藥學) 七〇〇人

師範大學 (醫學) 二〇 (カレヂ) 二、〇〇〇人

瑞典 (一九二八年)

人口 六、〇五、一九〇人

綜合大學 二 五、五一八人

大 三、一三四人 (Uppsala)

小 二、二八四人 (Lund)

醫學部 一 一、〇八〇人

私立綜合大學 二

諾威 (一九二九年)

人口

二、八二〇、五九二人

綜合大學 一

三、四五七人

工業大學 一

六七一人 (ハイスクール)

農業大學 一

九四人 (ハイスクール)

師範大學 一

五八人 (カレヂ)

陸軍大學 一

二二人 (ミリタリー
ハイスクール)

美術大學 一

三二人 (アカデミー)

芬蘭 (一九二八年)

人口

三、六一一、七九一人

綜合大學 三

五、一七〇人

大

四、六〇九人 (Helsinki)

中

三五三人 (Turku) (Finnish 創建)

小

一〇八人 (Turku) (Swedish 創建)

西班牙 (一九二六年)

人口

二二二、二九〇、一六二人

綜合大學 一二

三一、五一二人

各大學の生徒數明瞭ならず

世界各國の義務教育年限

(アルゲマイネ、レトラーツアイトウングに據る)

(一) 十四歳以上迄の義務教育を有する諸邦

(1) 西南アフリカ

十六歳

不具者病者を除く

(2) ナタール

十五歳 (但し歐洲人に限る)

家庭教育に依りて補ふことを得

(3) トランスバール

十六歳 (但し歐洲人に限る)

特別地方に限り十五歳

(4) オランダ自由國

十六歳

但し他の方法に依りて同等の教育を受けたるもの、醫師の證明ある患者は之を除く

(5) 葡領アフリカ

七歳より十四歳迄

患者、不具者、試験に依りて能力を認められざる者は之を除く

(6) 獨逸

十四歳

但し、バイエルンは十三歳

例外無し、不具者は特別の方法を用ふることあり

- (7) 合衆國 各州に依りて異なる。一般には七歳より十六歳迄とす
- (8) 南米アルゼンチン 十四歳 例外無し
- (9) チリ 十五歳
- (10) パラグアイ 十四歳 例外無し
- (11) ウルグアイ 十五歳
- 但し、二キロ以上の通學距離を有し通學不可能なる者、其の土地へ學校を有せざる者は例外とす
- (12) ベルギー 十四歳 信すべき根據ある場合は之を除く
- (13) 中央亞米利加 ドミニカ共和國 十四歳
- 例外、疾患者、同程度の家庭教育を受くる者、貧民
- (14) ハイテイ 十四歳
- 例外は貧民
- (15) ポンドウラス 十五歳
- (16) パナマ 十五歳
- 例外、家庭に於て同程度の教育を受くる者、疾患者
- (17) サルバドル 十四歳 例外無し
- (18) 濠洲 西南ワールス 十四歳
- (19) クエーンズランド 十四歳
- (20) 西南濠洲 十四歳

- (21) タスマニア 十四歳
 - (22) ビクトリア 十四歳
 - (23) 澳地利 十四歳
 - (24) ベルギー 十四歳
 - (25) ブルガリア 十四歳
 - 例外、疾患者、四キロ以内に學校無き場合
 - (26) カナダ アルベルタ 十五歳
 - 例外、小學校の課程と同等の實力を有する者
 - (27) オンタリオ 十六歳
 - (28) ブリタニーニツシュ コルンビエン 十五歳
 - (29) マントバ 十四歳
 - (30) ノイブラウン シュワイヒ 十四歳
 - (31) ニュースコツトランド 十六歳
 - (32) 丁 抹 十四歳
 - (33) ダンチツヒ 十四歳
 - (34) 西班牙 十四歳
 - (35) エストランド 十四歳
 - (36) フィンランド 十四歳
- 西南共に例外として兩親の貧困、疾患者を除く

(37)	英 國	イギリス	十四歳
		スコットランド	十四歳
			十五歳
(38)	北アイルランド		十四歳
(39)	アイルランド自由國		十四歳
(40)	アイルランド		十四歳
(41)	伊 太 利		十四歳
(42)	レツトランド		十六歳 (但し男子のみ)
(43)	リヒテンシュタイン		十六歳 (但し男子のみ)
(44)	リタウエン		十四歳
(45)	諸 威		十四歳又は十五歳
(46)	ニュージールランド		十四歳
(47)	和 蘭		十四歳
(48)	ポーランド		十四歳
(49)	ルーマニア		十五歳乃至十六歳
(50)	ザールゲビート		十四歳
(51)	暹 羅		十四歳
(52)	瑞 典		十四歳
(53)	瑞 西		十四歳
(54)	フライブルグ		十六歳

(55)	ゲ ン フ		十五歳
(56)	グラールス		十五歳
(57)	グラウゾユンデン		十五歳又は十六歳
(58)	ルチェルン		十四歳
(59)	ノイエンプルグ		十四歳
(60)	セントカッレン		十四歳
(61)	シャッフハウゼン		十四歳乃至十五歳
(62)	ゾロトウルン		十五歳
(63)	シュウイーツ		十四歳
(64)	テツシン		十四歳
(65)	トウルガウ		十四歳
(66)	ア リ ー		十五歳
(67)	ウアリス		十五歳
(68)	ウワート		十五歳乃至十六歳
(69)	チューリッヒ		十四歳
(70)	チエコスラバカイ		十六歳
(71)	南スラビイエン		十四歳乃至十五歳

(二) 義務教育年限十四歳以下の諸邦

- (1) アルゼリア 十三歳 佛人及歐人に對してのみ規定す
- (2) ブラジル 十一歳 全國民に對して七歳より十一歳までを義務とす
- (3) カナダ、プリンチエ、エドワルド、イスタンブ 十三歳
- (4) エギプト 十三歳 内閣令に依りて定む
- (5) フランクライヒ 十三歳 (千八百八十二年三月十八日規定)
- (6) ギリシヤ 十二歳
- (7) 印度、ベンガル 十歳
- (8) 印度、ビハール及オリッサ 九歳より十歳
- (9) 印度、ボンベイ 十一歳
- (10) 印度、デリー 十一歳 (他の宗教學校にて教育を受けたる者)
- (11) マドラス 六歳より十一歳 但し回教徒の子弟は之を除く、女子は五歳より十歳までとす
- (12) ラホール 十一歳乃至十二歳
- (13) 日本 十二歳
- (14) 朝鮮 十二歳
- (15) ルクセンブルグ 十三歳
- (16) マダガスカル 歐人十三歳 土着人は八歳より十三歳
- (17) サン、マリノ 十二歳
- (18) スキス、アツベンチェル、インネルホーデン 十三歳
- (19) スキス、ニーダーワルデン 十三歳

- (三) 義務教育の年限規定無きもの
- (1) アフリカ ハズートランド 宗教學校あれど年限の規定無し
 - (2) 黄金海岸 初歩の學校のみあり
 - (3) ガンビア 約二十萬の學齡兒あり、公立及私立宗教學校に學ぶ
 - (4) ロードヂア 自由級を有する公立學校と宗教學校とあり
 - (5) ウガンダ 學校は宗教家に委せらる
 - (6) ザンジバル
 - (7) 佛領、南亞弗利加、モロッコ及トウニス
 - (8) 南米、コロンビア、バルジエン、トンキン、アンドラ、マルタ
 - (9) ロシヤ (但し此の國は一九三〇年秋以降滿八歳より十五歳まで義務となすの規定をなせり)

金寄立附 月無 月 謝謝	立團宗 體教 月無 月 謝謝	公立 月無 月 謝謝	女子 一年 以下	在學年限平均 (一二歲以上)				退學年限 別 (十二歲以上)
				一年以下	一—二	三—四	五—六	
二八〇七	二二六九	三〇七三	一—二	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
四四一	六二	五〇〇	二—三	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
七三三	二四三三	二四三三	三—四	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
一七九四	二〇三〇	二四三三	四—五	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
三一三三	二六〇一	三三〇一	五—六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
二二四一	二二七三	二六〇一	六—七	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
一一六五	八三三	七三〇	七—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
二一六九	一〇五四	一〇七	以上	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
一四八九	一六〇〇	二〇〇	一二—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
二七四五	三九六	二六五	一三—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
四二七四	一〇三三	七五	一四—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
一六六七	一三二五	二一八	一五—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
二四六六	二七三三	三三〇	一六—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
二五七九	二二一八	二三六〇	一七—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
二〇〇〇	一六七九	一四七	一八—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六
六四八〇	四一五九	四一四	一九—	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六	一〇九六

合 計	等 學 校 中 一 月 無 謝謝	ウ エ 一 月 無 謝謝	金 寄 立 附 月 無 謝謝	立 團 宗 體 教 月 無 謝謝	公 立 月 無 謝謝	女 子	年齡			
							一二歲以下	一二歲—一六歲—一八歲	一八歲以上	計
二〇五六	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一二歲以下	一二歲—一六歲—一八歲	一八歲以上	計
一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六				
一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六				
一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六				
一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六	一〇五六				

中等學校 (補助金下附の分のみ) 生徒退學 (卒業をも含む) 情況 (一九二六年)

總 平 均	計 月無 月 謝謝	等 學 校 中 一 月 無 謝謝	ウ エ 一 月 無 謝謝	金 寄 立 附 月 無 謝謝	立 團 宗 體 教 月 無 謝謝	公 立 月 無 謝謝	男 子	在學年限平均 (十二歲以上)			
								以下	一—二	三—四	五—六
五〇八	三七〇六	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六	以下	一—二	三—四	五—六	七—
九七	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五					
一五〇九	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五					
二六〇四	二六〇四	二六〇四	二六〇四	二六〇四	二六〇四	二六〇四					
二六〇二	二六〇二	二六〇二	二六〇二	二六〇二	二六〇二	二六〇二					
一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七					
四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四					
〇〇九	〇〇九	〇〇九	〇〇九	〇〇九	〇〇九	〇〇九					
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇					
四〇六	四〇六	四〇六	四〇六	四〇六	四〇六	四〇六					
一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三					
一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇					
三五八	三五八	三五八	三五八	三五八	三五八	三五八					
一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八					
八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三					
二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三					

合 計	計 月無 月 謝謝	等 學 校 中 一 月 無 謝謝	ウ エ 一 月 無 謝謝	金 寄 立 附 月 無 謝謝	立 團 宗 體 教 月 無 謝謝	公 立 月 無 謝謝	退 學 年 齡 別 (十二歲以上)
二四七九	二四七九	二四七九	二四七九	二四七九	二四七九	二四七九	以下
一〇〇六	一〇〇六	一〇〇六	一〇〇六	一〇〇六	一〇〇六	一〇〇六	一—二
四二二一	四二二一	四二二一	四二二一	四二二一	四二二一	四二二一	三—四
二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	五—六
九〇五	九〇五	九〇五	九〇五	九〇五	九〇五	九〇五	七—
四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	一二—
二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	二〇三二	一三—
四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	一四—
三六七一	三六七一	三六七一	三六七一	三六七一	三六七一	三六七一	一五—
三	三	三	三	三	三	三	一六—
九	九	九	九	九	九	九	一七—
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一八—
三	三	三	三	三	三	三	一九—

ウエ ルズ 中 等 學 校	平均 月謝	平均 月謝	平均 月謝
三〇・三	四〇・五	二〇・八	二〇・二
一九・七	二〇・七	一九・九	一九・〇
二〇・三	二〇・二	一九・〇	二〇・三
二四・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇
九・七	二・四	二・四	二・四
二二・五	六・〇	〇・七	〇・七
二・四	一・七	一・七	二・四
六・三	三・五	三・五	六・三
一六・一	一〇・六	一〇・六	一六・一
三〇・一	二〇・七	二〇・七	三〇・一
二二・四	二二・四	二二・四	二二・四
一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇
二一・一	二一・一	二一・一	二一・一
三・六	四・九	四・九	三・六

北米合衆國の部

公立中學校卒業生及上級學校入學者數

一九二五年度		一九二六年度	
報告學校數	計	報告學校數	計
男	女	男	女
一七、三六六	二二、四四五	一七、三六六	二二、四四五
計	計	計	計
六四、八七四	六二、九八八	六四、八七四	六二、九八八
男	女	男	女
一五、六〇七	三六、六三九	一五、六〇七	三六、六三九
計	計	計	計
八〇、四八一	一〇〇、五三七	八〇、四八一	一〇〇、五三七
男	女	男	女
一八、〇二八	一三、〇〇一	一八、〇二八	一三、〇〇一
計	計	計	計
九八、四四七	一一三、〇〇八	九八、四四七	一一三、〇〇八

公立四年制中學校卒業生及上級學校入學者數

一九二五年度		一九二六年度	
報告學校數	計	報告學校數	計
男	女	男	女
一六、〇三六	二八、五八三	一六、〇三六	二八、五八三
計	計	計	計
四六、九六五	四四、〇〇六	四六、九六五	四四、〇〇六
男	女	男	女
一三、〇七四	二九、四五三	一三、〇七四	二九、四五三
計	計	計	計
五九、〇三九	七三、五五九	五九、〇三九	七三、五五九
男	女	男	女
一三、五五六	一三、五五六	一三、五五六	一三、五五六
計	計	計	計
七二、五八五	八七、一〇一	七二、五八五	八七、一〇一

参考 一九二六年度 一、三六七人 一七、二九三人 三二、七五五人

私立中學校卒業生及上級學校入學者數 (一九二五—二六年)

一九二五年度中學校卒業生 (一九二六年大學入學)		一九二五年度中學校卒業生 (一九二六年他の學校入學)	
大	學	大	學
男	女	男	女
九、九四八	六、三九六	一、三三五	五、〇一一
計	計	計	計
一六、三四四	一一、四〇七	六、三三六	一六、三三六
全卒業生數との比率%	全卒業生數との比率%	全卒業生數との比率%	全卒業生數との比率%
四二・四	四二・四	四二・四	四二・四

合衆國に於ける四年制私立中學校卒業生數 (一九二五—二六年)

一九二五年度		一九二六年度	
男	女	男	女
一七、五九九	二一、五六八	一七、五九九	二一、五六八
計	計	計	計
三九、一六七	三九、一六七	三九、一六七	三九、一六七

合衆國に於ける公立新制 (初等三年高等三年) 中學校卒業生及上級學校入學者數

一九二五年度		一九二六年度	
報告學校數	計	報告學校數	計
男	女	男	女
二、三二一	四、七、八〇	二、三二一	四、七、八〇
計	計	計	計
一、〇、二〇二	一、七、九〇九	一、〇、二〇二	一、七、九〇九
男	女	男	女
三、五三三	九、一八六	三、五三三	九、一八六
計	計	計	計
二、一、四三	二、七、〇〇八	二、一、四三	二、七、〇〇八
男	女	男	女
四、八、四五〇	四、八、四五〇	四、八、四五〇	四、八、四五〇
計	計	計	計
一、二、三	一、二、三	一、二、三	一、二、三

合衆國に於ける公立新制（初等三年高等三年）中學校卒業生及上級學校入學者數

一九二五年度		計		大 學		他 の 學 校		全上級學校入學者	
報告學校數	男	女	計	男	女	計	男	女	計
二、二二二校	四七、八二〇人	六三、三六一人	一一〇、一三〇人	一七、九〇九人	一七、八三三人	三五、七三二	三、五三三人	二九、二八六	二二、七二九
參考 一九二六年度	二、三三四校	五〇、七四九人	六六、一九三人	二六、九八六					
									二七、〇〇八
									四八、四五〇

米國ハイスクール卒業生就職情況調査

就 職 情 況	男		女	
	卒業資格を得たる者	卒業資格を得ざる者	卒業資格を得たる者	卒業資格を得ざる者
一、上級學校入學者 (Further study)	三四・八%	一一・一%	三五・一%	一七・四%
二、教職に従事する者 (Teaching)	七・六	一・七	二六・四	八・九
三、家政を執れる者 (Housekeeping)	—	—	九・五	二六・〇
四、家庭にある者 (At home)	—	一・一	二五・〇	三七・二
五、農業に従事せる者 (Farming)	二六・二	四・六	—	—
六、官吏になれる者 (Government service)	〇・六	一・一	〇・五	—
七、書記又は事務員になれる者 (Clerks)	一七・五	一一・三	五・六	三・九
八、職人になれる者 (Artisans)	四・一	四・六	—	—
九、店員になれる者 (Salesmen)	—	二・七	—	〇・五

一〇、運輸業に従事せる者 (Transportation)	三・五	六・四	〇・五	一・二
一一、製造業従事及商賣人となれる者 (Manufacture and trade)	二・三	五・九	—	〇・五
一二、奉公せる者 (Personal service)	〇・六	〇・一	〇・四	一・三
一三、工場に働ける者 (Factory labour)	—	一・一	—	二・三

Saneiford, Comparative Education, 1927 に據る。

(一九二六年)

大學卒業生數

學位 (Bachelor)

男 四一、一〇六人

女 三〇、四二三人

計 七一、五二九

神學、法學、醫學、齒科、藥學等

専門學位 (Professional D.)

男 一九、〇四七人

女 一、〇四九

計 二〇、〇九六

大學院卒業

男 七、七〇〇人

計 女 三、七五一

試験の上博士號を授與されたる者 計 女 一一、四五一

男 一、一一五五人
計 女 一八七
計 一、三〇二

師範大學卒業生(一九二五—二六)
教員免許狀を得たる者の數

男 三、六五三人
女 一〇、一五五
計 一三、八〇八

北米合衆國公立學校各學年生徒數調

學年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年	一九四三年	一九四四年
(小學校) 第一學年	三、九六一人	三、九八〇人	四、〇四三、二五四人	四、一四七、三五五人	四、一九七、八七四人	四、二八一、〇一三人	四、二五三、三五五人	四、三三三、六六七人	四、四一四、九二一人	四、四八四、一四五人	四、五三九、九六四人	四、〇三三、七八二人
第二學年	二、四六八、七七〇	二、四七〇、九〇〇	二、五三三、九〇〇	二、五八五、三六五人	二、五八三、八四五人	二、五八二、三五五人	二、五八〇、九九六人	二、五七九、六六六人	二、六八二、七六六人	二、七八五、八七〇人	二、七七二、四九六人	二、七九二、二二三
第三學年	二、三二六、一七七	二、三三〇、二八五	二、三三二、七六六	二、四七六、一四四	二、四八七、八二九	二、四九三、五三四	二、四七一、一五八	二、四四二、七八二	二、五四九、四六八	二、六五六、一五四	二、六九八、九六三	二、七四一、七七一
第四學年	二、二四八、四九三	二、二七六、六三三	二、三四〇、八三二	二、四〇三、一七七	二、四一〇、一九四	二、四一七、〇九〇	二、四五六、七三三	二、五〇〇、三二六	二、五〇一、七一一	二、五〇三、一〇五	二、五七九、八二六	二、六六六、五四八
第五學年	一九一〇、三七四	一九七五、六八三	二、〇二二、六二七	二、〇七五、五七四	二、一〇三、四二一	二、一〇七、六八八	二、一〇六、五五二	二、一〇五、七三六	二、一七二、四三三	二、二二九、一一〇	二、二六三、三九五	二、三三三、六八一

學年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年	一九四三年	一九四四年
第六學年	一、五九一、六一〇	一、六三三、七三三	一、七〇一、一五六	一、七八四、二六六	一、八〇三、六〇〇	一、八二〇、〇五五人	一、八三四、九四三	一、八四八、九五三	一、九三〇、六四九	二、〇二二、三四六	二、〇四六、〇三三人	二、〇七九、七〇〇
第七學年	一、三三八、六六五	一、三九一、二二三	一、四一八、六八六	一、四七四、七〇〇	一、四七一、五〇七	一、四六八、二六三	一、四七三、七三三	一、五五七、三〇一	一、六三三、〇二八	一、七〇四、八五五	一、七五七、四〇〇	一、八一〇、二三四
第八學年	一、二二二、六九九	一、二八四、七七七	一、二四一、三五〇	一、二九二、六八二	一、二二一、一五八	一、二九六、三四四	一、二七五、二七三	一、三〇九、九一〇	一、三三二、九四七	一、四〇四、九八二	一、三七五、六六〇	一、三四六、三三八
(中學校) 第一學年	五四六、六七六	五四二、〇五五	六三六、六七七	六九二、九〇三	七四三、〇六四	七九三、二三四	八四〇、六〇三	八八七、九八〇	一、〇一〇、九六六	一、一五二、三九三	一、二七六、六三六	一、二四四、六〇一
第二學年	三五八、六七三	三三八、八〇二	四六六、〇五五	四六〇、二二五	四七六、四〇六	四九二、五八八	五二五、二九九	五五八、〇一〇	六四九、七四五	七〇一、四七九	七八八、二二八	八六二、〇二八
第三學年	二四八、〇〇四	二六六、七〇〇	二七三、三六六	三三六、〇一一	三三四、一六三	三三一、八一五	三五七、八四三	三八三、八七〇	四三六、四七〇	四八九、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	六一〇、二七九
第四學年	一八〇、〇〇三	一九七、六三九	二八六、六八八	二四一、二二二	二五二、二九九	二六一、二八五	二八一、五四〇	三〇一、七九五	三二二、七一六	三四三、六三八	三九三、九一七	四四九、一五六
前年度小學校八年對する中學校第一學年生徒數割合	〇・五二六弱	〇・五四三弱	〇・五五八強	〇・五七五弱	〇・六五五弱	〇・七四四強	〇・七六六弱	〇・八三五強	〇・八七七弱	〇・八三九弱	〇・七〇八強	

英國に於ける中學校入學に關する調査

第一章 イングランド及ウェールズ中學校入學に關する調査

第一節 中學校に就て制度上の説明

イングランド及ウェールズに於ける中學校 (Secondary School) 入學に關する制度を述ぶるに際し、此のセコンダリー・スクールとは同國教育制度より見て、如何なるものなるかを簡単に説明するを便とす。イングランド及ウェールズにては兒童は五歳より十四歳迄の九箇年間を大體に於て小學校就學義務年限とせり。而して通常年齢十二歳に當る小學校修業程度より中學校に入學し得るなり。然れども中學校入學規定は十歳以上に達すれば、入學試験を受くる資格を與へたり。中學校に入學するものは小學校よりする者の外、私立の豫備校 (Preparatory School) よりするものと、中學校附屬豫科よりする者とあり。中學校の修業年限は少くとも四箇年と規定せり。中學校は更に二箇年以上の高等科 (Advanced Course) を置くことを得るなり。四箇年 (少くとも) の課程を有する中學校は大體我國の中學校に相當するものと看做すべく高等科を有する中學校即ち少くとも六箇年の課程を有するものは大體我國の七年制高等學校に相當するものと見るべし。イングランド及ウェールズに於て大學に入學する者は上述の高等科課程修了に相當する學力を要求せらるゝなり。

中學校に準ずるものに中等實業學校 (Junior Technical School) と稱するものありて、通常中學校と同じく十二歳より入學し四箇年間の教程を有す。

中等學校に進まざる者は就學義務年限を終るまで小學校に在學するあり (普通小學校課程は十四歳頃までとす) 又は補習學

校に修學するあり、或は近來大都市に高等小學校に代りて一層都市的職業教育を施す中央學校 (Central School) に進むものあり中央學校は大體中等實業學校に準ずるものなり。

尙附言すべきは本調査に於けるイングランド及ウェールズ中學校は主として Grant List School に就て述ぶるものなり。グラント・リスト・スクールとは國庫補助を受くる中學校の意にして文部省中學校令に依る組織、教程、教員、設備を有する中學校なり。斯く文部省中學校令に依るものは國庫より補助金を受けることを得るを以てグラント・リスト・スクールと稱するなり、此の種の學校は現在同國に於ける中學校として一般的代表的のものなり。

第二節 英國中學校令の入學に關する規定及方針

本節は一九二二年イングランド中學校令 (一九二三年一月十六日發布) に規定せる中學校入學及入學試験に關する規定並に入學試験方法に就て文部省の方針及希望とを述べんとす。便宜次の二項に分つ。

第一項 入學に關する一般規定

本令第十七條

イ、相當の理由あるにあらざれば中學校入學を拒否せらるゝことなし。

ロ、一九二三年八月一日よりの生徒の入學は本令附錄の入學許可規定に適合するを要す、其の以前の入學は一九二二年の中學校令に據るべし

ハ、本條に關して疑義又は論議を生じたる場合は本省の裁定を待つべし。

本令第二十條

イ、凡ての授業料徴收學校は本令附錄に述ぶる條件の下に公立小學校より入學する生徒に學年の始に於て無月謝入學を許可せざるべからず、右無月謝入學を許可すべき生徒數は概して前學年中の入學許可生徒數の二十五パーセントなるべし、但し此の割合は或特別なる學校に對して本省より減少又は變更せしむることあるべし。

ロ、豫め本省の認可を得るにあらざれば一九二二年七月三十一日に終る學年に於ける割合を超ゆべからず。……(一九二四年改正せらる)

ハ、當該校認可の最初の二箇年間提供すべき無月謝定員は本省より之を指定す、但し其の數は毎年の入學生徒數に基づきて算定す。

本令第二十一條

入學許可せられたる生徒に關する諸記録は關係規定に基づき文部省所定の登録簿中に記入保存すべし。

本令附錄中學校入學許可規定には入學試験及入學許可の條件に就て次の如く稍々詳しく規定せり。

入學試験 (Entrance Tests)

一、イ、入學すべき學年の初日に於て十歳又は十歳以上に達する志願者は其の年齢に適應し且生徒が其の學校の教育を有効に受け得る適性 (fitness) あるや否やを確め得るやう計畫せられたる入學資格試験 (Qualifying entrance test) に及第することを要す。

ロ、滿十歳に達せずして入學許可を得たる生徒は入學試験に及第するにあらざれば十一歳 (若しそれが普通の入學年齢ならば十二歳) に達する學年末後在學することを得ず。

ハ、入學資格の最低標準は月謝生 (fee-paying pupils) も無月謝生 (free-place pupils) も同様たるべし、但し試験は別々の時に施行することを得。

ニ、若し有資格志願者が定員を超過する場合無月謝志願者の選擇は中學校に子女を送るに最も助力を與へる必要ある事情の下にある父母の子女を先にすべし、或は又本省より許可せられたる特別の順序に依るべし。

何れの選擇方法に依るにしても優先權は其の學校に於て最も有効に教育を受け得ると思惟せらるゝ、優れたる能力 (Capacity) と見込 (Promise) ある志願者に與へらるべきものとす。

二、學校管理者は入學試験執行に關し責任を有す、但し地方教育當局の爲に之を執行したる場合は此の限りにあらず而して該試験は入學前適當なる時期を定めて之を行ふを要す。

試験を執行するに際しては成可く公立小學校並に中學校に於て教授の經驗あるものを以て其の任に當らしむるを可とす若し生徒が入學を志願する學校の校長が試験執行に關與せざる場合は生徒入學の許否を決する前に學校長をして生徒の入學適否に關し意見を述ぶる機會を與ふるを要す。

三、イ、試験は筆記並に口答にて可なるべし、尙出身學校の校長より該生徒に關する記録、證明書を提出せしむることを得
ロ、入學せんとする學校の學年開始の日に於て滿十二歳に達せざる生徒に對しては英語算術の試験の外は筆記試験を課することを得ず。

ハ、入學せんとする學校の學年開始の日に於て十二歳又は十二歳以上に達するものに對してはそれよりも年若き志願者よりも高き標準を以て試験することを得、又其の試験は年齢相應の學級學科目に就て筆記試験を行ふを要す。

ニ、既に學校に在學する十歳以下の生徒にして入學試験を受くるものは十歳の生徒と同程度の學力を有するものと看做す。

四、入學試験に關しては料金を徴せざるべし。

五、入學試験問題試験答案採點簿其の他之に關聯する諸材料は六箇月以上之を保存し本省の檢閲に供すべし。

入學許可の一般條件

六、入學すべき學校の學年開始の日に於て滿十歳以下のもの若くは滿十二歳又は十二歳以上の志願者は之を拒絶するを正當とす、尙十二歳又は十二歳以上のものは他の中學校より轉學せるものに限るか或は又入學許可總人員の何割かに限定すべし。

七、入學志願書提出の先後に依り入學許可を定むることなし。

八、本令第十七條(イ)の解釋より起る問題の如何に拘らず、學校管理者が其の地方利益の爲にする地方教育當局の指揮要求

又は認可に基づき合理的なる入學制限を爲さんとする場合には本規定に依り拘束せらるゝことなし。

九、若し學校管理者が本令第二條*に基づき必要と認むる限り各生徒をして少くとも十六歳まで中學校に在學せしむる様相當なる約條又は正式なる保證をなさしむることを得、此の約條又は保證は左の時期に於てなさるべし。

イ、生徒の年齢が入學すべき學校の學年の始に於て十歳を超ゆる場合には入學の際。

ロ、生徒の年齢が入學すべき學校の學年の始に於て十歳未滿の場合は、生徒が十一歳に達する學年の終までに。

*本令第二條引用

學校にして本令に依り國庫補助を受けんとするものは (イ) 生徒は普通少くとも四箇年間在學するを要す。

(ロ) 生徒は普通少くとも十六歳まで在學するを要す。

一〇、此等の規定を無月謝生其の他に適用する場合には入學許可に關し本令第二十條に抵觸するが加き前後を附すべからず。本節に述べたる無月謝とは在學中一切の授業料及入學金を免除するものにして、此の無月謝入學は公立小學校より入學を志願せる生徒の爲に開かる。

而して中學校に入る直前少くとも二箇年公立小學校に在學せるものは公立小學校よりの入學者と看做すことを規定せり。

本令第二十條に規定せる如く、無月謝入學を許可すべき生徒數は大體前學年中の入學許可生徒數の二十五パーセントなり。

此の割合は其の後の改正中學校令にて豫め文部省の許可を得れば四〇パーセントまで増加することを得るに至れり。

學校基金管理者地方當局又は寄附財團管理者に依りて授業料をも含む給費を受くる生徒も無月謝生として收容せらるゝを普通とす。

第二項 入學試験に關する文部省の方針及希望

前項に述べたる一九二二年中學校令に示されたる中學校入學に關する規定中直接入學試験に關して規定せるものを摘要すれば左の三點となるべし。

一、入學試験は志願者の年齢に應じて其の程度標準を異にすべきこと。

是れ英國の如き學校の修業年限を劃一的に定めず大體の年限を規定し、生徒の實力に依りて、修業年限の伸縮、比較的自由なる國にありては生徒の修業年齢及入學年齢に不同多く從て前項に述べたるが如き規定を見るに至りしならん。

二、入學試験は入學志願者が其の志願する學校の教育を有効に受け得る適性 (Their fitness to profit by instruction in the school) 如何を確め得る様計畫せられたる考查たるべきこと (前項入學試験規定一の(イ)参照) 從て前項に述べたるが如く選抜試験に於ける優先權は其の學校にて最も有効に教育せられ得ると思惟せらるゝ優れたる能力と見込 (Their higher capacity and promise) ある志願者に與へらるゝなり。

三、入學試験科目は國語算術を主とし筆記並に口答試験を用ひ出身學校長の證明書等を參考とすること。

以上三點の外更に注意すべきことは、

入學し得べき無月謝志願者中選擇を要すべき場合に中學校に子女を送るに最も助力を與へる必要ある事情の家庭の子女を先にすべしと謂ふ規定なり。

更に文部省は該一九二三年中學校令の序説に於て奨學金及無月謝に關する調査委員會 (Departmental Committee on Scholarships and Free Places) の意見等により入學試験方法及方針に關して尙次の諸點に就て重ねて注意すべきことを指示せり。

一、選抜試験の目的は學力 (Attainments) よりも寧ろ能力 (Capacity) と將來の見込 (Promise) とに主眼を置くこと。

二、筆記試験は口答試験の先に行ふこと。

筆記試験は國語及算術に限ること。

口答試験は右二科目に限定するを要せず、何となれば選抜試験の目的が學力よりも寧ろ能力及將來の見込を試験するにあればなり。

三、適切なる知能検査 (Intelligence tests) を普通の試験を行ふ際補助として適用するを妨げざること。

四、入學試験にて生徒の能力及見込を考查するには狭き見解に捉はれず、勇氣 (Vigour) 勤勉 (Industry) 忍耐 (Perseverance) 認識力の聰明 (Quickness of Perception) 興味の廣や (Range of Interest) 等の特質をも計算能力 (Actual Powers of Calculation) 記憶 (Memory) 言語發表の敏活性 (Readiness of verbal expression) と等しく考查上考慮すべきこと。

五、出身學校長の通知書も參考とすること前述に同じ。

右第一に述べたる「選抜試験は學力よりも能力及見込の考查に重きを置く」といふ點に就て注意すべきことあり。

茲に言ふ學力とは主として答案に表れたる記憶試験の成績や算術試験の成績等其の他點數に表れたる學業成績の如きものを意味するが如し。

能力とは兒童の學習作用に於ける應用性、創造性發動性、其の他學習課程に重要な諸性能又は素質等を意味するが如し。

見込とは將來の見込或は屬望にして兒童の個性及環境より考察して入學後當該學校の教育を有効に受け得る適性ありやを確めんとする合理的判定を意味するが如し。

以上述べたる五要項と相關聯して更に入學許可上留意すべき一事項を挙げざるべからず。

該中學校令に規定せる入學試験は屢々述べたるが如く志願者の能力及將來の見込に依り學校教育を有効に修業し得る適性ありや否やを考查し以て入學資格者を選定する資格試験なり。從て入學試験に合格したる者即ち有資格志願者が募集人員 (收容定員) に満たざる場合に於て其の補充として資格試験不合格者を採用すべからずと文部省より警告を與へたる之なり。參考の爲に一九二二年中學校令序説第一 (其の五より十二まで) に示されたる入學試験に關する事項を挙げん。

其の五、入學試験

本令附錄規則一の(イ)は學年始に滿十歳又は十歳以上に達したる入學志願者がその年齢に應じ、且其の學校の教育を有効に受くる適性ありやを確むる爲の入學試験に合格すべきことを要求せり。

此の入學試験を完全に行ふ件に關しては本省は、當省奨學調査委員會の報告に負ふ所大なり。該委員會の提議は主として無

月謝生の入學試験に關するものなれども、又以て月謝生即ち私費生にも之を適用するを得。委員會の提議に曰く「今日の事情の下にありては十分注意して行はるゝ試験制度の利益は時々起る多少の缺點を償ふて餘りありとの確信を動かすことなし。中等教育を受けんとする生徒を選抜する目的は出来る限り學力よりも寧ろ能力と將來に對する見込とを考查するにあり」

"No evidence has shaken our conviction that under existing conditions the advantages of a well-conducted examination out-balance its occasional mistakes, for the purpose of selecting children for secondary education its aim must be, so far as possible, to test capacity and promise rather than attainments."

本省は又入學許可の最低標準は第一試験の標準と連結を取りて定むべしとの該委員會の意見に同意す（第一試験は少くとも四箇年の中學教育修了の試験に相當するものなり、此は入學を許可する生徒は普通に勉學し、又進級すれば十六歳又は十七歳までに第一試験程度と同じ階梯まで進むべき能力を有せざるべからざる事を意味す。但し生徒が入學後第一試験に合格する科目以外の方面に發達するを以て必ずしも教育上不成功に終れりとの意にあらず、事情の許す限り無月謝生の入學考査と月謝生の入學考査とは別の時之を行ふを可とす。但し資格考査の最低標準は兩者同一ならざるべからず。而して上記の案が採用せらるゝ際は無月謝生の考査を先にするを便とす。尙該委員會は筆記試験は口答試験の先に行ふべし、と提議せり。本省は亦該委員會の意見たる「筆記試験は英語及算術に限るべし、但し試験の目的が學力よりも寧ろ能力及將來の見込を考査することを主眼とせるを以て口答試験を右二科目に制限することは本來の目的に合せざるものなり」の提議に同意す。

智能検査の實際的效果に就き未だ十分確實なる價値を認めらるゝに至らずと雖も本省は適切なる智能検査を普通の試験の補助として適用することを妨ぐるものにあらず（Experience of the working of "Intelligence" tests does not yet suffice to permit of definite conclusions as to their value, but the Board do not desire to prevent suitable "Intelligence" tests being used to supplement the ordinary tests.）

生徒の出身學校長から提出する其の生徒に關する記録も相當に入學考査の參考たるを得べし。

本省は入學試験施行の責任者が生徒の能力及將來の見込の判定に當り狭き見解に陥ることなきを信じ、且、勇氣、勤勉、忍耐心、認識力の聰明、興味の廣さ等の如き生徒の特質をも計算能力、記憶力、言語發表の敏活性と等しく志願者の入學の適否を決する上に考慮せらるべきことを信じて疑はず。

六、若し有資格者の數が無月謝生又は月謝生收容人員を超過する場合は其の選擇は競争試験に依るべく、優先權は其の學校に於て最も有効に教育を受け得る優秀なる能力と見込とを有する者に與へらるべし。

或一つの學校に入學するに必要な實際標準は他の學校の入學標準と多少の相違あるは止むを得ざることとなるべし。又資格試験の標準は各學校とも無月謝生と月謝生との間に區別なしと雖も無月謝生間及月謝生間各々に競争試験を行ふ場合には多少の選擇標準の差を生ずべし。

然し此の有資格志願者が定員に満たざる場合に其の補充として資格試験不合格者を採用すべからず、されば本令第二十二條に依り入學せしむべき無月謝生の定員なりと謂も若し有資格生徒無き場合は必ずしも定員全部を採用するの要なし。

七、本省は十一歳前後の生徒の能力及其の見込を判定する事の困難を十分認むるが故に試験當事者は周到なる注意を以て筆記又は口答試験何れにありても適切公平に之を處理すべし。本令附屬第五項に示すが如く試験問題、答案、採點簿其他試験に關する諸材料は六ヶ月間之を保存し本省の檢閲に供すべし。

八、十二歳以上の志願者にして其の年齢相當の學級に編入するに適せざるものは適宜之を拒絶するを得べく、又十三歳以上の志願者にして上記の如き場合は必ず之を拒絶すべきなり。但し彼等の入學に依りて學校の組織管理上差支を生ぜず且間もなく年齢相當の學級に編入せらるべき見込確實なる場合は此の限りにあらず。他の中學校より轉學する場合、前に在學せし學校長よりの報告書は十分信すべしと雖も志願者に對し普通英語、算術及中學校教科目中他の科目につき試験を爲すを必要とす。

斯く諸學科目の試験を月謝生の入學に適用する學校にありては同年輩の無月謝生志願者に對しても同じ試験を施すことを得。

九、十歳未満の生徒を收容する學校にて施行する入學許可の資格考査は正式のものにあらず。されば正規の年齢以下にて入學を許可せられたるものは彼等の能力及見込の優秀なりや否やに拘らず、正規の年齢に於ける入學許可の優先權を與へられたるものと解すべきにあらず。

本令附録第一項(ロ)及(ニ)は此の意味に於て必要なる權能を學校當局者に與ふるものなり。生徒の父兄にかゝる立場に就て明かに了解せしむることを要す。

十、本省は學年始以外の時に於て新しき生徒の入學を許可することあり、斯かる場合は、途中入學志願者に對して、編入後に於て何等妨げなく、其の課業を取り得んが爲め、學年始の考査程度に比して高き學力を要求するものなり。

十一、出願期日 本令附録第七項に依り出願期日の遅速は入學許可の優先權に關係無し、學校當局は適當に入學願書受付の締切期日を定むることを得。從て締切期日内に出願したるものに對し、出願の時日に依りて入學の機會を左右するは宜しからず。

十二、修業の見込なき生徒の入學取消又は退學。

如何に注意周到なる入學試験法を行ふも其の内には引き續き在學するも修業進歩の見込なき者のあるに至るは已むを得ざることなり。斯かる生徒を長く學校に留め置くは教育上宜しからざるを以て退學の處置を取るを可とす。

第三節 一九二四年、一九二六年及一九二九年中學校令の入學に關する規定の部分的改變

一九二四年イギリス改正中學校令(一九二四年七月二十三日發布)に於ける中學校入學に關する規定に就ては無月謝定員に關する改正の外其の主要部につきて何等の改變を認めず。

該中學校令第四章入學に關する規定の第二十條(イ)及(ハ)は一九二二年中學校令第四章第二十條(イ)及(ハ)と同一

にして(ロ)のみ改正せられたり。即ち公立小學校より授業料徴收の中學校に入學する場合に依り無月謝入學を許可すべき生徒數は概して前學年中の入學許可生徒數の二十五パーセントなれども特別な學校に對し本省より減少又は變更せしむることあるべしとの規則に對し新令第二十條(ロ)に曰く、

豫め本省の許可を得るにあらざれば、此の割合は四十パーセント若くは一九二二年七月三十一日に終る學年に裁定せる割合の何れか高きもの以上に増加せらるべからず。と、尙新令の序説第二に無月謝に關する一項を設けて右に就て補説して曰く本省は目下無月謝定員に關する現行規定に付實際より得たる經驗及獎學及無月謝に關する調査委員會の提議等を参照し考慮しつゝあり。新中學校令にて改正せられたる右第二十條の條項を實施するに當り、本省は若し地方教育當局の希望あらば或地方の各學校を一團として其の總無月謝人員を定むることあるべし。地方當局は又此の規定の爲他の地方當局管轄より來る無月謝生及月謝生を採用せざることも自由なり。又獨立せる獎學財團の寄附金に依るものは定員に數へらるゝことなかるべし。

其他入學許可入學試験に關する細則並に文部省の方針に至りては一九二四年中學校令は單に一九二二年中學校令より再録したるものにして僅かに綱目、條項等の配置上に小異あるのみなり。

次に一九二六年イギリス及ウェールズ中學校令(一九二六年七月十九日發布)に就て述べん。

該令は極めて概略なる一般規則を示すのみにて學校入學に關する規定の如きは僅かに一頁を費せるのみなり。而して其の本旨に至りては一九二二年中學校令に示せるものと變る所なきを以て、茲に其の主要條項を掲ぐるのみなり。即ち

第十三條

イ、相當の理由あるにあらざれば中學校入學を拒否せられ又は學校を退校せしめらるゝことなし。

ロ、入學志願者は其の年齢に適應したる且學校教育を有効に受け得る適性如何を判定する様計畫せられたる入學試験に合格せざるべからず。

但し正規の入學年齢以前に入學したる者は此の試験は十一歳に達する學年末まで延期せらるゝことを得、若し十二歳を以て正規の入學年齢とせば十二歳まで延期せらるゝことを得。

試験問題、答案、採點簿其他入學試験に關する諸材料は少くとも六箇月間保存せられざるべからず。

ハ、學業を有効に修め得る資格あるにあらずんば在學する能はざる件に就て適當なる處置あるを要す。

ニ、入學試験の最低標準及不採用に關する處置に就ては月謝生無月謝生により差異あるべからず。

其他入學許可と無月謝生規定に就ては一九二四年イギリス中學校令に規定せるものと殆ど同一なるを以て茲に之を省略す。

一九二九年の中學校令(一九二九年六月十三日發布)に於ては入學に關する規定に何等改變なし。

以上述べたる所に依りて、一九二四年中學校令一九二六年中學校令及一九二九年中學校令中に示されたる中學校入學に關する規定及方針は第二節に詳述したる一九二二年イギリス中學校令中に既に存したるを知れり。

爾來今日に至るまで英國(イギリス)及ウェールズ(文部省の中學校入學特に入學試験に關する規定及方針は一九二二年の中學校令以來大體に於て一貫せるものと見るを得べし。

注意

本調査中に中學校令と稱するは一九二一年英國教育法に基づきて文部省より公布する中學校に關する規定を言ふ

第四節 中等學校入學の現情

現在英國に於ける中等學校の入學情況、即ち中學校其他中等學校の收容狀態、募集人員、志願者數等の實際情況並に入學試験の内容方法に關する事實等を知るに必要な資料は相當の時日を費すとも之を得ること困難なるべし。

本節に於ては僅に手許に蒐め得たる英國文部省發行の教育統計集及一九二四年刊行のトローネー氏(R. H. Tawney)の著書より中等學校入學の現情を推知するに參考となるべき資料を採りて紹介するに止まるのみなるを遺憾とす。先づトローネー氏の

の著 Education: The Socialist Policy により同氏の研究調査の大意を述べん。

英國に於て毎年小學校から中等學校に進む兒童の數と、小學校を修了する兒童數又は中等學校入學志願者との割合は教育の統計が不十分なる爲十分正確に記する事能はず。但し次の表は此の問題に付幾分參考となるべし。

地方	公立小學校に於ける十歳乃至十一歳の男女兒童數		無月謝にて公立小學校より許可せられたる者		他の月謝免除の者		公立小學校より入學の私費生		公立小學校以外より入學の私費生		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
地方	110,110	110,000	7,096	6,110	2,844	1,950	4,782	2,857	9,005	2,863	9,243	8,747
都邑	59,616	59,616	4,782	4,106	1,355	1,633	8,566	6,121	4,377	4,377	5,280	9,607
合計	169,726	169,616	11,878	10,216	4,199	3,583	13,348	8,984	13,620	7,240	14,523	18,354
地方	111,111	111,111	7,096	6,110	2,844	1,950	4,782	2,857	9,005	2,863	9,243	8,747
都邑	59,616	59,616	4,782	4,106	1,355	1,633	8,566	6,121	4,377	4,377	5,280	9,607
合計	170,727	170,727	11,878	10,216	4,199	3,583	13,348	8,984	13,620	7,240	14,523	18,354
地方	111,111	111,111	7,096	6,110	2,844	1,950	4,782	2,857	9,005	2,863	9,243	8,747
都邑	59,616	59,616	4,782	4,106	1,355	1,633	8,566	6,121	4,377	4,377	5,280	9,607
合計	170,727	170,727	11,878	10,216	4,199	3,583	13,348	8,984	13,620	7,240	14,523	18,354

注意 (一) トローネー氏は單に本表中の百分率を擧げたるのみなるを以て同氏の他の書(Secondary Education for All)に依り全表を掲げたり、而して本表は獎學及無月謝に關する調査委員會の報告の一部なり。
(二) 本表の中學校とは普通の中學校、實業學校其他中等程度の學校を含むものなり。

(三) 十歳乃至十一歳の年齢に依りたるは此の年に於て小學校児童が中等學校入學を始めるためなり。

此の統計表は一九二八—一九二九年間に於て中等學校に入學を許可せられたる児童數と一九二九年一月三十一日に小學校に於ける十歳乃至十一歳の年齢の児童數との比較を示したるものなり。

此の表に依りて一九二八—一九二九年間にイングランドに於て年齢十歳乃至十一歳の小學校児童の中等學校に入學を許可せられたる割合は僅に九・五パーセントのみなり、即ち百人に對し十人に足らざるなり。

此の九・五パーセントといふ數字すら若し小學校を修了する児童全體と中等學校に入學する児童とを比較した場合の數字に比すれば多過るならん。

尙次の表より更に他の参考を得べし。

年 齡	(一) 人 口	(二) Full-Time 中學校生徒數	(三) (1) (1) に対する百分率	(四) Full-Time 中學校生徒數	(五) (4) (1) に対する百分率
七歳以下	五、三四七、九四八	二、二〇二	—	三、九四五	—
七—八	七四六、四八五	一、九三一	—	三、六六九	〇・四九
八—九	七三三、九二〇	三、一九六	〇・四三	五、六三八	〇・七六
九—一〇	七二二、八二六	四、九三六	〇・六	八、九一九	一・二
一〇—一一	七二八、六八三	八、二九七	一・一	一四、五一五	一・九
一一—一二	七〇三、五〇七	一五、一〇四	二・一	二七、〇四〇	三・八
一二—一三	六九九、五一一	二八、〇一四	四・〇三	四七、六五三	六・九
一三—一四	六九〇、七三二	三七、五二一	五・四	五九、五七三	八・六
一四—一五	六八七、二五五	三六、一七七	五・二	五五、八七八	八・〇
一五—一六	六六九、九七一	二六、〇二八	三・八	四二、一四四	六・二
一六—一七	六七二、九六九	一四、五五五	二・一	二四、〇一六	三・五

一七—一八	六六六、二三五	六、八八二	一・〇三	一五、二七六	—
一八—一九	六七二、九六六	一、九〇六	〇・二八	(一七歳以上)	—
一九—五以上	一、二九五、二三五	四五八	—	—	—

右表中の(1)は一九二一年の國勢調査(英國は十年毎に行ふ)に依りたる人數なり。

表中の中學校生徒數欄の十二歳以下の部は中學校豫科生に屬するものと知るべし。

若し中學校生徒數と一九二二年の國勢調査による總人口と年齢に並行して該表にあるが如き比較を作るものとすれば、

(5)の百分率は一層小となるべし。

十三歳乃至十四歳が中學校生徒數の最も多き時期なるに拘はらず同年齡の児童總人數の九パーセントを有せず。十五歳以後に於て中學校生徒數の減少非常に多し。

米國に於ても類似の現象あれどもイングランドにては小學校児童數(普通中學校に入學を始むる年齢の児童數)の約十パーセントが中學校に入學するに比し米國にては約二十パーセント入學するなり。

イングランドにては人口千人に付八・七人中學校に在學する割合なれども米國にては人口千人に付一四・四人の割合なり。

斯くてイングランドにて中學校に學ぶ生徒數が比較的少きは中等教育の需要の小なる爲にあらず、即ち中學校入學志願者少なき爲にあらずして、中等學校が入學志願者を十分に收容する能はざるが爲なり。中等學校の收容力の不足の爲毎年約一萬人の児童が其の希望を達する能はざる状態にあり……略……年若き児童が中等教育を受くる爲に競争試験に應ぜざるべからざる現情は種々制度上の歴史的事情もあれど、不幸なる現象なり。

獎學金及無月謝に關する調査委員會の調査に依れば、小學校を修了する児童の七五パーセントは十六歳又は十六歳以上即

ち中學教育を修了する年齢まで中等教育を有効に受け得る知能上の適性又は素質を有するなり。然るに現在のイングランドに於ては中等學校の入學志願者を收容する力の不足の爲即ち中等教育機關の設備不十分なる爲、且尙必要以上程度を超へては弊害を生ずる入學試験の重荷の爲兒童教員共に困難に陥りつゝある結果として、非常なる能力浪費を來せり。次の如き挿話はよく其の邊の消息を語るものなり。

父親が十一歳の中學校に入學すべき年齢に達した娘に向つて「メリーよ、お前の將來の總ては此度の試験の結果如何に依つて定まることを覺悟せよ」と、語るを耳にすることなり。即ち親も子供も入學試験に相當に心を痛むること其の他入學試験に伴ふ悲劇は此の父の言に依りて想像せらるべし。

然し子供が進んで中等學校に學ぶか又は工場に入りて徒弟となるかを決するに、十一歳に達したる時受くる競争試験の結果に依らんと一般に考らるゝが如きは誠に不條理なりと言はざるべからず。

斯かる幼少の年齢に就て子供の將來に關する最後の決定が致さるべきものにあらず。中學校入學試験の如きものは單に其の時の一参考として考へらるべきものなり。

小學教育より中等教育に進まんとする者に對しては選抜方法として單に正常兒 (normal children) なるや否やを檢する考査を以て足れりとす。従つて十一歳即ち中等教育に進まんとする年齢に達したる場合はすべての正常兒がそれぞれ彼等に適したる程度の中等教育を受け得るやう教育機關其他を整備すること肝要なり。……中略……競争試験の飾 (show) にかかられて中學教育を受け得る能力ある兒童も入學の目的を達し得ざるが如きは悲しむべきことなり。此等現在の缺陷に鑑みて種々企圖すべきことあれども茲に其の重要なものとして、中等學校の教育設備學校數の充實増加の必要を主張す。現在に於ける中等學校の收容設備は甚だ不足なり。

毎年約一萬人の兒童が中等學校の收容設備不足の爲入學の目的を達する能はず。更に其上八千人の兒童が無月謝定員の不足の爲入學不可能なり。

勿論中等學校の増加は次第に進め行くべきものとす。現在の中等學校の收容設備は人口千人に付八・七人の割合なり。或地方教育當局は中等學校收容設備の標準を人口千人に付二〇人とすべしと提議せり。

吾人は更に進んで上述の如く凡て中等教育を受け得る正常兒を收容し得るまで設備の増設せらるゝことを主張するものなり。即ち獎學及無月謝に關する調査委員會の調査せし、小學教育修了者中の中等教育を受け得る資格者は其の七十五パーセントなりしとの提議に依り此の標準まで中等學校教育の擴張進展を希望するものなり。

トナー氏の調査を補ふ爲更に英國文部省刊行の Statistics of Public Education に依り二三の統計を左に示さん。
 イングランド及ウェールズに於ける年齢に従つて調査したる生徒數及人口

年齢	小學校	中等實業學校	中學	校	一九二一年國勢調査に依る人口
三歳以下	五八				二、一七四、〇一八
三歳	四三、九九八				五三六、七〇三
四歳	一一二、〇八一				六一〇、九八二
五歳	四一一、九一〇				六五五、一二二
六歳	五七二、二九三				七〇七、三三四
七歳	六〇一、六一二				七二四、七五三
八歳	六六二、六三七				七二一、〇八七
九歳	六六二、三五二				七一〇、六三〇
一〇歳	六五四、八〇二				七一六、〇七四
一一歳	六四〇、六八八	九四			七二九、一三三
一二歳	六一六、八七一	一、二五八			七四二、〇二六
一三歳	五八七、九五〇	四、〇三四			七四四、七六八
一四歳					

(む含も生科豫)

一九三〇年三月三十一日現在 (生徒数は Full-time Pupils のみ)

年齢	生徒数		計	人口	
	男	女		男	女
七歳以下	一、一六一	二、一八七	三、三四八	二、二〇八	一、六一七
七歳	九、五九九	二、〇〇一	二、九六〇	三、四六六	三、三九一
八歳	二、一一七	二、九五二	五、〇六八	三、七〇三	三、六一六
九歳	四、四三六	四、五二六	八、九六二	三、八九六	三、七九二
一〇歳	七、〇〇七	六、五六四	一三、五七一	三、七六〇	三、六六一
一一歳	一六、三二三	一四、六一八	三〇、九四一	二、六七七	二、六二六
一二歳	三〇、七六八	二七、三三七	五八、一〇五	二、七一九	二、六八四
一三歳	三九、二八〇	三四、〇三八	七三、三一八	三、〇六一	三、〇一〇
一四歳	三七、一七六	三一、六八一	六八、八五七	三、二八八	三、二四〇
計	一、一六一	二、一八七	三、三四八	二、二〇八	一、六一七

イングランド及ウェールズに於ける年齢に従つて調査したる生徒数及人口

年齢	生徒数	人口
二歳	一、一六一	六〇、七一三
三歳	一、一六一	七〇、五五〇
四歳	一、一六一	六八、二一一
五歳	一、一六一	五七、八五八
六歳	一、一六一	三四、四六四
七歳	一、一六一	一七、三一七
八歳	一、一六一	七、八五〇
九歳	一、一六一	一、四五三
計	一、一六一	三七七、五四〇

年齢	一九二七年七月に於ける人口に對し一九二七—二八年度小學児童登録者数の比		一九二八年三月一日 中學校生徒数
	小學校	同年齡人口數	
三歳以下	一一〇人	一、九三五、三五九	一〇、三七九
四歳	一三三、五四八	六六二、三三六	一、三九三
五歳	一三三、九四五	六七八、五七一	一、三九三
六歳	六七三、六四七	七二九、〇一一	一、三九三
七歳	七二六、七七六	七五九、七九二	一、三九三
八歳	六七〇、五四八	八一五、七二〇	一、三九三
九歳	五〇〇、三五二	五三五、七八四	一、三九三
一〇歳	四八三、〇三四	五二二、八三六	一、三九三
一一歳	五五五、五八五	五九八、六八一	一、三九三
計	五、六二四、〇五三	一四、二八七、九二二	一、三九三

英國に於ける兒童就學情況 (一九二七年七月に於ける人口に對し一九二七—二八年度小學児童登録者数の比)

注意 一、本表の中學校とは中學校令に依るもの即ちグラントリストスクールなり。
 尙中學校豫科の生徒數も擧げられたり。
 (一九二五年統計書)

年齢	一九二五年統計書		一九二八年三月一日 中學校生徒数
	小學校	同年齡人口數	
一四歳—一五歳	一、五五、三六二	四、五一一人	七二七、八九五人
一五歳—一六歳	一、三三、七三七	二、二三六	七一八、七九八
一六歳—一七歳	一、六六八	二、六〇	七一五、七二九
一七歳及一七歳以上	一二六	一三	二、七一八、五三四
計	五、七四八、一四五	一二、四〇六	一四、六五三、四八六

一五歳—一六歳	三四、〇四六	二八、五八三	六二、六二九	三四八、八二〇	三四八、〇九〇	六九六、九一〇
一六ク—一七ク	二〇、五七九	一八、二二二	三八、七〇一	三五四、二六〇	三五四、六〇〇	七〇八、八六〇
一七ク—一八ク	八、七一九	九、二二五	一七、九四四	三五二、一一〇	三五〇、九六〇	七〇三、〇七〇
一八ク—一九ク	三、七一九	三、八〇五	七、五二四	三四九、七〇〇	三四六、〇六〇	六九五、七六〇
一九歳及一九歳以上	一、一七二	一、〇〇五	二、一七七	七一〇、五七〇	七〇五、五二〇	一、四一六、〇九〇
合 計	二〇七、四六二	一八六、六四三	三九四、一〇五	九八一、〇一〇	六、八七〇、八〇〇	一三、八五一、八一〇

第二章 スコットランド中學校入學に關する調査

第一節 中學校に就て制度上の説明

スコットランドに於ける教育行政或は學校管理はスコットランド文部省 (Scottish Education Department) の掌る所にしてイングランド及ウェールズに於ける教育制度及學校法規とは全く別なり。是れ章を改めて述ぶる所以なり。

スコットランドに於ては義務年限を滿五歳より十五歳迄滿十ヶ年と規定せり。五歳以下は幼稚園教育に屬す。

普通小學校教育は五歳より十二歳まで普通七ヶ年を以て修了す。然れども小學校教育修了後中等學校に進みて學業を繼續せざる者は、小學校教育に接續する補習科 (Supplementary Course) を修め少くとも義務教育年限を卒へたる後學校を去るべきものとす。小學校補習科の年限は二ヶ年内外にして職業的陶冶を重んぜり。

中等學校は大體二種に分たる。即ち中間學校 (Intermediate sch.) と中學校 (Secondary sch.) なり。

中間學校は普通十二歳即ち小學校教育修了後入學し少くとも三ヶ年間の修業年限を有し我國の學校系統に比較すれば實業科目を重んじたる中學校に近きものと見るを得べし。尙中間學校には小學校程度の豫科を有するもの多し、又本科の上に二ヶ年内外の補習科を有するものあり。

中學校も中間學校と同じく普通十二歳即ち小學校教育修了後入學を許され修了年限五ヶ年乃至六ヶ年なり。之を中等科 (Intermediate) と高等科 (Post-Intermediate) とに分ち、中等科は中間學校本科の程度にして三ヶ年の課程なり、高等科は更に二ヶ年乃至三ヶ年の高等教育を施すものなり。第一章第一節に述べたるイングランドに於ける高等科を有する中學校は大體スコットランドの中學校全課程 (中等科及高等科) に相當するものと見るを得べし。此の中學校全課程を修了後大學教育に進むものとす。

スコットランドにて中學校 (必ず高等科を含む) を普通 College, Academy 又は High School と稱せり。

中學校も亦豫科 (小學程度) を附屬するもの多し、以上入學し得べき年齢及各課程の標準年限を示したれども進級及修了は生徒の實力に依りて相當に遲速を生ずるを以て同一學年同一學級に於ける生徒の年齢に不同多し。

第二節 一九二三年中學校令及一九二四年文部省年報の入學に關する規定

調査の資料に乏しき爲スコットランドに於ける中學校入學に關する制度規定を詳にすること能はされども入學試験に關する文部省の方針に至りてはイングランド及ウェールズと大差なきもの、如し。只スコットランドはイングランド及ウェールズに比して中等教育機關の普及著しく進み、従つて中等學校の收容設備の不足より起る入學難の如きは極めて少なし。

一九二三年スコットランド中學校令 (一九二三年七月六日發布は特に入學試験に關する規定を設けず只第四條に於て中學校に入學せんとする生徒の小學校教育の學科成績が相當の標準即ち十分中學校教育を受くるに適したる程度に達し居るべきことを規定せるのみなり。

又一九二四年文部省年報中の文部省通牒第六十二號 (Circular 62, Scottish Education Department, 1924) にも右同様の趣旨を指示せり。即ち Before being enrolled in a Secondary Course pupils must have reached a reasonable standard of attainment in elementary subjects.

然らば中學校教育を受くるに相當なる學科成績に達せるや否やは如何にして判定せらるゝか、上記一九二四年文部省年報に

依りて順次此等の問題に就て概説すべし。

小學校又は中間學校豫科或は中學校豫科より中等學校（中間學校本科及中學校）に入學せんとするものは必ず資格試験（Qualifying test 又は Qualifying examination）に合格せざるべからざる規定なり。

此の資格試験は小學校課程修了試験と中等學校入學資格試験とを兼ねたるものと見るべし。

資格試験の成績は兒童の小學校又は中等學校豫科在學中の成績に加ふるに小學校普通課程修了程度に於ける英語（即ち國語）算術等の主要學科の筆記試験（或は口答試験を加ふ）に依りて定むるを以て普通とせり。資格試験の内容方法等の細き點に至りては之を地方の試験當事者に任せり。

而して此の資格試験は兒童が進んで中等教育を受くる資格ありや否やを判定する試験なるを以て資格試験合格者は同時に入學試験合格者なり。

前節に述べたるが如くスコットランドは中等教育機關よく普及せるを以て現在入學志願の資格試験合格者の收容設備に於て殆ど不足あることなし。然し入學人員定員に満たずとも資格試験不合格者は中等學校に入學する能はず、尙注意すべきことは資格試験は中等學校入學試験と同一にあらざるを以て資格試験を受くるもの必ずしも中等學校入學志願者にあらず。

資格試験は中等學校入學資格を得る試験なると同時に小學校普通課程の修了試験なるを以て資格試験合格者にして中等學校入學を志望せざる者は小學校を去るも又更に補習科に進むも隨意なり。但し資格試験に合格したる者が就學義務年限たる滿十四歳未滿に於ては小學校教育を去るを許さず（移民其の他の特別事情に依るものは此の限りにあらず）成績悪き者は資格試験に合格することなく義務年限を了ることあり。

資格試験を受け得る年齢は普通滿十二歳なれども成績優秀なる者は十二歳以下にて合格することあり、本章第三節の統計表に示せるが如し。

資格試験は一九二二—二二年度學年末までは文部省督學官の掌る所なりしが、一九二二—二三年度以後は文部省督學官の

手を離れて地方教育當局の手に移りたり。爾來資格試験は地方教育當局（我國の府縣廳學務部に相當すべし）と關係中等學校及小學校幹部との協議にて行はるゝに至れり。

第三節 中等學校入學の現情

必要なる資料に乏しき爲入學に關する最近の詳細なる事實を知る能はされども一九二四年度スコットランド文部省年報により稍々現情を推知し得べき事項を次に擧げんとす。

スコットランドに於ける中等教育機關の普及はイングランドに比して大いに優れることは、既に前節にて一言せし所なり。現在スコットランドに於て中等教育機關の不足より起る入學難は殆どなしと言はれたり即ち資格試験に合格したる中等學校入學志願者に対する收容設備に不足せざる状態に在りと見るべし。

左に前記文部省年報Dの部なる一統計を擧げて参考とせん。

一九二三—二四年度に於ける統計（スコットランド）

種別	學校數	收容人員	在學人員
小學校（補習科共）	一一、九〇一 ^棟	八七五、〇七六 ^人	六七六、二七一 ^人
中間學校（豫科共）	一〇一	七一、六〇〇	六一、六一六
中學校（豫科共）	一四八	一〇六、八一四	九六、四九六

注意 收容人員は教育當局が實地に就て測定したるものなり。

次に一九二三年度に小學校を終りし者の資格試験合格者、不合格者及中等學校入學者等に關して該文部省年報の發表せる所を示さん。

次の表に於て小學校と稱するは小學校普通課程の外補習科をも含み又中間學校豫科並に中學校豫科をも含むものなり。又該表に十四歳を過ぎて小學校を退きたる者を擧げたるは就學義務年限を終るまで即ち十四歳後に非ざれば學校教育を去るを

許さざるを以てなり。

該表に示せる如く一九二三年七月三十一日にて終りし學年即ち一九二二—二三年度學年に於て小學校を退きし兒童數統計九萬九千八百九十八人なり。最後の欄にある移民、死亡其の他調査不明の者一萬五千六百七十三名は之を考察に入れず。右九萬九千八百九十八人の兒童中資格試験に合格した者は(甲)欄の五萬八百三十二人(主として補習科修業者)及(丙)欄の三萬百三十三人(中間學校及中學校に進みし者)と合して八萬九百六十五人なり。

即ち資格試験合格者は受験總兒童數の約八一パーセント強なり。資格試験不合格者は(乙)欄に示せる一萬八千九百三十三人にして受験者總數の約一九パーセントなり。

資格試験不合格者欄(乙)にある中級(Junior Division)とは小學校の初級(Infant Division 五歳—七歳)の次にして相當の實力ある兒童が大體七歳より九歳までに修むる課程にして、上級(Senior Division)と相當の實力ある兒童が大體九歳より十二歳までに修むる課程なり。但し實際には兒童の實力により進級に遲速あるを以て年齢にも不同を生ず。

此等一萬八千九百三十三人の兒童は資格試験にも合格せず補習科をも修めず、就學義務年限を過して小學校を去りたるものなり。資格試験合格者八萬九百六十五人中三萬百三十三人が中間學校及中學校に進みたるを以て、資格試験合格者の約三七パーセント強が中等學校に進みたるなり。

更に該文部省年報中の督學官の報告に依り地方の資格試験の概況に就て多少知るを得べし。即ち左の如し。

Glasgow, Dumfries, Kirkcudbright, Wigtown, Dumbaron, Renfrew, Argyll, の諸邑村に於ける資格試験は出身學校成績を主とし、學校成績を證する補助として各邑、村共通の筆記試験を課したり。試験の準備其の他の事は教員委員會と教育當局の委員とに依りて爲されたり。

Nairn の中學校(豫科を有せず)を中心とせる小地方は特に中學校入學志願者に英語及算術の筆記試験を課せり。而して試験委員は中學校代表者と小學校長とより成れり。

十四歳以後小學校を退きし者 (十二歳以後特別許可にして義務教育を免除せられたる者も含む)		義務教育免除にあらずして十二歳以下又は十二歳以後に小學校を退きし者	
(甲) 資格試験合格者(主として補習科修業者)	一箇年以上補習科修了者	(乙) 資格試験不合格者	小上受 小中受
	修了し且優等證を受けたる者		校に居ける者
一年修了二年修了三年修了一年修了二年修了三年修了	修了せしも優等證を受けざる者	小上受 小中受	校に居ける者
	修了せしも優等證を受けたる者		校に居ける者
計	11,402人	計	12歳以下 12歳以上 12歳以下 12歳以上
	10,334人		6,605人 3,356人 11,066人 3,575人
總計	9,666人	10,639人	15,673人

Orkney 地方は出身學校成績を考査の出發點として其の個々の場合に就て必要なる筆記試験又は口答試験を行ひたり。Moray, Inverness, の二地方は General Examination 即ち普通の學科試験を行へり。

Cairness 及 Ross 地方は General Examination に更に Test Examination 即ち智能検査を課したり。

最後に附したる統計表により尙幾分以上に述べたる所を補ふべし。(一九二四年文部省年報より)

次表の中間學部(Intermediate Department)又は中學校(Secondary Department)とは中間學校又は中學校が他の課程(例へば豫科)を附屬するが如き場合に中間學校主要部又は中學校主要部を指すものなり。日本に於て豫科を有する大學の本科を大學部と稱するが如し。

特殊學校又は特殊學級とは盲、啞、聾、癩癩、其の他心身缺陷兒を收容するものなり。

年齢による各學校課程の生徒數

年齢	小學校		中學校		中學校		合計
	小學校 (補習科共)	中學校 (又或中間部)	中學校 (又或中學部)	中學校 (又或中學部)	高等科	特殊學校 及 特殊學級	
五歲以下	三、八七九	一、五五	二、七三六	一、二二			四、一七五
六歲	四、六八八	二、七三六	四、六五一	二、〇三三			四、一七五
七歲	六、七七一	四、六五一	四、〇八八	一、八八			四、一七五
八歲	七、四八〇	五、〇三九	四、六五三	六、三三八			七、〇五八
九歲	八、〇四八	五、七四四	四、九六二	八、六九一			八、五、四三〇
一〇歲	八、〇九七	五、六七五	五、三三五	九、一七一			九、一、七五
一一歲	八、〇二二	六、〇三三	五、五六二	一、〇六四			九、一、〇六五
一二歲	七、八八五	五、八四三	五、八三三	一、〇六五			九、一、〇六五
一三歲	七、三六六	五、三三七	五、一七	一、〇六五			九、一、〇六五
一四歲	六、四九三	四、六六三	四、六三七	一、〇六五			九、一、〇六五
一五歲	二、〇七七	四、〇一七	三、四八九	一、〇六五			九、一、〇六五
一六歲	一、二九〇	二、一三三	二、六四六	九、五五			九、一、〇六五
一七歲	二、三六	二、一三三	八、三二六	一、二二〇			一、三、五二八
一八歲及一八歲以上	六、六	一、二四	七、九一	三、一四五			七、一、七二
合計	六七、二四	四、八七	四、八七	九、一、三三	九、一、三三	七、八、一六	八三、七、〇一四

(一九二四年スコットランド文部省年報Aの部附録第五表)

獨逸之

プロイセン高等學校教授時表

A・男子の爲の高等學校

一、ラテン語を基礎外國語とするもの
高等學校(ギムナジウム)

科目	VI	V	IV	UII	OII	UI	OI	UI	OI	計
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
獨逸語	四	四	四	四	四	四	四	四	四	二九
ラテン語	六	六	六	六	六	六	六	六	六	四八
ギリシヤ語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
近代外國語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
歴史(公民科を含む)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
地理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一七
算學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一七
博物學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一七
圖畫	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一七
音樂	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一七
合計	二四	二四	二六	二七	二七	二七	二八	二八	二七	二三八

改正 高等學校(レフォルムギムナジウム)

科目	宗	ラ	第一	第二	地	博	音	計
目	逸	テ	近	代	外	國	語	語
目	教	語	語	語	理	學	物	書
VI	二	五	二	二	二	四	二	六
V	二	五	二	二	二	四	二	六
IV	二	五	二	二	二	四	二	六
UII	二	六	一	二	四	二	二	五
OII	二	六	一	二	四	一	三	五
UI	二	七	一	三	四	一	三	三
OI	二	八	一	三	四	一	三	四
UI	二	八	一	三	四	一	三	四
OI	二	八	一	三	四	一	三	四
計	二	三	八	一	二	三	六	一

二、近代外國語を基礎語學とする學校
正規の改正實科高等學校（レフォルムレアルギムナジウム）

科目	宗	ラ	第一	第二	地	博	音	計
目	逸	テ	近	代	外	國	語	語
目	教	語	語	語	理	學	物	書
VI-IV	一	六	一	一	三	二	七	四
UII	二	八	一	二	二	四	一	二
OII	二	七	一	二	四	一	二	七
UI	二	七	一	三	四	一	二	七
OI	二	七	一	三	四	一	二	七
UI	二	七	一	三	四	一	二	七
OI	二	八	一	四	四	一	二	八
計	二	三	八	一	二	三	六	一

科目	宗	ラ	第一	第二	地	博	音	計
目	逸	テ	近	代	外	國	語	語
目	教	語	語	語	理	學	物	書
VI-IV	一	六	一	一	三	二	七	四
UII	二	八	一	二	二	四	一	二
OII	二	四	四	四	三	二	二	二
UI	二	四	四	四	三	二	二	二
OI	二	四	四	三	三	二	二	二
UI	二	四	四	三	三	二	二	二
OI	二	四	四	三	三	二	二	二
計	二	三	八	一	二	三	六	一

實科高等學校（レアルギムナジウム）

科目	宗	ラ	第一	第二	地	博	音	計
目	逸	テ	近	代	外	國	語	語
目	教	語	語	語	理	學	物	書
VI-IV	一	六	一	一	三	二	七	四
UII	二	六	一	二	二	四	一	二
OII	二	六	一	二	二	四	一	二
UI	二	八	一	二	二	三	一	二
OI	二	八	一	二	二	三	一	二
UI	二	八	一	二	二	三	一	二
OI	二	八	一	二	二	三	一	二
計	二	三	八	一	二	三	六	一

B・女子の爲の高等學校

科	科目	VI・IV	UII	OII	UII	OII	UII	OII	計
宗 逸	教 語	一五六	二三四二	二三四二	二一四二	二四四二	三十一四二	三十一四二	一三八
地 理	學 理	一六二	二三四二	二三四二	二一四二	二四四二	三十一四二	三十一四二	二三八
數 學	物 理	一六二	二三四二	二三四二	二一四二	二四四二	三十一四二	三十一四二	二三八
博 學	語 文	一八六	二三四二	二三四二	二一四二	二四四二	三十一四二	三十一四二	一三五
第 一 外 國	語 文	二一六	二三四二	二三四二	二一四二	二四四二	三十一四二	三十一四二	一四四
第 二 外 國	語 文	二一六	二三四二	二三四二	二一四二	二四四二	三十一四二	三十一四二	一四五
計	樂 書	七五四六	二六	二六	二八	二七	二八	二八	二三八

獨逸高等學校(ドイツチエ・オーベルシュレ)

科	科目	VI・IV	UII	OII	UII	OII	UII	OII	計
宗 逸	教 語	一〇九	二六五一	二六五一	二五五一	一六五一	一六五一	一六五一	一三〇
地 理	學 理	一〇九	二六五一	二六五一	二五五一	一六五一	一六五一	一六五一	一三〇
數 學	物 理	一〇九	二六五一	二六五一	二五五一	一六五一	一六五一	一六五一	一三〇
博 學	語 文	一〇九	二六五一	二六五一	二五五一	一六五一	一六五一	一六五一	一三〇
計	樂 書	一二七	二八	二八	二八	二八	二七	二七	二三八

科	科目	VI・IV	UII	OII	UII	OII	UII	OII	計
宗 逸	教 語	一一〇	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	一四三
第 一 外 國	語 文	一一〇	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	一四三
第 二 外 國	語 文	一一〇	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	三三三二	一四三
計	樂 書	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	一二九

高等實科學校(オーベルレアルシュレ)

科	科目	VI・IV	UII	OII	UII	OII	UII	OII	計
宗 逸	教 語	一五六	四六三二	四六三二	四三三二	四三三二	四三三二	四三三二	一三八
地 理	學 理	一五六	四六三二	四六三二	四三三二	四三三二	四三三二	四三三二	一三八
數 學	物 理	一五六	四六三二	四六三二	四三三二	四三三二	四三三二	四三三二	一三八
博 學	語 文	一五六	四六三二	四六三二	四三三二	四三三二	四三三二	四三三二	一三八
第 一 外 國	語 文	一五六	四六三二	四六三二	四三三二	四三三二	四三三二	四三三二	一三八
第 二 外 國	語 文	一五六	四六三二	四六三二	四三三二	四三三二	四三三二	四三三二	一三八
計	樂 書	七五四六	二七	二六	二七	二七	二八	二八	二三八

三級下以上に於てラテン語を有する改正實科高等學校(レフォルムレアルギムナジウム)

科	目	VI	UI	UI	UI	計
宗 逸	教 語	二	二	二	二	一
第一 外國	語	五	五	五	五	二
第二 外國	語	五	五	五	五	二
歷史 (公民科を含む)	理 學	二	二	二	二	一
地 理	學	一	一	一	一	二
自 然 科	書 畫	二	二	二	二	一
圖 書	樂 器	一	一	一	一	二
音 楽	裁 計	八	八	八	八	三
裁 計		五	五	五	五	七

高等實科學校型のオーベルリツエウム

科	目	VI	UI	UI	UI	計
宗 逸	教 語	二	二	二	二	一
第一 外國	語	四	四	四	四	二
第二 外國	語	二	二	二	二	一
歷史 (公民科を含む)	理 學	一	一	一	一	二
地 理	學	一	一	一	一	二
自 然 科	書 畫	七	七	七	七	三
圖 書	樂 器	五	五	五	五	七
音 楽	裁 計	八	八	八	八	三
裁 計		七	七	七	七	五

科	目	VI	UI	UI	UI	計
宗 逸	教 語	二	二	二	二	一
第一 外國	語	六	六	六	六	二
第二 外國	語	二	二	二	二	一
歷史 (公民科を含む)	理 學	九	九	九	九	三
地 理	學	二	二	二	二	一
自 然 科	書 畫	三	三	三	三	四
圖 書	樂 器	四	四	四	四	二
音 楽	裁 計	二	二	二	二	一
裁 計		九	九	九	九	三

九年制高等女學校 (オーベルリツエウム)

科	目	VI	UI	UI	UI	計
宗 逸	教 語	二	二	二	二	一
第一 外國	語	五	五	五	五	二
第二 外國	語	五	五	五	五	二
歷史 (公民科を含む)	理 學	二	二	二	二	一
地 理	學	二	二	二	二	一
自 然 科	書 畫	二	二	二	二	一
圖 書	樂 器	二	二	二	二	一
音 楽	裁 計	八	八	八	八	三
裁 計		五	五	五	五	七

六年制高等女學校 (リツエウム)

科	目	VI-A	UI	OI	UI	OI	UI	OI	計
宗 逸 教	一 四 六								一 四 六
第 一 外 國 語	一 一 五								一 一 五
第 二 外 國 語	一 一 五								一 一 五
地 理	二 六 二								二 六 二
自 然 科	六 六 二								六 六 二
國 語	五 五 六								五 五 六
音 樂	五 五 六								五 五 六
裁 計	五 五 六								五 五 六
計									一三〇(三七) 三九一

獨逸高等學校(女子)(ドイツ・チェ・オ・ベルシユール)

科	目	VI-A	UI	OI	UI	OI	UI	OI	計
宗 逸 教	一 四 六								一 四 六
第 一 外 國 語	一 一 五								一 一 五
第 二 外 國 語	一 一 五								一 一 五
地 理	二 六 二								二 六 二
自 然 科	六 六 二								六 六 二
國 語	五 五 六								五 五 六
音 樂	五 五 六								五 五 六
裁 計	五 五 六								五 五 六
計									二二九 一三二 一五七

科	目	VI-A	UI	OI	UI	OI	UI	OI	計
宗 逸 教	一 四 六								一 四 六
第 一 外 國 語	一 一 五								一 一 五
第 二 外 國 語	一 一 五								一 一 五
地 理	二 六 二								二 六 二
自 然 科	六 六 二								六 六 二
國 語	五 五 六								五 五 六
音 樂	五 五 六								五 五 六
裁 計	五 五 六								五 五 六
計									二二七 一三八

高等學校型

科	目	VI-A	UI	OI	UI	OI	UI	OI	計
宗 逸 教	一 四 六								一 四 六
第 一 外 國 語	一 一 五								一 一 五
第 二 外 國 語	一 一 五								一 一 五
地 理	二 六 二								二 六 二
自 然 科	六 六 二								六 六 二
國 語	五 五 六								五 五 六
音 樂	五 五 六								五 五 六
裁 計	五 五 六								五 五 六
計									二二七 一三八

實科高等學校型

音 樂	五(四)	音 樂	五(四)	體 操	三	體 操	三
體 操	三	體 操	三	體 操	三	體 操	三
作業教授	一(二)	作業教授	一(二)	作業教授	一(二)	作業教授	一(二)

三 實際的教職活動の指導

第一 半 期	第三 半 期	第二 半 期	第四 半 期
三	三	三	八
三	八	三	八

必 修 時 間	三〇	三〇	三〇	三〇
---------	----	----	----	----

(附) キールペダゴギッシニアカデミーの教育大學の時間表

一 科學的講義及演習

第一 半 期	第二 半 期	第三 半 期	第四 半 期
四	四	二	二
一	二	二	二
二	一	二	二
二	一	二	二
二	一	二	二
二	一	二	二
二	一	二	二
二	一	二	二
二	一	二	二

郷土的國民學 郷土の動物及動植物論又 郷土の風土學	計算及幾何 歴史及公民學又は地理 生物學又は物理化學 作業教授、裁縫(技術的教育 と關係づけて)	音樂又は圖畫 操(實際的練習と關係 づけて)
---------------------------------	--	------------------------------

二 藝術的技術的教育

黑板圖畫 音 樂 作業教授 又は裁縫	圖 畫 會話教育 音 樂 體 操 作業教授 又は裁縫 家庭經濟	音 樂 體 操	音 樂 體 操 作業教授 又は裁縫
-----------------------------	---	------------	----------------------------

三 實際的教職活動の指導

陶治過程に關する 實際的教職 活動の指導 (アカデミーの學校 及地方學校に於て)	小學校の陶治財への 指導内に於ける 教授參觀	アカデミーの學校に 於ける最初の三ヶ月は地 方學校及基礎學校) 教授に關する討議	アカデミーの學校に 於ける教授 に關する討議
--	------------------------------	---	------------------------------

必 修 時 間	二七	二六	二四	二二
---------	----	----	----	----